

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2001. 12 No.97

981年5月20日第4種郵便物認可
SN 0385-065X



環境の思想と実践

テロとIT不況／反グローバル化NGO／インドネシア
セーフガード／日本の警察／学校の安全

大月書店*好評の新刊から

誰がタリバンを育てたか 緊急出版!

マイケル・グリフィン著／伊藤力司、小原孝子、浜島高而訳 46判・2600円

「タリバンを最もよく知る」と評される国際ジャーナリストが、タリバンとアメリカの結びつき、ビンラディンとの関係、CIAとの噂の真相に鋭く迫る

グローバリゼーションと東アジア経済

堀中 浩編 A5判・3600円

域外輸出指向の強い産業の再編により回復基調に入ったとされる東アジア経済。その推進力を、現代資本主義とグローバリゼーションの構造の中で探る

日本に農業は生き残れるか 新基本法に問う

田代洋一著 46判・2400円

全国で40万戸の農家さえ残ればよいとする新基本法に対し、農家・自治体・国民は何ができるのか？その本質を見すえ、ぎりぎり可能な現実策を考える

仕事と家族と幸福感 北欧・東欧5大都市の比較調査

エリナ・ハーヴィオ-マンニラ著／橋本紀子、森口藤子、橋本美由紀訳 A5判・2800円

北欧・東欧5大都市の技術者・工具・教員1200人を対象に男性と女性の仕事の特徴、職場と家庭の人間関係、そして幸福感についての意識調査をまとめ

エコフィロソフィーの現在 自然と人間の対立をこえて

尾閑周二編 46判・2800円

地球上の自然環境はのっぴきならない状況になっている。人間と自然との関係を根本的に考える中から、それらの新たな融合をはかる21世紀哲学の試み

リキッド・モダニティ 液状化する社会

ジークムント・バウマン著／森田典正訳 46判・3800円

「いま」という時代がどこにむかって流れているのか。現代の創造的な思想家の一人による、変転する社会・政治生活諸条件についての才気あふれた分析

[ソ連極秘資料集]大肅清への道

スターリンとボリシェヴィキの自壊 1932-1939年

アーチ・ゲッティ、オレグ・V・ナウモフ編 川上洸、萩原直訳 A5判・15000円

志操堅固な大勢の革命家が、なぜ自らを「敵のスパイ」と証言して、スターリンの前に首を差し出したのか。20世紀史最大の謎を解き明かす衝撃の資料集

大月書店ホームページ
<http://www.otsukishoten.co.jp/>

大月書店

東京都文京区本郷2-11-9
電話03(3813)4651(代表) 税別価格

経済科学通信

Letters of Economic Science

第97号（2001年12月）

TOPICS 2

テロとIT不況／反グローバル化NGO／インドネシア／セーフガード
日本の警察／学校の安全

SPECIAL EDITION 特集 環境の思想と実践

サステイナビリティの政治経済学	宮本 憲一	15
価値論のポテンシャル		
— ジェンダー差別・環境問題・地域通貨 —	梅澤 直樹	22
環境論と価値論		
— アマルティア・センを手がかりとして —	吉田 文和	28
アマルティア・センにおける環境と価値	吉川 英治	33
環境の倫理について		
人間—自然の対立から環境の社会的倫理へ	牧野 広義	37
地域からサステイナビリティ社会を創る	藤井 純子	43
ボン合意と資金供与メカニズム	大島 堅一	47

投稿論文

『近代知の地平の超克』論の批判のために	宮田 和保	52
---------------------	-------	----

現代社会批評

企業別労組と企業内専制の現代的日本の特質	鈴木 富久	58
----------------------	-------	----

政治学入門

「新しい政治」とエコロジスト政党	畠山 敏夫	63
------------------	-------	----

書評		69
----	--	----

中村哲編著『経済学批判要綱』における歴史と論理／森岡孝二・杉浦克己・
八木紀一朗編『21世紀の経済社会を構想する』／松尾匡著『はるかさんとラピート君の
入門今どきの経済 国家から市場へ、そして……』／佐々木雅幸著『創造都市への挑戦 産業と文化の息づく街へ』

Information

Asian Business & Management (ABM) ジャーナルの発刊に寄せて	十名 直喜	77
------------------------------------------------	-------	----

誌面批評		78
------	--	----

基礎研だより		80
--------	--	----

◆同時テロと不況の「深刻化」

IT革命の主役たちの転落

2001年9月11日の、米国にたいする同時多発テロの発生後、米国の景気が急激に悪化し、それについて世界全体の景気も悪くなつた。とりわけ猛烈な「下げ」を示したのは株価で、米国のIT革命の主役(マイクロソフト、インテル等々)をずらりとそろえているNASDAQ指数(1971年2月5日=100)は、2000年3月平均の4803から、今年9月28日の1499へと、3分の1以下に

崩落した。NYダウ工業株平均も1万ドルを割り、日本では日経平均株価が1万円を割った(そのピークは89年12月29日の3万8915円であったのに)。

図表1で、個々の株価の動きをみれば、それらの惨落ぶりは文字どおり目をおおわせるばかりである。米国のIT革命の花形株価は、(マイクロソフトを除き)だいたい10分の1前後に下がっている。日本のIT革命の花形株(ソフトバンク以下の3銘柄)の値にいたっては、何と100分の1前後に下がって

いる。ソニー以下の優良銘柄の値下がりも激烈である。

IT革命がもてはやされたのは、ほんの昨日のことであったのに、その変わりようの何と激しいことであろうか。このような株の暴落と同時に、実体経済の悪化も急速に進んでいる。

「ニューエコノミー」 神話の崩壊

1990年代後半の米国では、10年近くつづいた好況を背景にして、「いまや米国経済は、規制緩和とグローバリゼーションとIT革命によって、景気循環(不況)がなくな

図表1 ITバブルの崩壊

(IT花形株の株価の推移)

株式銘柄		(A) 2000年3月31日終値 (1\$未満4捨5入)	(B) 2001年9月28日終値 (同左)	(A) → (B) 下落率(%)
米国	Amazon・ドット・コム	67ドル	6ドル	-91.0
	アップル・コンピュータ	136	16	-88.2
	シスコ・システムズ	77	12	-84.4
	インテル	132	20	-84.8
	マイクロソフト	106	51	-51.9
	オラクル	78	13	-83.3
	ヤフー	171	9	-94.7
株式銘柄		(A) 最高価格(円)	(B) 2001年9月28日終値(円)	(A) → (B) 下落率(%)
日本	ソフトバンク	198,000(00年2月)	2,110	-98.9
	光通信	241,000(00年2月)	990	-99.6
	ヤフー	167,900,000(00年2月)	2,200,000	-98.7
	ソニー	33,900(00年3月)	4,390	-87.1
	NTTドコモ	7,680,000(99年5月)	1,610,000	-79.0
	富士通	5,030(00年1月)	999	-80.1
	NEC	3,450(00年7月)	973	-71.8
		松下電器	3,320(00年3月)	-56.0

出所) 米国の(A)は『日本経済新聞』2000年4月1日付夕刊。

米国の(B)、日本の(B)は同2001年9月29日付夕刊。

日本の(A)は東洋経済『会社四季報』2001年新春号。

り、好況が永続するニューエコノミーの段階に入った」という議論が大いに幅をきかせていた。それを受け、日本でも、「構造改革をおこなって、規制緩和をおしすすめさえすれば、IT革命が促進され、日本経済が活力をとりもどして、雇用が増大する」という主張が、時を得顔に吹聴されていた。小泉首相のいう「構造改革をおこなえば、一時的に痛みが生ずるが、やがて日本経済が活性化して、雇用がふえ、その痛みもなくなる」という議論も、究極的には、このニューエコノミー論を根拠にしていたのであった。

このニューエコノミー論にたいしては、かねてから「たとえ雇用がふえても、貧富の差が激しく拡大している」ということがびしく指摘されていた（それは統計的にも実証されていた）が、いまではそれに加えて、その「規制緩和による好況永続論」それ自体が、偽りであったことが、白日のもとにさらされたのである。

「世界恐慌到来」とみるのは早計

しかし、他面、そうであるからといって、この不況を「世界恐慌到来」とみるのも、早計である。その理由は次のとおりである。

①まずこのテロによる不況の「深刻化」（消費の抑制と貯蓄の増加、航空機旅客の減少等々）は、一時的なものである、と考えられること。②この不況は、米国では、本来、テロに関わりなく、昨年4月の株価下落から始まったものであり、10年近くつづいた好況の必然的帰結といえる「循環性不況」であるこ

と。③今日の資本主義のもとでは、景気循環は基本的に「国家によって管理された景気循環」になっていて、政府の財政金融政策等によって不況を緩和させ、景気を回復させることが可能であること（但しその政策の巧拙により、結果にはさまざまな差が出るが）。④IT革命はなお進行中なので、景気回復後にはもう一度好況がくる可能性もあること。

こういう理由があるため、今後の米国の景気はU字型のコースをたどると、ひとまずみることができよう。しかし、そのU字の底辺の大きさと長さと、ドル暴落問題や資本の対外移動問題等々には不確定な要素が多く、決して厳重な監視の目を離すことはできない。

日本の不況は、①米国の不況（とそれに関連するアジア諸国の不況や経済政策）に左右され、また②小泉内閣の経済政策によって左右される。その結果として非常にひどいこと（大規模な倒産、リストラ、失業）が起こる可能性もあるが、国民のたたかいと世論によってそれを修正させる見通しもある、というのが（実際にこうしかいえないのが）現実である。

「不況対策」では論争問題がいっぱい

じつは、経済学の内部では（マルクス経済学の内部でも、近代経済学の内部でも）、不況（とその原型である恐慌）それ自体についても、また不況対策についても、昔から今まで、非常に数多くの激しい論争がつづけられてきている。しかしそれを書いていては、とても紙数が足りないので、ここでは今日の日

本の不況対策をめぐる論争に、ほんのひとことふれるだけにしたい。

まず、いま、政府・与党・財界側（「体制側」）の内部では、「構造改革先行派」と「景気対策先行派」とが対立して、論争をしている。小泉内閣は、竹中平蔵経財相を先頭に立てて前者の旗をふっているが、その内部では実質的には後者の発言力も大きい（浜田宏一内閣府経研所長などは後者に入ろう）。この対立は、近代経済学の内部の新保守主義派（「新自由主義派」）とケインズ派との対立につながっていて、今日の日本の近経学者も、大まかな傾向としては両派に分かれている（但し折衷派が多いのが日本の特徴であるが）。

他方、マルクス経済学の方をふりかえれば、ここにはこの問題をめぐって多種多様な議論と論争がうずまいている。ほんの目先の（私が関係した）問題だけに限ってみても、私は、革新側の不況対策として「マルクス・プラス・ケインズ政策」を唱え、生活向上のための多額の財政支出を「国債の日銀引き受けと、その棒引き」（但しインフレ抑制措置つきで）を提案しているが、それにたいしては反対論も多い。また私は、「国民のための構造改革」として「民主的な大きい政府（北欧・中欧型の高度福祉国家）」を作ろうと提唱しているが、それにたいして「今日では小さい政府指向にこそ合理性がある」という見方（私が尊敬している基礎研の何人かの人々の見方を含めて）もある。私は（その他の多くの論争問題でも同じであるが）論争の活発化こそが進歩と「解決」に導くと期待している。

（小谷 崇 政治経済研究所）

◆大国主義・暴力をめぐる 反グローバル化NGOの論争

1999年11月のWTO閣僚会議(シアトル)の7万人、2000年4月の世界銀行・IMF春季会議(ワシントン)の3万人、2001年4月の米州サミット(ケベック)の5万人、そして7月のG7サミット(ジェノヴァ)の20万人、と新自由主義型のグローバリゼーションに反対する社会運動が未曾有の高揚を示してきた。2001年1月には、スイスのダボスで開かれた「世界経済フォーラム」に対抗して、地球の反対側にあるブラジルのポルトアレグレで「世界社会フォーラム」が開かれ、世界各地のNGO代表ら1万6千人が集まった。経済開発に社会開発を対置する時代、経済の論理にたいしてエコロジーと市民社会の論理でもって対抗していく時代が始まったのである¹⁾。

高揚期に入った社会運動を、どのように発展させていけばよいのかをめぐって、NGO内部で活発な

論争が行われている。以下、ホットな論争点を2つ紹介する。

中国のWTO加盟をめぐって —大国主義ナショナリスト と国際主義者の分岐

反グローバリスト陣営は、現実には2つのグループから構成されている。大国主義的なナショナリスト・グループと第三世界民衆との連帯を重視するインターナショナリスト・グループである。2000年末の米国では、中国への最恵国待遇の恒久化や中国のWTO(世界貿易機構)加盟をめぐってホットな論争が展開されたが、その中で、上記2つのグループの対立が浮かび上がった。

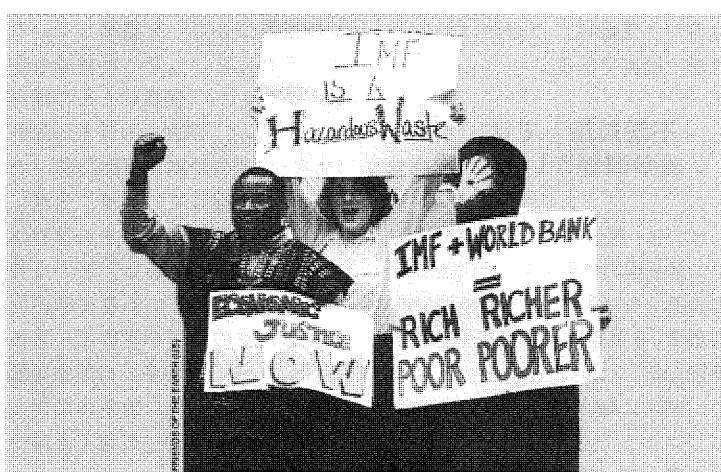
一方には、労働・環境基準が一定の水準をクリアしないかぎりは、中国からの輸入を認めないとして、中国からの安価な製品の流入を阻

止し、米国内部の労使の特権的な地位を守ろうとするナショナリストの主張がある²⁾。中国のWTO加盟—最恵国待遇恒久化は、もう一つのNAFTA(北米自由貿易協定)の道であり、賃金・労働条件、人権・環境水準の最底辺への切り下げ競争の起動力を強め、米国の貿易赤字を激増させ、国内の高賃金の製造業の仕事を奪うだろう、と彼らは論じた。先のシアトルの大集会でも、労働組合の代表や相当数の環境団体がこのように論じ、「共産主義国」中国を敵視する宗教右派や反共台湾ロビーと吳越同舟する結果となった。

他方には、国際主義的な公正貿易論者がいる³⁾。ナショナリストの主張は、20世紀初頭の「黄禍論」—中国・アジア移民排斥運動の再版になりかねないと彼らは警鐘を鳴らす。

なぜなら第一に、貿易を武器にして途上国の労働・環境基準を高めていくという方策は、漸進的に、何よりも中国の民衆の支持と共感を得つつ進めていかなければならぬ。中国における低賃金・低人権は、ある程度までは「自然現象」であり、労働運動や国家の介入によって、自在に引き上げができるものではない。それが証拠に、民主主義と自立した労働運動が健在なインドの賃金水準は、中国とそれほど変わらず、逆に労働組合の弱いシンガポールや台湾では、過剰人口の枯渇のおかげで、賃金水準が急上昇している。

第二に、不公正な差別待遇を是認できるのは、当該国の解放運動がそれを求めているばかりである(ビルマやかつての南アフリカのように)。NAFTA協定反対の点



98年国際通貨基金総会への抗議（提供『地球の友』）

で、メキシコの進歩的運動と米国の運動は連帶しあえたが、中国のばあいはそれがない。したがって不用意に進めると、中国の民衆と米国の進歩的運動とが対立しあう危険がある。

第三に、弱者（中国）よりも強者（米国政府と米国系多国籍企業）を闘いの相手にするべきだ。中国民衆と連帯しつつ、中国で労働基準と人権を日常的に侵害している米国系の多国籍企業を批判する運動を米国内で強めることが大切だと国際主義的な公正貿易論者は論じるのである。

暴力的闘争の是非をめぐって

社会運動が盛り上がる時には、暴力的な闘争を主張する挑発分子が生まれてくるものである。1960年代後半から70年代にかけての日本では、「全共闘」を名乗る過激な集団が生まれ、彼らを挑発分子と規定する共産党系の青年組織と衝突した。同様に、最近のグローバリゼーションに反対する社会運動のなかでも、アメリカ系企業の支店を襲撃したり、警備陣と衝突した

りする挑発者集団がうまれている。その代表例が、黒色陣営（ブラック・ブロック）と呼ばれるアナーキスト集団であり、運動への弾圧を呼び込む絶好の口実となっている。実際、ジェノヴァでは、この集団のなかに警官がまぎれこみ、挑発を誘導したり、権力側がこの集団メンバーを泳がせ利用しているといった情報がもたらされている。

ただし、彼らと運動内部で対峙している中軸が、アクティブな市民的不服従を展開しようとする非暴力主義者であることが30年前の日本との違いである⁴⁾。30年前の日本では、「正当防衛」と称して暴力集団と対峙したグループも、同様の暴力を行使してみたり、逃げさるといった受身の対応をすることしかできず、果敢に非暴力直接闘争を展開するグループは、皆無に近かった。今日、アクティブな非暴力主義者は警官隊と黒色陣営の間の暴力の応酬を封じこめるために、大きな役割を果たしているし、今後はこの間の事態を総括して、一層巧みに果たしていくであろう。この間に歴史は、明らかに前進している。

1) 北沢洋子「世界を揺るがすグローバル化反対デモ」『エコノミスト』2001年9月18日号、40～41ページ。またジェノヴァサミットの詳細は、<http://www.jca.org/kitazawa/index.htm>。米国の運動は<http://www.globalizethis.org/s30/>。米国の主流派労働組合の対応は、http://www.aflcio.org/globaleconomy/global_justice.htmを参照されたい

2) 代表的な論者として、Robert Scott, The High Cost of the China-WTO Deal, EPI Issue Brief#137, 2000; Marc Weisbrod (Center for Economic and Policy Research), China Trade Issue: Very Much Like NAFTA, <http://www.fpif.org/china/index.html> を参照。

3) たとえば Walid Ben Bello ; Anuradha Mittal, Dangerous Liason, <http://www.fpif.org/china/index.html>

4) 非暴力直接抵抗の意義については、藤岡 慎「ワシントンで見た反グローバリズム市民運動」『経済』2000年7月号を参照。

(藤岡 慎 所員 立命館大学)

◆ 「民主化後」の東南アジアの難題 —インドネシアの事例によせて—

新世紀の幕開けは
「政権交代」劇とともに

21世紀は、日本やアメリカばかりでなく、東南アジア諸国においても相次ぐ「政権交代劇」によって幕が上がった。本稿は、この激動期

における東南アジアの政変ドラマ、またインドネシアの事情などについて、暫く考えてみようとするものである。

1月22日、フィリピンのジョセフ・エストラーダ大統領が任期半ばにも達せずにその職を追われ、アロヨ・マカバガル副大統領が大

統領に就任した。2月には、前月に行われた下院議員選挙の結果を受けて、タイのチュアン政権が崩壊しタイラックタイ党（タイを愛するタイ人）の党首タクシン・チナワット氏を首相とする政権が誕生した¹⁾。そして7月23日、ついにインドネシアでアブドウラフマン・ワヒッド大統領が就任後わずか2年足らずで失脚し、メガワティ・スカルノブトリ副大統領にその職を譲ることになった。

さて、われわれは、このように相次いだ東南アジアの「政権交代劇」には、いくつかの共通点があることに気がつくのである。まず第一に、ともかくもこれらの国々の住民はマルコス、スハルトという強大な「開発独裁」政権を打倒した政治的経験をもっている。この点は、1992年に「民主革命」を成功させたタイの状況も同様である。したがって、この度の「政権交代劇」には、選挙や大衆集会などある程度の都市住民の意志を反映したいわば「ポピュリズム的政権内」の交代劇であるという要素をもち、失脚したなどの政権も、直接間接的に住民の選挙行動との関連で誕生したものであった。国家の政治・経済機構を独裁的に牛耳る事はできず、住民たちの要求や期待に応えることを使命とする「民主的な」政権としての側面をもっていた。しかし、経済的基盤が脆弱な各国では、住民たちの最大の関心事である生活不安の解消はままならず、少しの衝撃によって社会不安が増幅され、各政権の基盤が揺らいでしまうのである。

第二に、東南アジアの各国では、1997年の通貨危機以降、IMF（国際通貨基金）やADB（アジア開発銀

行）の示す「経済改革」路線により強く支配されるようになり、世界経済への依存を強めることになった。グローバリゼーションの名のもとに、より大幅な規制緩和や自由化が促進され経済構造を対外依存型に合理化されたのである。その結果、かつては特権に保護されていた銀行や金融機関は大幅に整理され、外資系を含む大企業の再編、M&A、リストラが横行し、中小企業の倒産が増加するなど、特に都市住民の生活不安が増大した。「民主的」系譜にある各政権には、背後に国民の政治的意識の高まりを感じながらも、“IT不況”、“ヘッジ・ファンド”など世界経済からのマイナス圧力への対処などの新たな難問に直面することになった。すなわち、住民の生活要求とは逆行する条件が国際的な重圧となってきたのである。

第三に、この3国のリーダーたちの多くが「資産形成疑惑」²⁾を抱えている点でも共通している。たとえば、タイでは政治改革を柱にした新憲法下の最初の選挙で豊富な資金力をもつタクシン氏が勝利したが、彼は最右翼として知られており、また副首相当時の資産隠し疑惑が指摘されていた。しかし、最悪の「通貨危機」の発祥地であるタイの人々は、大富豪となり成功した彼の経済政策（特に農村経済への支援策など）への期待を優先させた。また、エストラーダ氏は、その極端に放漫な私生活がクロニズムの復活を許し、それが個人資産の蓄財方法疑惑と重なった時に抜き差しならぬ状況に陥ることになった。そして、ワヒッド氏の失脚の理由には、宗教的指導者への尊敬の念が、資金的疑惑という現実

的な問題の前では次第に色褪せていったとみることができるだろう。要するに、人々の政治的関心は今、経済問題へと大きくシフトしていくことを窺うことができるのである。

最後に、経済のグローバル化の進行と共に、“世界の生産工場”としての東南アジア諸国の経済的地位が、現在微妙に変化しつつあるのではないかと思える点である。

輸出依存型の高度成長に夢を託し、多国籍企業の国際生産と結びつく産業構造のハイテク化促進という方向性は、世界経済の停滞傾向のなかで予定した程には進行しなくなかった。さらに、香港の集積力の向上や市場経済化を推し進める中国の台頭は、東南アジア諸国の経済発展にとって新たな脅威ともなりつつある。

したがって、今やかなり批判能力を高めた住民ばかりでなく、再編を繰り返さざるを得ない経済界からは、再び強力なリーダーシップをもつ政権の存在を期待する声がきかれるのである。いずれの政権にとっても難題が山積みである。

インドネシアの 「政権交代」劇

フィリピンとインドネシアで罷免された大統領は、ともかくも選挙などの民主的手続きを経て選出されたものであったが、政権運営の手法への批判が増幅され、次第に孤立を深めていった点で類似している。また、その後に政権を受け継いだ新大統領が、いずれも元大統領の娘といふいわゆる「2世大統領」であり共通している。

インドネシアのワヒッド前政権

は、1999年10月、国民協議会において初めて民主的に選出された大統領であった。敬虔なイスラームの指導者の家系出身のウラマーらしく、就任以来、精力的にスハルトの残した「負の遺産」の解消と民主化の推進に尽力していた事は事実であった。東ティモールの独立承認、アチェ特別州の分離独立運動を推進しようとする「自由アチエ運動」と停戦協定を結び、イリアンジャヤの和解工作に努力した。またスハルト元大統領の汚職など一連の裁判を開始し、住民運動を弾圧した国軍司令官を更迭することも忘れてはなかった。また、彼が総裁をつとめていた「ナフダドール・ウラマ」が過去において「どれだけの共産党員やそれと見なされた人たちを殺害したかはまだ解明されていない」として「共産党非合法化撤廃」をテレビで訴えたりもした³⁾。

ところで、こうした「民主化」のコストは実に高額であった。その背後には、石油、天然ガス、金や銀、錫、その他の天然資源の経済的権限の、地方への移譲要求が含まれており、中央政府が各地方との妥協策を講じる度にその財源が減少し、中央政府の経済運営が難しくなり国民の生活は少しも好転しなかった。一方、貴重な外貨の稼ぎ手である東カリマンタン、リアウ島などからの開発予算増額要求にはそれまでの倍額で応じた。産業界には電力料金の値上げなどへの反撥をうけて本年1月から新投資優遇税制を実施したが、すでに就任半年後の昨年5月頃には「対外債務の返済への悪影響」を懸念する声が邦銀関係者からも聞かれるようになっていた。

さらに、ワヒッド大統領は、それ

までの政権中枢部で影響力を掌握していた国軍幹部ウイラント将軍やギナンジャール元経済・財政・産業担当調整相など重要ポストの官僚たちを次々に逮捕或いは更迭した。こうしてワヒッド氏は一挙に「民主化」を進めようとすればするだけ自らの政権内部の不協和音を増幅し、次第に孤立化の道を進んでいく結果になった。生まれたばかりの「民主的」新政府を支える政治的経済的人的基盤を確立する前に、国内を「独裁的に民主化」しようとした事によって、ついには周囲からも国民からも信頼を失ったのである。

さらに、もう一つの条件を直視する必要がある。それは、この国が余りにも長い独裁政権の体制下で、社会の隅々までスハルト色に染まり、社会には一定の秩序ができていたという事実である。たしかにスハルト氏は失脚したが、その影響力は財政界そして軍部の中核に明確に残っており、それが絶えず“復活の時”を窺っているのである。ワヒッド氏の失脚劇の始まりが、彼のマッサージ師を通じた政府食料調達庁の公金横領容疑（350億ルピア、約4億3000万円）との関わりなどであったが、こうした“落とし穴”を仕組む勢力への目配り不足にも、この政権が短命に終わる一因があったのではないかと考えられる。

今年になると、ワヒッド大統領の周辺に対する政治資金不正疑惑はさらに増え、国民の罷免要求デモは日増しに拡大し国会との対立も表面化した。ついに7月23日、国民協議会は憲法の規定にしたがって彼を罷免し、メガワティ・スカルノブトリ氏を第5代大統領に、ワ

ヒッド、ハビビ内閣の閣僚であつたハムザ・ハズ氏を副大統領に選出したが、彼女⁴⁾はワヒッド氏の大統領職を引き継ぐためにその在任期間は約3年3ヵ月しかない⁵⁾。

メガワティ新大統領は、就任の挨拶で「国民協議会だけではなく広く国民の声を聞いて全力を尽くす」ことを約束したが、その現実は貧困や膨大な対外債務などの経済問題、いつまた政敵に変身するかもしれない与野党の政治勢力との関係、そして複雑化する民族問題など解決すべき難問が山積みされたものである。政権運営は、高い政治意識をもつ国民に配慮した民主的なものでなければならず、また極度に停滞した経済活動を活性化し貧困に喘ぐ人々の生活条件の改善に努めなければならない。

「ゴトン・ロヨン（相互扶助）内閣」と銘打って発足したこの政権には、ワヒッド、ハビビそしてスハルト政権時の閣僚経験者や産業界の事情に通じた経済専門家を多く含み、政治的には主要政党の合意を重視する閣僚チームとなっている。また国際社会にアピールするためとして、諸外国、特に日本からの支援に依存する方法を重視し、すでにメガワティ政権誕生の約1カ月前に、数人の側近が来日し密かに日本の政界要人や金融関係者らと面会したという⁶⁾。CGI⁷⁾などを通じてこの国に最大規模の援助を続けてきた日本の財政界に通じておきたいという意向なのであろうが、こうした性向は現在のメガワティ政権の端々に現れている様に思われる。

新たな局面にたって

タイやフィリピンなどの東南アジア諸国と同様、近年では、インドネシアの貿易構造も、従来の一次産品中心からエレクトロニクス関連製品の貿易の比重が増すなどいわゆるハイテク関連産業に重点が移ってきた。その結果、いずれの国も、現在の世界的なIT不況の深刻な影響をもろに受ける危険性を増したのである。さらに今年になって、中国製品の東南アジア市場への流入が増加し、インドネシアでは家電市場の約30%が中国製品によって占められたとの情報⁸⁾もある。国内に貧困層を多く抱えるこれらの国々にとって、付加価値を増産し経済的な優位性を求める政策は、逆に厳しい国際競争に身をさらすことをも意味した。世界的なIT不況が深刻になる中で、これらの新政府が国民の期待に応じて経済的な困難を克服する事は一層難しい課題となり、場合によっては政権基盤がさらに不安定になる可能性をもっているのである。

さて、今年9月11日のアメリカにおけるテロ事件発生の直後、メガワティ大統領はブッシュ大統領や日本政府に対し「テロには断固たる態度で臨む」が「インドネシアは主権国として、自らの行動については独自の判断で決める」発言をしたと伝えられた⁹⁾。その後、国内ではイスラム各団体のジハード

の呼びかけや「インドネシア政府は米国の影響を受けないように。領海領空の通過を認めないように」との要求や、各地のデモなどが頻発している。こうした状況を受けて、本稿執筆の10月15日朝の衛星放送は「いかなる国も犯人探しのために他国を侵犯する権利はない」とのメガワティ大統領の演説を伝えていた¹⁰⁾。

2億人の国民の90%以上がムスリムであるインドネシアの動向は、アブ・サヤフやモロ独立戦線、その他多くのムスリムを抱える他の東南アジア諸国に対しても大きな影響を与えることは容易に推定できる。またアジア諸国の社会的動揺は、製造部門のかなりの割合をアジア各地に移転して国際生産を行うようになった日本経済のあり方に大きな影響を与える。東南アジアでの社会変動はわれわれに対してもまた新たな難題を投げかけていると見るべきであると思う。

1) このタクシ首相もまた自らの資産隠匿疑惑がかけられ、憲法裁判所で係争中であったが首相就任後無罪になった。もし有罪ならば、彼は5年間公職につづくその内閣は総辞職しなければならなかつた。

2)かつての独裁者やその子弟の中には、金銭的スキャンダルは数限りなくあった。スハルト一族も同様で、特に、3男トミー・マンタラ・ブトラは横領や土地取引などの汚職に対して最高裁判で実刑判決を受けたが、ワヒド政権

下では逃亡しており収監を免れた。そしてついに今年9月末、メガワティ政権になってから逆転無罪となった。同様に、限りなく黒に近い灰色でタクシン氏も無罪になった（8月3日、憲法裁判所（JETRO資料01, 08, 09号による））。一方、政権を失ったエストラーダ、ワヒド両氏は現在係争中である。

- 3) 2000年5月20日、インドネシア国営テレビ番組からの報道
- 4) 「スカルノブトリ」とは「スカルノの娘」の意味
- 5) 当時の報道によればこの日の国民協議会の投票用紙には「激励メッセージ」も書き込まれるなど「議場は笑いと歓声でお祭り騒ぎのようになった」
- 6) 来日したのは、闘争民主党幹部ラクサマナ・スカルディ氏、ハビビ政権時の財務相バンバン・スピアント氏らである。日本経済新聞2001年6月27日号
- 7) インドネシア支援国会議の略称。昨年10月東京で開催されたCGIでは、援助総額48億ドルのうち日本は宮沢構想の一環として15億8500万ドルの財政支出を表明した。日本は最大の支援者である（JETRO資料ワールドアイ2000年10月23日号）。
- 8) JETRO資料ワールドアイ2001年4月10日号
- 9) 日本経済新聞2001年9月28日号
- 10) 2001年10月15日朝 BSニュースから
(和田 幸子 所員 神戸市外国語大学)

◆タオル産業のセーフ・ガード 発動要請が投げかける問題

事態の概要と推移

2001年4月23日、ネギ、生椎茸、畳表の農産物3品に対して、農林水産物を含むモノ全般を対象とする一般セーフガード（緊急輸入制限措置）の暫定措置が発動された。実施期間は2001年4月23日から2001年11月8日までの200日間。この発動に続いて注目されているのが、外国製品の輸入攻勢に苦しむ繊維製品の産地による繊維・衣料製品全般を対象とした繊維セーフガード発動要請である。本稿は今治市という日本一のタオル産地を抱える愛媛からの、タオル工業組合によるセーフガード発動要請の背景とそれが投げかける問題をめぐるレポートである。

まず、セーフガードについて簡単に整理しておこう。セーフガード（特定の产品的輸入に対する緊急措置）とは、1994年GATT（関税及び貿易に関する一般協定第19条、セーフガード協定）とWTO（世界貿易機関）セーフガード協定で認められている緊急輸入制限のことを探し、輸入急増による国内産業への重大な損害を防止するための緊急的措置である。関税の引上げ措置と輸入数量制限措置の二つの方法がある。日本国内の根拠法は、前者については「関税定率法第9条」及び、「緊急関税等に関する政令」であり、後者については「外為法」及び、「輸入貿易管理令に基づく経済産業省告示」である。セーフガードには対象によって三つの分

類があり、上記二つ以外には、ウルグアイ・ラウンド合意において関税化した農産品（米、小麦、大麦、乳製品、でん粉、雑豆、豚肉[数量ベースのみ]、生糸等）を対象とする特別セーフガードがある。

次に、セーフガード発動に向けた動きを時系列的に見ておこう。2001年2月26日に日本タオル工業組合連合会（以下タオル組合と略す）は総会決議の後、経済産業省に対してセーフガード発動措置を要請した。これに対して経済産業省は同年4月16日、繊維セーフガード発動についての調査を開始した。

一方、タオル組合では経済産業省の調査開始を受けて業界での自力改革を目指すべく、4月28日に「タオル業界構造改善検討会」を発足した。この検討会は、7月6日に「タオル業界構造改善ビジョン」の中間発表を行い、8月30日に「タオ

ル業界構造改善ビジョン—消費者視点に立ったタオル産業の再生に向けて—」を最終報告として取りまとめた。さらに、タオル組合では、9月中にも予想される経済産業省のセーフガード発動についての調査結果公表を前にして、大阪と今治で「繊維セーフガード早期発動総決起大会」を同時開催（9月8日）した。

こうしたタオル組合のセーフガードを求める動きの一方で、これに反対している企業がある。それは、中国に投資し、生産拠点を設けているタオル製造企業10社（うち愛媛県内企業は7社）を中心として結成されている「中国進出タオル企業連絡協議会」（以下、連絡協議会と略す）である。連絡協議会は、7月18日にセーフガード発動に反対する意見表明を経済産業省に対して行った。また、9月7日にも「中国タオル業界が日本の業界などとの話し合いを求めている。これに応じるよう業界を指導してほしい」という嘆願書を提出した



今治タオルを守ろう！と7月29日、初の総決起集会
出所) <http://www.tiki.ne.jp/~minsho3704/imab15.htm>

(朝日新聞9月9日付)。

このようなセーフガードに対するタオル産地の対立は、セーフガードそのものをめぐる問題の根深さを示している。以下では、問題の背景を具体的に見ていくことにする。

問題の背景

日本のタオル業界はすでに'70年代において輸出比率が3%前後しかなく、この数値は'90年代半ばで0.15%まで低下している。この意味で、日本のタオル産業は典型的な内需依存型の産業であるといつてよい。さらに、国際貿易という点から貿易特化指数と輸入浸透度をみると、例えば、'90年代半ばに前者が-0.97~-0.99に達し、後者では30%を越え、比較劣位産業の地位にあることがわかる。

こうした事態を加速的に強めた要因に、'80年代半ば以降進行した急速な円高があることは論を待たない。特に、'80年代以降の主要輸出元である中国の人民元の円に対する過小評価率(PPP Gap, 1980年基準)が40%を越え、四国タオル産業の生産性上昇率(1980年基準の指標)を上回った1985年、86年あたりから輸入浸透度の急速な高まりが見られる。輸出主導型成長政策の結果としての円高の急速

な進行が、比較劣位産業となっていたタオル産業を直撃した形になつたのである。

この状況に対して、産地では二方向の対応がとられた。一つは、高付加価値化戦略の追求である。これは、ギフト商品に代表される高品質、高価格商品の開発・販売に活路を見いだす戦略であった。バブル経済(景気過熱)が進行し、消費者の差別化商品指向、高価格指向の傾向も加わり、国内市場が拡大したことがこの戦略を後押ししたと考えられる。

他方、第二の対応とは、海外への工場移転(直接投資)である。輸入促進と海外直接投資による日本の巨額貿易黒字削減を意図した前川レポートの発表以降、旧通産省の後押しもあって、愛媛県では7社の企業が中国へ進出した。これ以後、中国からの輸入タオルの量が急速に伸びてくる。

このように産地では二つの対応がとられたのであるが、バブル崩壊とバブル不況の深刻化によって前者の戦略が壁にあたる。バブル不況下の企業倒産や人員整理の増加、個人消費減退等によって国内のマーケットは急速に縮小し、消費者の低価格化指向が強まっていく。その結果、高付加価値戦略が行き詰まると同時に廉価な輸入品の攻勢が続き、産地は壊滅的な打撃

を受ける。四国タオル工業組合の調査とシミュレーションでは(図表1)、このままでいけば2003年には輸入浸透率が80%になり、メーカー数は95社に、生産量は14,000トン、従業員数は2,000人まで減少すると予想している。この数値を1990年と比べると、輸入浸透度で5.3倍、メーカー数で1/6、生産量で1/4、従業員数で1/3という惨憺たる数値である。事ここに及んで、セーフガード要請という最後のカードを切った、というのが産地の声だといってよい。

セーフガード発動要請 からみえてくるもの

本稿は、タオル産業のセーフガードをめぐる事実を簡単に紹介するにとどめ、つっこんだ検討は行わなかった。しかし、その周辺には、中国の為替管理政策によって人民元に対して円が恒常に過大評価状態になっている問題などさまざまな問題が存在する。これらの論点すべてに触れることはできないが、最後に次の点だけを指摘し、まとめとする。

セーフガード発動要請の動きはすでに'80年代末から見られていた。しかし、巨額貿易黒字を削減し、円高を阻止するために、輸入を促進し、海外移転を促進しなけれ

(図表1) 今治産地の状況とシミュレーション

	1990年	1994年	1999年	2003年
輸入浸透率	14.8%	34.2%	51.4%	80%
メーカー数	381	302	230	95
生産数量(トン)	52,189	44,644	33,693	14,000
出荷額(百万円)	97,419	77,380	53,908	20,533
従業員数	6,533	5,883	4,994	2,000
関連加工所従業員数	17,900	16,500	14,600	6,000

出所) 四国タオル工業組合 通商問題委員会

ばならないとする政策スタンスが、発動要請をこの時期まで遅らせてきたといってよい。

一方でこの間、有力企業はリスクをとり海外移転を行い、「国際化の中での生き残りをかけてきた」。今治の企業が販売するタオルのうち中国進出企業の販売シェアは、重量で36%，金額で約50%になり、そのうちほぼ50%を中国で生産している段階に達した。この状況下での進出企業の次のような主張は必然的であった。資本移動が自由化、活発化（グローバリズムの進展）した現在、世界経済はすでに、資本と労働力の移動制限を前提とした、比較生産費論に基づく貿易理論が想定した世界を越える段階に達した。したがって、この段階に即した経済政策が要請されており、それは国内産業を管理貿易的に保護するセーフガードではない。

このような対立を呼び起こした問題の根本には、自由貿易主義のイデオロギーに基づく輸出主導型成長を目指した経済政策を遮二無二に押し進めてきた日本経済の姿がある。それが、国内産業の保護育成をめぐる議論を遅らせ、今日の

事態に陥らせたといえる。この意味でセーフガード発動要請は、単にタオル産業の個別問題ではなく、過去の、そして現在の日本の経済政策に対する評価を含む大きな問題を我々に投げかけているのである。

ここで、早くから自由貿易主義のイデオロギーへの批判を展開した論者による、海外直接投資論に対する問題提起を紹介しておきたい。

「◎（海外直接投資を伴う国際分業…引用者）を徹底するとき、国内に残るのはごく少数の産業だけということになっていく、他の主要国では問題にならない見通しである。それでよいのか。◎工場が海外に移り、あるいはそれもできずに消滅して、職を失う人がたくさん出てくる。サービス産業で吸収できるというけれども、本当なのか。」（三輪昌男『自由貿易主義批判』JAブックレットNo.8 JA全中、1993年、47頁）。

結局のところ、国内産業としてタオル産業が生き残る道を模索することが、今回のセーフガード発動問題を実りある結果に結びつけ

る重要な鍵であり、行政もまた過去の反省の上に真の国内産業育成策を模索すべきであろう。この点で、上記した『構造改善ビジョン』は業界の今後の方向を示す一つの指針となろう。このビジョンでは、従来から問題とされながら手を着けられなかった流通システムの問題にも触れる大胆なものになっていいるようである。新しい段階をむかえたといわれる世界経済の中での国内産業保護育成策を考える上でも、この行方に注意を払いたい。

*文中で紹介した以外の参考文献としてとりあえず、以下を挙げておきたい。

- ・松本朗「変動相場制下の地場産業」『円高・円安とバブル経済の研究』駿河台出版社、2001年。
- ・四国タオル工業組合ホームページ (<http://www.stia.jp/>)。
- ・21世紀政策研究所e-デモクラシー「【論点の整理】織維セーフガードを考える」(http://www.e-demo.org/roudou/rodo01_main.htm#rm22)。

（松本朗 所員 愛媛大学）

◆日本の警察は米国の 一諜報機関か？

激動の時代、すでに記憶のなかに薄らいでいるかもしれないが、注目し探求する事柄を提起したい。

去る8月21日、朝日新聞は、一面に「警察が米に警備情報」との大

見出いで、米艦が舞鶴港に入港（99年8月2～6日）したとき、入港に反対する抗議やデモの様子、参加人数、労組・団体名など細かな事柄を米艦艦長や米国大阪神戸総領事

館員らに情報提供していた事實を明らかにした。

情報提供は警察法による 行為ではない

当時、反対の行動にかかわっていた者として黙視できず、すぐさま京都府警に出向き、「事実経過を



1999.8.2 米艦クッシング舞鶴入港

公表すること」との申し入れ書を提出し事情説明を求めた。応対した京都府警警備部河口肇参事官は、「私たちも、まったく知らないことで、今、調査中である」とのことであった。

その後、半月が過ぎても返事も回答もないで問い合わせると、「まだ調査中です」との返事であった。なぜそんなに遅いのか、日本の警察は世界的には有能ではなかったのか。

その後、10月1日、京都府議会本会議で松尾孝府会議員（日本共産党選出）がこの問題を取り上げ当局に質問した。

「米国に、こうした情報を提供する法的根拠はなにか？」との質問に、府警本部長は、「米艦乗組員が下船した際に、艦船乗組員、地域住民、および集会デモ参加者の安全をはかることや、トラブル防止等のため、警察法2条に定める警察の責務の範囲内において必要に応じ、部外との情報交換や指導をおこなった」との答弁が返ってきた。

この答弁には、次の問題点が指摘される。それは、米艦の入港に反対する集会は、入港の前日と、入港してきた米艦に対しての当日の抗議行動であって、まだ乗組員が上陸していない時のことである。すでに行動が終っている時点で、警察法2条が適用できるわけがなく、警察の行為は法に逸脱したものである。

ねらいは民間港の軍事利用

問題の本質は別にあった。それは、朝日新聞が報道した情報源は、米国大阪神戸総領事館が作成した「ガイドライン後初の入港・舞鶴」という表題の「報告書」であり、いみじくもそれは米国の情報公開によって得られたものである。

「報告書」には、「今回の入港には2つの重要な意味があった」と評価し、ひとつは、「舞鶴への入港は、5月に新ガイドラインが成立してから、最初の日本政府と米海軍の協力行動として象徴的に重要な意

味がある」。2つ目は、「米艦が舞鶴に入港するのは、9年ぶりである」としている。

「新ガイドラインの成立」とは、周辺事態措置法のことで、アメリカへの戦争協力を承認しつつ、米軍が港湾や空港を使用する際に障害物（反対行動など）の把握と除去は軍にとっての重要な作戦である。現にこの「報告書」が、米国務長官や、統合参謀本部、太平洋艦隊司令部、在日米軍司令部、広島の米陸軍第500軍事諜報機関など、17ヵ所に送付されていたことでも分かるように明らかに諜報活動である。米軍の諜報活動を警察が支援することは、国民の基本的人権や集会・結社の自由などの権利を奪うことにつながり看過できない。

「入港が9年ぶり」の意味も重大である。それは、「太平洋港湾記録」（米太平洋艦隊諜報センター発行）に関連している。米艦は、世界各地の港湾に入港する際に「港湾記録」を使用する。港湾記録の冒頭には、「本文書が第一義的に意図するものは、入港を便利にすることであり、また実際の経験を通じて、その後の入港に役立てるもの」「なお、10年以上たって新しく書き換えられなければ削除する。」とされ、舞鶴港湾の情報は期限切れ間近になっていた。現在使用している港湾記録の更新が入港の目的であって、「乗組員の休養と補給のため」という入港目的は、まやかしであることを明白に示している。

「舞鶴を平和の港に」の声を広げよう！

現に戦争が行われているところに、自衛隊を派兵する『テロ対策

法』とともに、『自衛隊法の改正』は、「防衛秘密」漏洩罪をもうけ自衛隊員だけでなく民間人にまで厳罰に処す規定を作るなど憲法の基本原則を切り捨てようとしている。

当時、舞鶴港湾の管理責任者である京都府知事に対して、「知事が入港を容認することは戦争協力ではないのか?」「核兵器積載の有無は?」「ミサイルなど危険物が満載の艦船であり、安全を確認せよ」と

要求した。しかし、知事は要請に応えず入港を容認した。

府民の平和と安全を願う行動を監視し、その情報を米軍に提供するとは、警察は監視する相手をまちがえている。日本が主権国家であるのかどうか疑いたくなる。

ジョンズホプキンス大学教授のナサニエル・セイヤー氏(国務省から在日大使館やCIA=中央情報局勤務)は、「小さくてもいい、舞鶴

に米軍基地が欲しい」(98年6月1日付、沖縄タイムス)と述べていた。京都に米軍基地を設置し、アメリカの世界戦略の前線基地にさせようとする勢力と、それを阻止し京都から世界に平和憲法を発信させようとする勢力との攻防は、これから激しく始まろうとしている。

2001年10月記
(田中 三郎 安保破棄・諸要求貫徹
京都実行委員会事務局長)

◆安心と自由の学校を —附属池田小事件から考える

「おはよう」と、校門で、今朝も子どもたちの元気な声が返ってくる。ところが、その子どもたちをいちばんに迎えたのは、先生ではなく、警備員だった。

私の勤務地である滋賀県近江八幡市では、7月から急きょ、市内の各小学校(島部の学校1校を除く)に1名ずつ、保育所・幼稚園・中学校に巡回方式で3名の警備員を配置した。さらに、9月からは、市内すべての小中学校の児童生徒および教員に、防犯ブザーが貸与された。これは、ピンを抜くと大きな警報音が鳴り、緊急時に使用することになっている。また、各幼稚園には、防犯カメラが設置された。

これらは、大阪教育大学附属池田小学校での児童殺傷事件で問われた、学校の安全性に対する緊急の措置である。さまざまな口実で教育予算を削っている行政にしては、全国的にみても素早い対応

だった。警備員については、取りあえずは1年間の措置だが、緊急対策としては、評価できよう。

では、警備員が配置されて、本当に学校が安全になったのだろうか。実際に校門付近に警備員が立っているから、学校に入るには、用件等を言って、以前よりは職員室に声をかけなければならぬないようになった。ある学校では、その学校の保護者であることを示すプレートを着けないと入れないようになっている。しかし、どの学校も昇降口から勝手に子どもの教室へと行くことも可能で、現在でも学校の構造が変わったわけではないから、自由に行ける実態に変わりない。また、警備員が一人で広い学校の敷地を警備できるのだろうか。玄関から離れて裏側へ回っている隙に、誰かが侵入するかもしれない。周囲の柵等も、乗り越え可能な部分もかなりある。仮に防犯カメラ

を設置したとしても、四六時中監視している人員など到底望めない。

防犯ブザーはどうだろうか。果たして子どもたちが、いざという時に使いこなせるのだろうか、それに、人気のない場所で襲われてブザーを鳴らしたとしても、本当に第三者に気づいてもらえるのだろうかと疑問がわく。貸与されすぐにピンを抜いて遊び出す子もいて、さらに心配になった面もある。

その他、子どもたちに対する安全対策として採られているのが、集団下校である。しかし、学年によって下校時間が違うため、全校一斉に下校できる日は限られてくる。そこで、学年や学級で同じ地域ごとに集まらせて下校するように指示をしているが、子どもたちにとっては、学校の束縛から解かれて下校する時の「道草」や「寄り道」は楽しい時間もあるので、集団下校となると、そんなひとときさえもなくなってしまう。各自の都合もあり、最後にはケンカになったり、集団が分かれてしまったり

することもある。

最近、北海道で起きた児童殺傷事件は、近所の顔見知りの犯行で、これは、地域の中でも安心していられない状況があることを示した。校区でも、下校時に子どもが不審者に声をかけられたり、性的な嫌がらせを受けたりする事件が相次ぎ、地域での安全対策として、「子ども110番の家」を取り組まれている。子どもたちが路上などで不審者に遭遇した場合、「子ども110番」の黄色いコーンの置いてある家に逃げ込むように指導している。しかし、近所でも信用できない状況があるので、たとえコーンが置いてあるからといって、本当にそこへ逃げ込めるのだろうか。

附属池田小学校での児童殺傷事件の波紋は、全国の学校の「安全性」を覆した。京都の日野小学校児童刺殺事件の記憶も覚めやらぬうちに、またしても起ったこの悲劇に、学校の安全性が問われている。本来なら、子どもたちが安心して学び、遊べる場所としての学校が、命を奪われる場所となったのである。

ところで、私は、滋賀教育科学研究会のサークル仲間とともに、「安心と自由の生きる学校」を創り出そうと実践を続けてきた。その「安心と自由」とは、どんなときにどんなふうに感じるものなのか。一言では表現できないが、敢えて言うとすれば、そこが「居場所」と思えるかどうかであると思う。それは、「居心地のよさ」が大きなポイントになるのではないか。

それならば、このような事件が起こる「学校」は、「居心地がよい」とは到底言えない。大阪で起きた

ことは、日本中どこでも起こりうる可能性があるので、どこの学校も安心できない「居心地の悪い」場所だということになる。

しかし、今日の学校は、このような外的要因による事件に対する恐怖感だけで、居心地を悪くしているのではない。教育という営みの中にも要因はある。競争原理がはびこるのは教育の現場も同じであるが、その中にいる子どもたちは、「学ぶ」ことが苦役となり、学校 자체が行き難いところとなってきた。

受験体制に象徴されるように、本来喜びとなるはずの学習が競争となつた。さらには、子どもにボランティアの強制が始まられようとする中で、生活態度や行動までもが競争化され、評価対象となる。これ

では、子どもたちにとって、学校がとてもしんどい場所とならざるを得ない。

また、学校は、いっぱい間違いをしながら子どもが育つ場所もある。失敗してもやり直しが利くのが学校であり、失敗を恐れず、やろうと思ったことができる自由があるはずだ。そこに「安心や自由」があるのではないか。しかし、これまでの過密な教育課程や教員の多忙化など今日の教育政策は、子どもからも教員からも、ゆっくり取り組むゆとりを奪ってきた。子どもを急き立て、教育内容や行事をこなしていくだけの学校が作られてきているのだ。

このような、子どもの内面にまで迫りくる圧迫感は、子どもたちの中に、不登校や学級崩壊、暴力などの否定的な現象として現れできた。その子どもたちに、強制的に登校をさせても、高压的に統制しよ

うとしても、権威や暴力で対応しても、何の解決にもならないし、かえって事態を深刻化させることになるだけだろう。

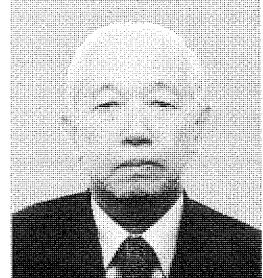
同じことが、今日の社会にも当てはまる。弱者を切り捨て、先行き不透明な社会は、人々の心の中に計り知れぬ不安や不満を溜め込ませている。そのぶつけどころのない思いが、自分の人生や社会に対するあきらめとなり、このような凶悪犯罪を産み出す要因となっているのではないか。アメリカでの同時多発テロに対しても、報復攻撃で問題は解決しないだろう。報復は報復を生み、暴力は暴力を呼ぶ。子どもも社会も同じで、「子どもの中に情勢を見る」とは、もっともだと言えよう。

このような事態に対し、私たちは、ささやかな取り組みを通して対抗してきている。例えば、子どもの願いを聞き、掃除時間を削って休み時間を延ばし、子どもが自由に遊べる時間を増やしたのだ。これは、今までの学校価値観の中で成し得なかったことだが、子どもたちの変化は、こういう些細なことだが、自由を拡大させている。私たちは、外からも内からも学校を安心と自由の基地にし、子どもを中心とした実践をすすめようとしている。たんに対症療法的に策を講じても、その場しのぎとなってしまう。安心と自由を創り出すために、子どもに寄り添い、根本から問い合わせ直す、地道で息の長い取り組みが、学校でも、それを取り巻く社会でも、今求められているのだと思う。

(北川 健次 所友 小学校教員)

サステイナビリティ の政治経済学

これまでの企業や政府は経済成長を政策目標としてきた。しかし、地球環境保全を考え、また先進国の経済の成熟度を考えると、今後は持続性(Sustainability)が基本となる。この論文はその根拠、学説史などを明らかにした。



MIYAMOTO Ken-ichi

宮本 崇一

Development から Sustainability へ

前世紀の政治的基本的課題は、一言でいうと Development（開発）でした。もちろん世界大恐慌があったこともあり、それからの再生という課題があり、そのなかで政策的に最も有名になったTVA（注）による農業地域の開発の「成功」が世界中で評価され、Developmentということばが非常に大きな意味をもった時代でした。とくにその Development ということばをトルーマン大統領が、西欧社会というものがDevelopした社会だという風に定義して、そして西欧社会をめざして世界が動いていくことが進歩だと、それがDevelopmentだと定義したことによって、これまで固有の文化、それぞれの地域の固有の社会発展というものが考えられていたものが、世界はひとめにされて、西欧社会が最も先端を行っていて、それとはちがった経済や文化をもつ国は、後進国であるとか、あるいはUndevelopmentということばが使われるようになったわけです。

その Development に替わる、新しい世界の共通の概念が、Sustainability ということばに変わってきたこと、変わろうとしているということは、人類にとって非常に大きな転換ではないかと思います。

いまトルーマン大統領による西欧型経済成長主義といいましたが、経済学のうえでも、19世紀末にJ. S. ミルが言っているように、近代に入ってから Development ということがのぞましい状況だと経済学者も考えていたわけですから、トルーマンがそれを世界政策としたということは決して新しい概念ではありません。それに替わる Sustainability というのはいったい、ほんとうにこの世界に根付くのかどうか。このことは、これから問われていくのではないでしょうか。

政策上とくに、世界共通の政策概念として登場してきたのは環境問題です。最初にこれが提起されたのは、1972年国連人間環境会議であったと思います。この会議は思想のコペルニクス的転換といわれたわけで、環境と資源には限界があるということが意識されました。先進工業国がそれを世界政策として定義すると、当然のことながら絶対的貧困にあえぐ南の国は反対しました。インド

のガンジー首相は貧困こそ環境問題であると主張しました。文字通りそうだと思います。これにブラジルの首相が同調し、環境保全のために開発を止めよというのは環境帝国主義であるという趣旨の発言をしました。そこでコペルニクス的転換をすべきであったのですが、この会議は客観的にみると、挫折したといえます。国際協定はまったくできず、翌年に予定していた日本での会議も開けない。世界大不況が石油ショック以後始まるとき、環境政策は大幅に後退して、こんにちの地球環境危機の原因をつくりだしていました。その過程でいくつかの新しい問題が起きました。

ひとつは発展途上国が環境保全に反対し、環境と開発とはトレードオフだという考え方から、開発を進めようとした。しかし、現実はそれ以後の20年間、資源と環境の浪費が続くにもかかわらず、開発途上国はアジアを除いて、すべてマイナス成長となる。つまり、環境と開発はトレードオフではないのではないか、開発のあり方に基本的問題があるのではないかということが発展途上国の間で問題になってくるのです。

先進工業国では第一次資源、とくに石油が高くなつたので、産業構造を変革して、それでエネルギー節約の技術を開発した結果、環境汚染のための有害物質の排出が少なくなったにもかかわらず、経済が成長するということがわかった。そこでトレードオフと考えるのではなく両方を総合する、いわば妥協させる論理が必要なのではないかという声が起きました。それがブルントラント委員会の「われら共通の未来」という提言であり、そのなかで人類の共通の原理として Sustainable development ということばを提倡したのです。非常に皮肉な批評をする人から、これは「残酷な親切」ということをいっているようなものだ、何も問題が解決できていないのではないかという批判もあったように妥協の産物ではありますたが、Sustainable development という言葉は、とにかくこれからの人類の目標を示したものではないかということになりました。

Sustainable Development とは

環境の問題は80年代後半になり、のっぴきならないかたちになってきました。近年の科学の発達は偉大なものだったと思います。南極探検などが寄与していますが、これまで仮説であったことがすべて証明され始めてきたのです。たとえば、フロンガスは1974年に学会で承認されていたのですが、実際にオゾンホールが見つかってくる。あるいはCO₂が地球の温度を上げるということは、半世紀以上前から学会で問題になっていたのに、これも南極の探検で非常に長期の空気の組成の変化と温度変化を調べることができた。そういういくつかの科学的業績があり、さらにシミュレーションを使って、この気候枠組みの変動によってどういう影響が出るのかということについてかなり正確なデータが出てきた。もちろんこの温暖化については科学上もまだ議論もありまして、雲の影響のほうが大きいとか、そういう自然の影響の大きさについてもいまだ論じている研究者がいますから、100%皆が納得したというものではありませんが、予測が大変正確になってきています。そういうことがあって、これまでいわれていた環境の限界というものは決して空想の産物ではなくなりました。今までの公害問題を超えて、フロンガスや二酸化炭素のように現実の生活の中で有効であったり、無害であっても、このままのシステムでは、地球環境破壊ということが明らかになるといわれ始めてきたのです。そこで冷戦後の政治の変動もありましたが、1992年国連環境開発会議が開かれ、Sustainable development が人類共通の目標として定められました。

その結果、「アジェンダ21」「ローカルアジェンダ21」——これは世界の全部が採択しているわけではありません——が現実の政策目標となつたわけではありますが、先にいいました「残酷な親切」といっているような矛盾した概念ではないかという批判は依然としてあるわけです。

この会議の主唱者である2つの国連会議の事務局長モーリス・ストロングはこの概念を、(1) Social equity (社会的公正), (2) Environment pru-

dence (環境への配慮), (3) Economic efficiency (経済効率) の 3 つの要素をあげて説明しています。この定義ではまだ整合性があるかどうかについて疑問が出てくるのは当然であり、このため社会的な持続性、経済的な持続性、環境的な持続性という 3 つの概念が包含されているとみるのが、普通の解釈なのです。

しかし、そうなるとどうしても、人間が主体的にこれらを勘案し、妥協させ行動していくかということになります。外務省も主体的に訳して「持続可能な発展」としています。しかしその後、このストロングの理論的なバックアップをしていたイグナチウス・サックスという、フランスで活躍していた東欧系の経済学者が明確にしたのは——イグナチウスは空間的な問題を入れているのですが——主体的に考えるのはおかしいのではないか、やはり環境という枠組みが重要なのであって、いま出されている問題というのは、いかに人間が主体的に守るとか、行動しようとしても地球環境には限界がある、客観的に見て、地球というものには限界があると明確にするのが Sustainability の主旨だ、といわれました。都留重人氏は主体的に訳すのはまちがいであり、客観的に訳すべきであるとして「維持可能な発展」と訳されている。私はなるほどと思い、それ以後この訳に従っています。そういう意味では確かにこの問題を考えるときに環境というものの枠組みのなかで経済発展、社会発展を考えなければならないということは正しい解釈であろうと思います。

しかし人類の目標としては、やはり絶対的貧困はどうするのかとか、あるいは実際に平和という問題をどう考えたらいいのかと、いろいろ疑問が出てくるのは当然です。環境だけで未来社会を構想することはできません。

Sustainable Society の提唱

そういったことで 4 年後の 1996 年に神戸で Sustainable Society の全国集会を開きました。そこで外国の代表も入れて議論したときに、Sustainable development ではなく、Sustainable Society を考えたほうがいいのではないかと。ど

ういう維持可能な社会というのがありうるのかと、それが現実になくとも目標というものを明確にしたほうがいいのではないかということになり、私はその議論をまとめて、5 人の人類共通の課題というものが総合的に実現する社会を Sustainable Society と呼びたいと提案しました。① 平和を維持する、とくに核戦争を防止する。② 環境と資源を保全・再生し、地球を人間を含む生態系の環境として維持・改善する。③ 絶対的貧困(飢餓、伝染病など)を克服して、社会経済的な不公正を除去する。④ 民主主義を確立する。⑤ 基本人権と思想・表現の自由を達成する、というふうに 5 つの課題を総合的に実現する社会を Sustainable Society と呼ぶ、これに向かって行動するということを考えようと提唱しました。このとき、これは資本主義社会なのか社会主義社会なのか、とすぐにいわれたのですが、どっちでもない、残念ながらどっちでもダメなのではないか、これまでの資本主義や社会主義を超えて構想しなければならないと考えています。これにはいろいろ議論があると思います。

いずれにしてもこういう社会というのは、現実には非常に難しい問題があります。とくに、多国籍企業による経済のグローバル化というものがいま進められ、世界政治では多国籍企業の貿易と投資の自由を進めていくことが最優先の世界政策とされているときに、こういう Sustainable Society を世界政策とするということはなかなか難しいことです。

最近ニューヨークで起きた同時多発テロ事件は大変不幸な事件ですが、しかしこれは、日本研究で有名なチャルマーズ・ジョンソンの『アメリカ帝国への報復』は、テロリストや「ならず者国家」などの有害な行為というものは、かつてのアメリカの活動の逆流でアメリカ帝国主義に対する報復であり、こんご繰り返し起こると予言しています。このなかでジョンソンは、アメリカこそならず者の超大国になっていないか、ならず者の国家ではないのか。アメリカは最近外交交渉でなく威嚇、軍事力、金融操作によって国際法を超えて世界政策をとっているけれど、そうなると世界は安全な場所ではなくなってきた。そこで、結論的に“BLOW BACK”——やったことに対する思い

もかけぬ逆流——というのは、アメリカ国内も含めて地球上のあらゆる場所で、アメリカ人に対するテロリストの攻撃というかたちを呼ぶだろうが、その対象は軍人と民間人を問わない。しかしアメリカにとって真の脅威はより大きなBLOW BACKであるという警告をすでに出しています。ブッシュによる報復戦争が行われると、より多くのBLOW BACKが起こってくると思います。

こういうことを繰り返していくべきはSustainabilityからますます遠くなっていくと考えます。最近はこういった悲劇的なBLOW BACKだけではなく、シアトルのWTOで国際NGOが非常に大きな反対行動をとりました。つまり、WTOが一方的に貿易と投資の自由化を進めていくと、これまで国民国家が確立した民主主義や基本的人権が覆されていくというわけでこれに対して反対するNGOの行動がとられたのです。ところがNGOには公式参加の権利はない。リオデジャネイロの会議で痛感したのですが、格好だけはNGO参加とかいうが、実際には会議では絶対に発言させない。発言しようとすると警官がワーッと出てきて後退させることをやる。この前のジェノバのサミットでは、動乱に近い、イタリア軍がミサイル以外はすべて使わなければならなかったという混乱が起きました。つまり今のようななかたち、WTOやサミットに見られるような多国籍企業の自由化、多国籍企業のつくる世界秩序であるグローバリゼイションが続く限りSustainabilityというのは保証できないわけです。

とりわけ最近の重要な問題として、グローバリゼイションが同時に地球環境の危機と南北問題を生んでいることがあります。多国籍企業のグローバリゼイションを経済だけで考えるというのはまちがいです。どういう政策をとればよいかということも非常に総合的な問題であり、個々の政策だけではない、どうシステムを変えればよいのかということとつながっています。

Sustainability の経済学

次に見かたを変えてSustainable Societyと政治経済学について少し述べてみます。経済学の歴史

の中でこういうSustainable Societyについて非常に明確に述べたのは、おそらく都留重人さんもよく引用されるジョン・スチュアート・ミルだと思います。ミルの『政治経済学原理』のなかに、定常社会が到来する事を書いています。彼はマルサス主義ではないわけであり、それが私にとっては非常に面白いのですが、彼は富と人口の定常状態が必ずくるといっています。そもそも富の増加というものは無限ではないのであって、経済の進歩というのは、いつも終点が接近しているということを思わせている。これまで経済的に望ましいのは進歩だと考えられているが、それは思わない。停止状態というのは経済学者が嫌悪しているけれども、むしろ大体において、今日のわれわれの状態よりも定常状態になったほうが非常に大きな改善となるのではないか、とミルはこのようにいっている。そして競争状態というのは他人を踏みつけて進歩していくので、これに魅惑を感じない。生産の増加というのが重要な目的となるのは、ひとり世界の後進国の場合のみであって、最も進歩した国々では、経済的に必要とされるのはむしろ良き分配だけである。労苦を脱して人生の美点となるのは、自由に探求する社会であって、むしろそれは定常状態のなかで考えられるのではないか。資本や人口増加が停止しても人間の進歩は停止しない。あらゆる精神的文化や道徳的、社会的進歩の余地がこの定常状態にある、と断言しています。

ミルはどちらかというと妥協的であり折衷的である、とマルクス主義をやっていた私たちは見ていましたが、しかし全体の体系はよくできている。ミルの体系では利潤率が低下するところから、定常状態の理論になり、そして次に政府の活動の説明にはいります。この編別構成は非常に面白いのでしょうか。別にミルの再評価とまでいきませんが、読まれていいところではないかと思います。

実は20世紀に入ってからの経済学者、ボールディングがアメリカ経済学会の大会の中で、「際限のない成長を信じているのは狂人か経済学者くらいなものだ」と皮肉っています。しかし、経済学者はいまだに際限のない成長を信じているのが多いのですけれども、そういう意味ではボール

ディングもミルに従って、必ずしも定常状態が嫌悪すべきことではないということを述べています。

Rational Economicsという生態学を経済学のなかに持ち込んだドリゼック (J. S. Dryzek) という人がいます。私の『環境経済学』のなかでも大分引用したのですが資本主義批判をすると同時に、ソビエト経済批判もやっている。大変先駆的ないい本だと思いますが、このなかでドリゼックはこのように述べています。市場制度というのは、もともとポジティブなフィードバック装置で、どうしても自動的に経済成長を進める性質がある。しかし市場制度が自動的に経済成長を進めると必ず所得の不平等が起こる。そこで社会問題が発生する。ところが社会問題が発生したときにその社会問題を、分配に手をつけて、つまり社会のシステムに手をつけて直そうとすると政治的混乱が起こる。つまり支配的な政党が危機におちいる。そのためには政府は成長政策をとって、パイを大きくして、分配を変えないで社会的な矛盾を解決しようとすると。このために現代の政府は常に成長政策をとらざるを得なくなっている。私はこれを至言だと思っています。つまり市場制度が起こしてくる社会問題を解決しようとすると、政府は成長政策をとらざるを得ない。

いまの日本もそうで、私はバブルがはじけたときに、ここからほんとうにSustainabilityを皆が考えるのではないかと思ったのですが、反対にいまだに成長への復帰を考えている。これは完全な間違いで、そういう成長政策を無限に考えていくことによって、矛盾を解決しようということをすると、システムを変えるという基本的な問題を先送りしていくようなものです。

ガンジーの提唱

では発展途上国の場合はどうしたらいいのかということが、経済学の問題として同時に残ります。それで、私はその点では、トルーマンがDevelopmentということばを世界政策にして発展途上国を誤らせたと思っています。というのは、マハトマ・ガンジーは独立にあたって非常に有名な

論文を書いています。イギリスは成功したように見える、しかしイギリスの成功というのは世界の半分を支配している、それがいまのイギリスの豊かな生活をつくっている。もし、我がインドがイギリスと同じ方式で発展を考えるなら、世界はいくつあっても足らないといって、インドの生きる道はそういうことではない。彼は小さなコミュニティのネットワークを作る、自給自足をするコミュニティのネットワークを作るというかたちの未来社会を、独立後の社会として提案していたのです。これはすごい卓見であった。Sustainabilityということを実際に民族の独立を考えるときに、どういうふうに実現したらいいかということで、彼が考えた方式ではないかと思います。

実はこのあいだアジア環境会議がありまして、最初に長い挨拶をしたのですが、インドの人を前にしてこのガンジーの有名な一節を引用したら、彼らはちょっと困った顔をしていました。いま印度は市場経済に向かってばく進中なのであります、彼らの尊敬するガンジーの意見を、日本人に言われるとは思わなかったでしょう。しかし、私はもう一度ガンジーのことばに返って発展途上国も考えていくこと。もちろんある一定の所得水準まで近代化をしていくことは必要なことではあるが、西欧と同じ発展をすると地球がいくつあっても足りない、というガンジーの予言というものが確実に押し寄せてくるということを考えなければならない。それをいうわれわれはもっと制御されたSustainable Societyをつくる、そのための力を持っている社会だということを、自覚しなければならないことは言うまでもないことです。

さてそれで、ではどういうふうにしてそういうものを実現するかということなのです。このSustainable Societyのなかで一番世界的にも難しくて、共通するのは、いうまでもなく核戦争を止めることと、環境を保全するというこの2つです。それがひとつの大きな枠組みになって、その後の問題を片付けていかなければならないが、ここでは核戦争の問題は置いておきまして——これはジョンソンのいう「アメリカ帝国主義」の問題を抜きにしては語れません——環境と経済の問題に関して述べると、大きく分けて2つあります。

市場制度の利用と技術開発

ひとつはこの問題は技術的に解決することが可能という考え方、それは先ほどいったブルントラント委員会の基本的な考え方でもあって、あのなかでも技術的に可能だと考えているようです。技術の開発を市場制度を利用して、それでもって環境を制御しつつ、経済を発展させるということは可能だというのがひとつの道筋です。このためにどういうことが考えられているかというと、ワイツゼッカーの『地球環境政策』のなかでエコロジカル税制改革や、排出権取引などによって新しい価値制度をつくるという提案をしておりまして、そういう新しい価値制度によって抑制が可能であるといっています。

ブレイクの『ファクター10』、これも面白い提案ですが、同一効用を生む資源の効率性を、価格に反映するような自然の技術開発がありうる。だから今の生活水準をそんなに急に変えないでも資源の効率化によって可能だと。10倍の効率化が可能なのであって、すぐ急に欲望を規制したり、その全体の産出量を減らさなければならぬことは、ないといっています。しかしこれもどうやってそれに導いていくかということになると、やはり新価格制度のようなものを導入することが前提になっている。その場合、はたして現実の市場がそういう価格を受け入れられるか、たとえばワイツゼッカーが言っている、エネルギー価格というものが、実際に市場のなかで世界的に通用していくかということが問われてきます。

同じく市場制度を前提にしていますが、政府による規制とかシステムの変更とかいうことでなく、企業の自主的な努力で、ゼロ・エミッション社会をつくっていくならばこのSustainabilityは可能になるという考え方があります。私は最近の企業の努力を認めないわけではなくて、とくに電気機器産業などでは、ゼロ・エミッションの政策を、かなり徹底してやり始めていますが、問題はEnd of pipeになっていることです。入口で資源を放り込むところは変わらなくて、End of pipeのところで、問題を処理しようとしている。はじめ

に投入した資源が完全に循環するわけではなく、それが他産業の原料になっている。たとえばビール会社はゼロ・エミッションだという。大量の循環した生産物はどこにいっているかというと、有機農業の原料になっているのですが、私が調査した日本最高の工業化した農業をやっている長野県川上村——ここは所得が2000万円くらい、1000人を超えるアルバイトを雇い全農家がコンピュータを持って、市場へ出荷しています——では大量生産のために土壤がどんどん劣化している。そのため有機物が要る。その有機物のためにビール会社が提供する廃棄物が生かされている。それは飛行場くらいの大きな面積のところに、山のようにビールの廃棄物が積んであり、それをどんどん投入する。しかしそういった工業化した農業を維持していくことがいいのか、という基本問題とかかわってくるのです。確かに今の企業の努力というもののはひとつの企業をとりますと、完全循環方式として大変優れていても、国民経済全体、あるいは産業構造全体からみて、それが新しいものを生み出しているのかどうかは産業構造から見て疑問があり、もっと総合的な対策が必要となるでしょう。

システムの改革

第2にシステムの問題で、これは都留さんやワイツゼッカーも提唱していますが、労働のあり方を変えようということである。モ里斯以来の、労働のもつている疎外というものを排除していくために、労働が美を生み、あるいは人間の満足を生むようなそういうワークに、レーバーからワークへ変えるということなのです。これもすぐに可能かどうかは大きい問題です。資本主義の問題に関わってくる問題です。そういう労働を変えようという提案と、もう一つは需要を変えてしまおうと、消費を変えてしまおうということで、これまでのディマンドをニーズにする、欲望というもののあり方を変えるという、社会学の見田宗介さんなどがいっているものです。これはひとつのやはり理想を述べているわけで、また、だんだんそういうふうになる可能性というのは、確かに人間社

会の中には存在していると思うのですが、私はこれはすぐにはできるかどうか、どういうかたちでそういうシステムをつくっていくかということに関わってくるでしょう。

さしあたって最後に提案しているのは、国際的な課題と地域的な課題の2つです。ひとつは国際的な課題としては、WTOだけでは大きな不平等が起こってきますので、フランスの首相が提案しているようにWEO（国際環境機構）というのをつくってそれがWTOと同等の立場で世界政策というのをつくって関与していく。それから環境の破壊が起こっていく過程で、後始末になりますが司法の力も必要なので、国際環境裁判所というのをつくらなければならない。問題は、国民国家の民主主義はあるけれど、国際政治の民主主義はないわけです。国際政治における民主主義というのは何か。国際政治における民主主義をいかにつくるべきかということについて、実は人類はまだ課題に応えていない。どうしても国際政治というのは、霸権国家あるいは巨大国家の独占になってしまう傾向がある。いま辛うじて制御しているのは、おそらくNGOぐらいでしょう。先ほど述べたようにNGOは非政治機構であり実際の国際政治の舞台ではオブザーバーなのです。決して参加する権利というのではない。そういう意味では、どういうかたちで国際政治の民主主義をつくるのか。そしてまた最低限NGOに参加権を持たせるということが当面求められると思います。

足もとから Sustainable Community を

それから地球環境問題といいますと、自分たちの生活から、はるか遠いように思ってしまうのですが、実はこういうSustainabilityを実現してい

くのは地域であって、また地球環境問題といわれていることの発生源は、全部足元にあります。たとえば温暖化ガスの発生源は全部身の回りにあります。あるいはフロンガスもそうです。したがって地域から問題に取り組むというのが、この地球環境問題でも正道であり、そういう意味ではどうやって我々が、地域でSustainable Societyを実現していくのかが問われます。すでにEUはそのことを自覚してSustainable Cityというのを地域政策の共通の課題として提示しており、非常にそれは明快で、そのSustainable Cityは単なる宣言ではなくて現実にヨーロッパでは、実行しつつある都市がたくさんあります。そういう意味で日本でも Sustainable City, Sustainable Areaというのをどうつくるか、ということを出発点にしていかなければならないと思います。そのためには分権をすすめ、住民に自治権を持たせる必要があります。

(注) TVAはテネシー渓谷開発公社のこと、1933年ルーズベルト大統領のニューディール政策の柱としてつくられました。この公社はテネシー河流域で多目的ダムの総合開発をおこない、その電力で化学工業(のちには原爆開発)を興し、その肥料で農業開発をし民間電力会社より20~50%安い電力を農家に供給し、水運の開発や洪水防止をおこないました。草の根民主主義にもとづく総合開発ということで、いまなお中国の三峡ダムにみるように地域開発の中心となっています。しかし、この大規模なダム開発はエジプトのアスワンハイダムで伝染病の原因や下流の農地や地下水の被害などがでて、批判がはじまり、やがて多くの国で自然破壊を理由にダム建設の中止の動きがでています。

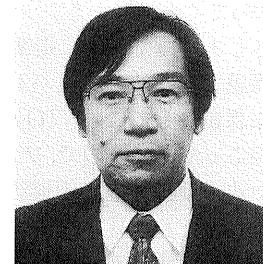
参考文献

- 宮本憲一『日本社会の可能性』岩波書店、2000年
同 『環境と開発』岩波書店、1992年
(みやもと けんいち 滋賀大学)

価値論のポテンシャル

—ジェンダー差別・環境問題・地域通貨—

価格との短絡をあらため再構成すれば、マルクスの価値論は現代的になお十分思考刺激的な魅力ある理論である。ここではジェンダー差別、環境問題、地域通貨の3点に関わりそうした可能性の掘り起こしを試みてみる。



UMEZAWA Naoki
梅澤 直樹

I はじめに

『資本論』において価値は商品価格の直接の基礎概念として指定されていた。たしかに、資本制商品の価格は生産価格として価値に一定の加工が施されたものとなっている。だがそれも、商品価格の基礎形態を価値価格とみなしたうえで、諸資本間の競争世界への上向に照応して具体化が図られたということであって、価値概念と商品価格との直接接合という、『資本論』冒頭節での価値実体の析出方法が象徴している価値・価格関係の捉え方を搖るがるものではない。

しかしながら、価値価格の生産価格への転形、すなわち諸資本間の競争世界への上向に照応した価格論の具体化を図る『資本論』の論述には誤算があった。これを承け、誤算を乗り越えうるマルクスの真意を探るといったかたちで問題を解決する途も数多く模索されてきたが、筆者はそもそも価値概念と価格概念との直接接合は両概念の短絡であったと解する。かつ、こうした認識に立っても、利潤を解析し、資本制市場経済システムの基軸的社会関係にメスを入れるという価値概念の基礎的機能は損なわれるものでないこと、既に置塩定理が明らかにしているとおりである。

のみならず、価値・価格関係を次元を異にする概念間の間接接合という捉え方へと脱構築するな

らば、資本制市場経済システムの理解にさまざま興味深い展望が開かれてくる。ただ、このいわば置塩定理の質的含意については必ずしも十分な考察は加えられてこなかった。価値論はその興味深いポテンシャルに気づかれぬまま眠り込まれてきたわけである。そこで本報告では、ジェンダー差別、環境問題、地域通貨の三点からこのポテンシャルの掘り起こしに向けての若干の考察を試みたい。但し、その前に次項において価値・価格の間接接合説についてもう少し敷衍しておこう。

II 価値・価格の異次元 間接接合説

『資本論』における価値価格から生産価格への転形操作に誤算があったというのは次のような意味である。すなわち、資本制商品の販売価格を生産価格へと修正するなら、その購買価格すなわち転形操作において費用として計上される価格をも照応して修正しなければならない。となると、各部門の利潤率は再び不均等化し、転形操作はさらに反復されねばならなくなる。マルクスもこの点には気づいていた。だがその点を突き詰めることなく、いずれにせよ総価値=総生産価格及び総剰余価値=総利潤という二命題は維持されるとみなしていた。しかるに、じっさいに反復操作を徹底

してみると、それら二つの総計一致命題は例外的な条件のもとでしか両立し得ないことが明らかとなったのである。

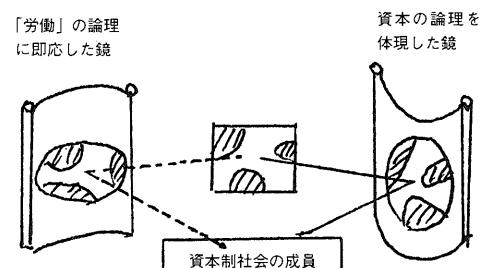
二つの総計一致命題は、単に量的関係を表すものであるのみならず、価値次元と価格次元との連関をいかなる質のものと捉えるべきかを示すものである。したがって、それらの両立不能はそれらが体现していた価値次元と価格次元との連関の質の捉え方、つまり両次元を直接的に接合したものとみる捉え方そのものの再考を促していることとなる。くわえて、転形操作は結局、価値価格にそれからの生産価格の乖離率（生産価格 / 価値価格）を未知数として乗じた連立方程式を解くかたちで遂行されるのであるが、この連立方程式からは資本制商品の価格が価値概念に媒介されることなく解かれうるものであることも明らかとなった。すなわち、価値価格にかの乖離率を乗じるという操作をさらに（価値価格 × 生産価格） / 価値価格というように変形すれば明瞭なように、分母、分子に共通に現れて相殺されることとなる価値価格を媒介させずとも、資本制商品の価格を特定する連立方程式を構成しうるのである。

とはいって、このことから価値概念がただちに意味を失うことにはならない。すなわち、うえに触れた資本制商品価格を特定する連立方程式は、投下した資本を可能なかぎりの利潤を伴って回収するというまさに資本に固有の論理を体现したものであって、資本制商品価格の世界がそうした資本に固有の論理でもってそれなりに閉じた、特殊な世界であることを示すものにはかならない。したがって、資本に固有の論理を所与の当然のものとして受容し、その論理が指定する価格世界の枠内で価格運動や価格関係が直接に提示する事象のみを追おうというのであればともかく、資本に固有の論理が構築する価格世界の特殊性を抉り出し、この世界を相対化することをめざすのであれば、そうした視点の支柱として資本に固有の特殊な論理に対置されるべき、体制を超えて人間の経済活動に普遍的な場の論理が求められることとなる。かつて、かねて杉原四郎氏が着目されてきたように、マルクスの価値実体論にはまさにこうした社会存立の体制貫通的基盤とも言うべき場の論理に根ざしたところがある。さらに、マルクスはリ

カードゥの価値修正説を批判しつつ、価値と生産価格との異次元性をはっきり意識してもいた。これらの点を基軸に脱構築されるならば、価値概念は資本制市場経済システムの政治経済学的考察にいぜんとして不可欠の貴重な概念と言えよう。

ちなみに、このことは、マルクスの誤りが何処にあったかを曖昧に残したままにいわばやみくもにマルクスの真意を探ることで事態の打開を図ろうとするものではない。誤りは誤りとして認め、その点をきちんと精算する作業のなかで、マルクスの価値概念に啓発されるべきところ、活かされるべきものが見出され、その脱構築が図られることがとなつたというわけである。

こうして、転形問題を踏まえた価値・生産価格関係の捉え方を図示すれば次のようになる。



中央は、諸商品の物財ないしサービスそれ自体としての集合体である。斜線部分は剩余を表す。図の右側は、諸商品の集合体が資本の論理に即した費用観を担った鏡に映し出されて生産価格という固有の評価を与えられている様子を表現している。斜線部分は利潤として映じているものである。さらに、資本制市場経済システムの構成員には諸商品の費用的評価として通常この写像だけが意識されることとなっており、そうした関係は中央から右の鏡で屈折して人々の目に届く実線で示されている。それに対して図の左側は、諸商品の集合体が社会存立の体制貫通的基盤という場における人間にとての費用観を担った鏡に映し出されて価値評価を与えられている様子を表す。斜線部分は剩余価値である。また、この鏡及びそこに映し出された評価は資本制市場経済システムの構成員に通常意識されるものではなく、この経済システムの特殊性やこの経済システムに固有の評価論理の特殊性に目が向けてはじめて気づかれる

るものであるから、諸商品の集合体からこの鏡を経て人々に届く線は点線で描かれている。

直接接合説との差異を簡単に確認しておこう。まず、諸商品の価格評価はいちど左の鏡に媒介されたのちその写像の加工として右の鏡に映し出されるのではない。直接に右の鏡に映し出される。資本制商品価格の世界を特定する連立方程式は、価値概念に触れるところなく資本に固有の論理でそれなりに自律化していたということである。

さらに、右の鏡と左の鏡とはそれぞれに固有の論理を担っている、つまり比喩的に言えば曲面率を異にする。したがって、同じ諸商品の集合体を映し出しているとはいえ、像全体の大きさも、斜線部分の総計の大きさも異なるのが普通である。とはいえ、置塙定理が示したように、それらはまったく無関係にあるのではない。図に即せば、利潤及び剩余価値はいずれも中央の諸商品の集合体における剩余部分が左右それぞれの鏡に映し出された写像にはかならない。したがって、右の鏡で利潤と映じているものは、左の鏡の論理では剩余価値として解読されることとなる。

最後に、資本制商品価格の世界が資本に固有の論理でそれなりに自律化していることは、上述のモデルに即せばどのように解釈され、また資本制市場経済システムの理解にどのような論点を提起しているのかにつき、若干敷衍しておこう。まず、図の左側が社会存立の体制貫通的基盤という場であるかぎり、そこには一定のゆとりないしあそびの余地が含まれているはずである。さもなければ社会の存立そのものが頻繁に脅かされよう。したがって、商品価格を通して遂行される資源配分等が社会の存立に反するものでありつづけることはできないかぎりたしかに商品価格は社会存立の体制貫通的基盤の場に即した論理から一定の制約を受けるとはいえる、そのことは価格の基礎形態をこの場に即した論理と直結させるべきことを必ずしも帰結しない。むしろ、商品という形態が特殊な社会的交流様式であることを重視するなら、社会存立の体制貫通的基盤の場が許容するゆとりの範囲内で価格は自らを支配する固有の論理に従ってかの場に即した論理からは一般的にズれていると想定すべきであろう。そのうえで、各商品世界の備える固有の論理に従いつつ固有のズレの

あり方が具体的に特定されてゆけばよい。かつ、資本制商品に関しては、労働力の商品化に媒介され、このズレが資本に固有の論理でそれなりに自律化するまでに特異だったというわけである。

さらに、資本制商品の価格世界がこのように特異であることは、資本制市場経済システムが懷の深いメタ・システムであることを示す。自らに一定の制約を課すところの、固有の論理を備えた契機を内部に抱え込みつつ、そうした契機をも自己の論理で抽象化して包摂し、それなりに自律的世界を展開しているというわけである。このことは、資本制市場経済システムが本来的に多様なものであることを明らかにするものとして、さらにこの経済システムを解析する学が基礎理論のレベルから隣接諸科学に対し開かれたものであるべきことを裏付けるものとしてきわめて興味深い。

III ジェンダー差別問題に 関わって

前項に見たように価値論を脱構築したとき、ジェンダー差別問題に関わってただちに想起されるのは家事労働であろう。家事労働はたしかに社会存立の基盤をなす労働のひとつである。したがって、価値論を既述のように脱構築するのであれば、家事労働をめぐる搾取関係も当然に価値論に則った読み解きの対象として取り上げられてしまふこととなる。また、置塙定理は非負であることを条件とするものであるから、市場で取引されず、したがって価格をもたない家事労働力に對しても、ゼロという価格を持つ商品に擬制することで拡張適用することが可能と解される。こうして、1960年代後半からの第2波フェミニズム運動の盛り上がりのなかでマルクス主義フェミニズムがまず着目しながら頓挫した、家事労働をめぐる搾取関係をどのように経済理論化するかという問題に、ひとつの展望が切り開かれる。

のみならず、既述のような価値論の脱構築は、フェミニズムから提起されている問題に關わって以下のような可能性を有している。すなわち、江原由美子氏が指摘しているように、そもそも第2波フェミニズム運動が興味深いのは、それが諸科

学のパラダイムチェンジを促しつつあるからである。フェミニズムは、男性視点中心のパラダイムゆえに看過されてきた諸問題を単に拾い上げ、欠落部分を補うというのではなく、男性視点中心ゆえに歪みを伴ってきた従来の諸科学のパラダイムそのものの変革を図ろうとしているというわけである。こうした観点からすれば、うえの家事労働の問題は、単に従来の経済学がその基礎理論の対象を市場現象の範囲に限ってきたことに反省を促しているに留まらない。家事労働問題が浮き彫りにした性別役割分業に随伴される搾取関係は、家庭内のみならず種々の女性労働の現場に広く認められることに目を向けるならば、そもそも資本制市場経済システムの基軸的社会関係を資本と男性正規賃金労働者との間の関係にのみ求めるべきなのか否かが問われることとなる。

じっさい、M.ミース、C.v.ヴェールホフらは、I.ウォーラースteinの世界システム論に学びつつ、その基軸をなす中心ー周辺構造論に新しい息吹を吹き込んだ。地理的には中心地域にも主婦かつパートタイム労働者などとしてダブルシフトの負担を背負いながら資本蓄積におおいに貢献している周辺労働者が存在しているというわけである。周辺地域でさらなる負担を抱える女性に目を向ければなおさら、ミースらにとって、先進資本主義諸国の男性正規賃金労働者の少なからずは、世界資本主義システム全体のなかではむしろ少数派の特権的労働者ということになる。

こうして、家事労働をめぐる搾取関係に価値論を拡張適用するという問題は、資本制市場経済システムとはいかなる社会関係を基軸とし、だからこそこの経済システムを解析する経済学の基礎理論はどこまでをその考察対象に含まねばならないのかを問いかけていると解されることとなる。たしかに、ミースらの所説の基盤をなすウォーラースteinの世界資本主義論に流通主義的偏向を見出すことはできよう。だが、この経済システムが懐の深いメタ・システムであるという認識を媒介とするなら、流通主義に陥ることなくミースらの所説の優れた点を包摂することも可能となる。

と同時に、性別役割分業に伴う搾取関係は家父長制という資本制市場経済システムにとっては外的契機を媒介させずには解明し得ない側面をもつ

が、こうした点も資本制市場経済システムのメタ・システム性が認識されているなら円滑に理解・処理されうるわけである。

IV 環境問題に関わって

価値実体論を社会存立の体制貫通的基盤という場の論理に即させるなら、生態系固有の論理にも無関心ではいられない。生態系固有の論理を顧慮せず、その再生能力を超えて資源を濫用したり、浄化能力を超えて汚染、廃熱を川や湖、海あるいは大気中に撒き散らせば、生態系が傷つき社会存立の基盤が損なわれるからである。しかも、生産諸能力が巨大化した現代において、これは価値論の脱構築に伴う単なる論理的要請の問題ではない。だが、経済学は従来、資源採取から消費（＝消費財購入）までを自らの主対象領域とし、この問題に必ずしも正面から取り組んではこなかった。

たしかに、地代論には土地豊度が考察に組み込まれていた。だがそれも、最劣等耕作地における農産物の価格を基準に差額地代というかたちで土地豊度そのものの絶対的評価ではない。それゆえ、最劣等耕作地が変われば当該土地の豊度は不变でも差額地代としてのその評価は大きく変化することとなる。さらに、本報告の視点からすれば、差額の内容をなす最劣等地における農産物の価格の実体は、農機具の価格や農民の賃金に依存する資本の論理のものにはかならない。

それに比し、旅行費用法、ヘドニック価格法、仮想評価法(CVM)などを用いた近年の環境価値の評価の試みは、少なくとも環境価値そのものの把握をめざそうとしている。だが、自然を楽しむためにかける交通費、機会費用としての逸失利益などからその環境価値を推計しようとする旅行費用法にしても、あるいは土地価格に影響する諸属性を変数とした土地価格関数を特定し、その変分により環境価値を推計するというように、価格を有する関連商品を介して間接的に環境価値を推計しようとするヘドニック価格法にしても、その梃子をなす交通費や土地価格が資本の論理のものであることにかわりはない。また、当該環境

について仮想的に市場を設定してそこで価格付けを行うとすれば被験者の価値評価をアンケートする仮想評価法にしても、あの商品があの価格ならこの商品の価値はこれぐらいかというように私たちの価値評価が相対感覚を伴っていることを顧慮すれば、やはり資本の論理が構築している価格世界からの影響を免れているわけではない。こうして、それぞれの手法が固有に抱えている技術的等々の難点をひとまずおくとしても、資本の論理が構成する価格世界と次元を異にし、むしろそうした世界を相対化する複眼的考察のための支柱を求めようとしている本報告の立場からすれば、これらの手法で得られる環境価値の評価をそのまま受け入れるわけにはゆかない。

と同時に、環境価値に関わっては次の点にも留意しておきたい。すなわち、これらの価値評価はエコノミックスの一環として、費用と便益との最適均衡点を探るという枠組みのもとに遂行されがちである。だが、従来の経済学の狭さを反省し、生態系の論理に寄り添う経済のあり方、またそれに照応した経済学としての生命系の経済学を模索した玉野井芳郎氏が強調していたように、生態系の論理に耳を傾けるさいには、人間理性には限界があり生態系の論理をすべて解明、理解しうるものではないという認識が前提されるべきこと、これまでの開発行政の歴史が示しているとおりであろう。だとすれば、不確実性を、しかもばあいによつては不可逆な環境の損壊にも到りうるそれを孕む推計を、最適均衡を求める枠組みのもとで執拗に追求するより、地域共同体において育まれてきた生活者の知恵にも学びながら、いわゆる満足原理に適合するおおらかさでの環境価値の評価を求めればよいということになる。環境価値は、厳密に捉えきれるものでもないし、また捉える必要もないということである。

最後に、環境価値に関して少し異なる角度から貴重な示唆を与えていたJ.フォスターの指摘にも触れておきたい。すなわちフォスターは、価値評価を優れた芸術の創造になぞらえて次のように述べている。優れた芸術は作者の内面の表現でなければならないが、同時に鑑賞者の心に響くものの、鑑賞者と共に鳴盤を有するものでなければならない。同様に、評者の自己表出であり、かつ他者

と共に鳴盤を有するものであつてはじめて価値評価と呼ばれるに値する、と。環境価値を求めようとするなら、表すべき自己を備えた主体の育成、また人々の間で共鳴盤を培うようなコミュニケーションの場の整備、要するに民主主義の成熟にまづ努めなければならないということである。

V 地域通貨に関わって

価値論は価値実体論に尽きるわけではない。価値形態論もまた重要な構成要素である。かつ、本報告がめざす方向での価値論の脱構築は、この側面においても価値論のポテンシャルを掘り起こすことにつながっている。

すなわち、マルクスは価値形態論において、商品の帯びる私的性が諸商品間で結ばれる関係にどのような特質を与えることになるかにたしかにきわめて大きな関心を払っていた。じっさい、等価形態の第三の特性として定立された、うえの論点に関わっての価値形態の両極の非対称性は、貨幣の本質、商品世界に君臨する支配者の本質を見事に抉り出したものと言えよう。だが、マルクスの価値形態論のばあい、先行する価値実体論に制約され、せっかくのうえの論点への鋭い着眼を活かしきれていないところがあった。

この点、価値実体論を留保して流通論に純化した宇野弘蔵氏の価値形態論、さらにそれと連動した価値尺度論は刺激的である。だが、宇野説には価値・価格関係の異次元の把握におよび曖昧さが残され、結果として価値実体論を留保することがそのまま価値を支配する論理についての考察をも流通論において棚上げすることにつながっている。したがって、せっかく商品の帯びる私的性に鋭い目を注ぎつつ、商品の購買過程が商品の担う交換力量についての私的当事者たちの主観的評価の出会いとその社会的オーソライズの場であることのみを解明したに終わっている。

それに対し、価格と価値とは異次元にあるという認識に基づくなら、価値実体論を留保したからといって価格を支配する論理に関わる考察をいつさい留保するということにはならない。かつ、商品の帯びる私的性に着目するならば、個々の価

格を支配する論理、すなわち主観的な交換力量を持ち出すさいに各私的当事者が用いている、宇野氏言うところの物指しの質そのものが必ずしも共通ではないことに気づかれることとなる。こうして、商品と商品との出会い、すなわち単純な価値形態は、各商品の交換力を想定するにあたって各私的当事者が用いている物指しの主観的な質が出会う場もあるということになる。ある質の物指しを用いることが相手にオーソライズされるか否かが問われるということである。

だとすれば、一般的等価形態たる貨幣は、主観的な物指しの質の多様なオーソライズが社会的に統一され、集約的に担われた存在ということになる。貨幣は、当該市場システムがどのような質の物指し、したがってまたどのような質の取引であれば許容し、逆にどのような物指しや取引は排除するかを、要するにその市場システムの性格を集約、象徴する存在であるということである。

たしかに、市場経済システムが広大であればあるほど、そこで機能する物指しに託す共通了解を紡ぐ基盤は希薄化し、それだけ貨幣は抽象的性格を強めよう。また、市場経済システムの深化は一方で労働の営利活動化を、他方で消費の記号化を推し進めて、やはり共通了解の基盤を希薄化させよう。その象徴が、ひたすら利得機会を求めてグローバルに駆け巡る現代貨幣である。

だが、現代人、現代社会のすべてがそうした抽象性の極みとしてのグローバル・マネー、それがもたらす社会のあり方を受け入れているわけではない。この点でとりわけ注目されるのが地域通貨運動である。すなわち、上述のところに従えば、ある地域通貨を行使するということは、その行為を通じて、どのような質の物指しを用い、どのような取引を営もうとしているのかに関わる共通了解を、したがって結局、当該市場経済システムに託される構成員の価値観、文化、ライフスタイル等をオーソライズし、再生産していっているということにはかならない。つまり、地域通貨運動は、ラテン・アメリカでの一部のそれが直截に表明しているように、グローバル・マネーが推し進める方向での社会の変容に問題を見出し、それに対抗する戦略という意味を大なり小なり帯びているのだが、その対抗にあたり、貨幣は一定の社会

的共通了解の象徴でもありうるという、まさに価値論の脱構築が掘り起こした貨幣認識をいちはやく現実的に活用した運動と解されることとなるのである。逆に言えば、本報告がめざした価値論の脱構築は、地域通貨運動という現代社会の興味深い運動に対して、貨幣の原理的解明のレベルで基礎づけを与えるものということにはかならない。

VI 結び

環境問題に関わり触れたように、本報告が志向する価値論の脱構築は、最適化をめざすという枠組みのなかで厳密な価値評価を求めようとするものではない。家事労働についても、市場で競争圧力にさらされ標準化されるといったことがないだけに、社会的必要労働量を厳密に把握するには無理があろう。そもそも社会存立の体制貫通的基盤の場で人間にとつての費用を労働に求める根拠自体、労苦、時間の費用性等と複数あり、それぞれの根拠からの評価の調整を厳密に図ることは難しい。かつ、現代的には知識労働の評価のような課題も浮上する。もちろん、これらに対してはフォスターが提起していたようなコミュニケーションを通じた精緻化の努力も怠られるべきでないが。

ともあれ、やはり環境問題に関わり触れたように、そもそも最適化をめざすという枠組みに本報告は疑問を抱いている。そのように効率性や合理性を最優先する近代的思考そのものの限界が現代において問われていると解するからである。地域通貨運動もまた、前節でみたように、近代化の極としての抽象的なグローバル・マネーの席捲に抗して一定の具体性の復権を求める運動と把握することができよう。さらに女性労働差別問題も、パラダイム転換という視点からするならば、現代社会における男並みの働き方に女性も参加することでその解消が図られるといった問題に終らない。

こうして、本報告が志向した価値論の脱構築が秘めるポテンシャルの掘り起しあは、いずれも近代の問い合わせしという問題、持続可能な社会のあり方とは何かという問題に通じていることとなる。

(うめざわ なおき 滋賀大学)

環境論と価値論

—アマルティア・センを手がかりとして—



YOSHIDA Fumikazu

吉田 文和

ノーベル賞経済学者、アマルティア・センの学説を、環境論と価値論の観点から再構成して、環境経済学の一層の展開に生かす道をさぐる。とくに、地球上の格差を是正し、環境的公正を実現するうえでの、センの学説の意義を確認する。

序 なぜいまセンか

いま世界には「世紀をこえて」解決を待たれている課題が数多くある。一方で「先進諸国」における豊かさのなかの貧困、福祉・高齢化問題などが進行し、他方でいわゆる南北間格差は解消せず、今も地球上には貧困と飢餓が依然として存在している。世界及び各国内の格差・不平等を改善して、地球の環境保全を図りながら、真の「豊かさ」を実現していく課題の解決は、まだ途半ばである。また、冷戦終結後の民族紛争多発のなかで、自由と民主主義、平和の実現にはなお多くの努力が必要となっている。このような数多くの課題に立ち向かっていく、方法論的深化、彫琢が世界の社会科学に求められる所以である。従来の極度に専門分化した社会科学の枠を打ち破り、方法論的革新を真にとげることがいま必要なのである。こうしたなかで、経済学のみならず倫理学、道徳哲学に及ぶ「超学的」(ソローの表現)な、独自の切り込みを示しているのは、インド出身の経済学者、アマルティア・センである。

センが1998年度ノーベル経済学賞を受賞した意義は、まずアジア人がはじめてこの分野で受賞したこと(センの国籍はインド、アメリカの永住権がある)、これまでノーベル経済学賞が主流派のアメリカ人経済学者を中心に贈られてきたのに対して、主流派の仕事を引き継ぎながらも、それに厳しい批判を行ってきたセンに賞が与えられたこと自体、経済学研究の在り方に一石を投じたものといえるだろう。「世紀をこえて」、これからの経済学さらには社会科学研究の在り方を問い合わせ直すには良い機会である。

I センの経済学批判

(1) 厚生経済学 新古典派批判

スウェーデン王立科学アカデミーは、センの経済学賞受賞の対象の一般分野として厚生経済学をあげ、3つの特定分野として社会選択、分配、貧困を区分している。したがって、センの学問的貢献として、世上いわれる貧困問題はいわば派生的分野であって、まず理論分野としての厚生経済学がある。センの厚生経済学への建設的・批判的な

寄与は、鈴村興太郎氏の評価によれば、①合理的選択の概念の公理的解明、②アローの一般不可能性定理の情報的基盤の分析、③単純多数決ルールのもとでの「合理的」選択の必要十分条件の解明、④不平等と貧困指数の公理化とその意義の分析、⑤自由と権利の概念の規範的経済学への位置付け、である¹⁾。

セン自身、ノーベル賞受賞講演で、厚生経済学の歴史を顧みて、個人の効用比較不可能性の批判を受け入れての新厚生経済学（バーグソン、サムエルソン）そしてアローの社会選択論が「効用」に限定し、かつ効用の個人間比較を否定してきたのに対して、センは個人間比較の情報的基盤を拡張して、「効用」比較から個人の「好機」（advantage）の計算へすすめたことを明らかにしている。効用概念については、効用を精神状態としても、人々の心や感情は比較なしには理解困難であるし、現実の権利剥奪状態と効用（精神状態）とは対応していないと批判する。「権利の侵害によって生じた不効用が他の手段、人々の精神的調整や専制の受容によってメークアップされると、厚生主義の見方では事態の結果について何の不満はなくなる。こうして、権利や自由の侵害を事情の評価に持ち込む明らかな必要がある。効用情報のみに全く頼ることを超えて」²⁾。

センは新古典派経済学の基礎カテゴリーである、効用、厚生、利害、選好、選択、満足など、本来区別されるべきものが曖昧なままに「合理的な愚か者」の経済人モデルが使われているという。

「ご存じのように、人間の行動というのは、どんな経済分析にとっても、非常に単純化されています。近代経済学で使っている前提条件として、人間はただただ自分の利益のために行動するとしています。近代経済学では、人間の利益が、個人の福祉や、よいものを探すことだけでなく、行動の唯一の規範としても使われています。人が、何か物事がうまくいったか、いかなかつたかを判断する基準にもされてることです。つまり、いろいろな目的があるのにもかかわらず、1つの秩序に当てはめ、単純なランキングをつけてしまうのです。……人間を1つのモデルだけで捉えるとすると、その人間は「合理的な愚か者」となってし

まいます。その人間は合理的であっても区別が付けられないという点で「愚か者」ということになってしまうのです。私は、決して人間のことを批判しているのではなく、実際に人間というのは合理的な愚か者ではないと言っているのです」³⁾。

このように、新古典派などのこれまで主流派経済学の使用してきた基礎概念の批判的再吟味が必要なのである。ちょうどマルクスが経済学批判という場合、それまでの古典派経済学の概念批判を意味したように、現代の経済学批判は新古典派経済学の基礎概念批判から始められなければならない。センはその先鞭をつけたといえる。

その基礎概念のうちで「パレート効率」こそは、センの学問が一生かけて闘っている原理である。新厚生経済学やアローの一般不可能性定理の批判的検討とセン自らのパレート派リベラルの不可能性定理において、「パレート効率」批判が要にある。すでに、『不平等の経済理論』（1973年）において、パレート最適の概念は、まさしく分配に関する価値判断の必要をとり除くために展開されたもので、「富者と貧者との間にどんな隔たりがあつても、富者の富を減らさずに貧者の満足を高めることができないならば、その状態はパレート最適なのである。」⁴⁾と喝破していた。パレート効率が現状肯定的性格をもつのは、これが社会改良の認識を、全ての人々の効用が向上する（又はある人が向上し、他は下がらない）場合に限定したので、個人間比較を要求せず、効用の基數性を求めず、効用の分配に無関心で効用以上のものを考慮しないのである⁵⁾。セン自身のパレート派リベラルの不可能性定理も、最小の自由の要求さえ、パレート効率の存在と結びつくと、満たされ得ないことを示したものである。

(2) 自由と権利、不平等論

センのノーベル賞授与の理由の1つは、「経済学と哲学を結びつけて、重要な経済問題の議論で、倫理的次元を再興することに貢献した」とある。センが腐心したのは、利己的・自己中心的な「合理的愚か者」とは異なる人間の行動を論理的にいかに裏付けるかにある。さらに、効用中心の厚生主義にかわって、自由と権利を経済学の体系に位置付けることにある。そのために創案された

のが「行為主体 (Agency) としての人間」である。

人の「善き生」(福祉, well-being) の側面は、人の好機を評価し、社会保障や基本ニーズを充たす上で重要であるが、これに対して行為主体の側面は、人の善さの考えにそって、人が何ができるかを評価するうえで、個人的道徳、他者への責任において重要である⁶⁾。自ら危険を冒して人を助ける場合、「善き生」は減少するが、行為主体の自由は拡大する。人は自分自身の善き生の追求以外の目標や価値をもつのである。行為主体の側面は、いわば労働の二重性とのアナロジーでいえば、「善き生」が具体的な有用労働・使用価値側面であるのに対して、関係規定が問題となる抽象的人間労働・価値形成の側面である。

「善き生」と「行為主体」には各々に達成と自由の面がある。善き生を機能ベクトルとし、それを達成する潜在能力としてみると、善き生を達成できる自由の面で、たとえば、飢えと断食を区別できる。

行為主体の自由は、人が重要であるとみなす目標や価値を追求する自由である。自由を誰が統制を行ったかという点でのみ捉えると(統制説)、例えば、街路を安全に歩行できる問題を解決できない。たんに個人の自由の問題ではなく、社会的な相互依存関係のなかで個人の自由とコミットメントを位置づける必要がある⁷⁾。

多くの選択肢の機能の結合、行為と存在を達成できる、人の潜在能力によってあらわされるのが、この実際の自由なのである⁸⁾。この潜在能力は、あれこれを行うことのできる積極的な権利である。潜在能力における明白な不平等を取り除くことによって真の平等を考えなければならない⁹⁾。目標としての権利の実現は、多くの道徳的判断を、他のものと体系的に結びつけるのである。

II センの提起と環境経済学¹⁰⁾

アジア初のノーベル経済学賞受賞者、アマルティア・センの経済学への寄与は、貧困や飢餓の経済学的分析から経済学と倫理学の懸架、厚生経済学の基礎理論など幅広い。私がいま改めて環境経済学からセンの理論に注目するのは、以下の理

由による。

(1)人々の福祉を向上させながら、環境への負荷を減らすには、人の福祉とは何かを明らかにし、「人の福祉」と「一人当たりのGNP」と「環境負荷」の違いと関連を解明する必要がある。

(2)現在の地球上の人々の生産と消費の格差構造をどう解決するか、その見通しを立てる必要がある。

(3)将来世代への責任、持続可能な社会をどう作るのか、環境倫理と経済学のつながりを付ける必要がある。

そこで、センの学説と環境経済学への意義を簡単に述べておきたい。

第一の問題から検討しよう。現在、平均寿命という点からみると、中国・インドはかなり高い水準となっているが、一人当たりGNPの高い南アフリカ・ブラジルなどは、はるかに低い平均寿命である。また、ニューヨークのハーレムに住む男子アフリカ系アメリカ人は、所得の点では途上国の人々と比べてはるかに豊かであるが、40歳に達する確率は、バングラディッシュの成人男子よりも低い。こうしたことは、所得と一人当たりGNPなどの指標が平均寿命や「生活の質」という点に対しきわめて限られた役割しか果たしていないことを示している。

これは、人の福祉に対して、保健医療や環境などの公衆衛生政策、安全や社会的保障など(例えば、暴力が横行する社会では不慮死が多い)、所得以外の公共政策の果たす役割が大きいこと、そして同じ所得でも各個人の条件に応じて(例えば、病気がちな人は医療費がかかる)福祉の程度に果たす役割が異なるからである。

センはこうして、所得などの経済的富は「人の福祉」という目的に対して手段であって、この目的と手段の転倒がしばしば起こると指摘している。戦後日本の経験した公害問題は、まさにこの典型例であって、高度経済成長という手段によって、目的であるはずの「人間の福祉」がないがしろにされたのである。それでは、「人の福祉」として、何に注目すべきか。それは人の潜在能力(Capability)である。これは、読み書きの能力、早死にしないで生き延びる能力などの基本的なものから、人が生きるに値すると評価する生き方の

幅の選択・機会までを含む。

こうした視点を環境政策や環境経済学に生かすとすれば、第一に、個人の所得の向上とは相対的に区別された公共政策の意義である。日本における平均寿命の向上は、公衆衛生による伝染病の低減と国民皆保険の導入によるところが大きく、高度成長による所得の向上も公共政策を経由して寄与した。現在ロシアにおいて、平均寿命の低下が起きているのは、経済の不調と公共政策が崩壊しかけているためである。環境政策は基本的には、こうした公衆衛生的性格をもっているのである。現在、この面では、日本では環境ホルモン・ダイオキシン等、長期的な低濃度被曝による化学物質汚染のリスク評価が課題となっている。環境ホルモンの問題は、いわば生物種としての生殖という潜在能力の低下の問題である。

したがって第二に、潜在能力と環境破壊との関連である。センは、アリストテレスが「人間の善」の側面を議論するにさいして使われる言葉、dunamin（可能性、潜勢力）は、potentialityと訳される、すなわち存在あるいは行為の可能性であると指摘している¹¹⁾。私はかつて環境破壊を考察する視角として、「自然生産力」破壊としての生産力破壊を提起したことがあった。すなわち、「自然生産力破壊」とその条件の破壊、それを通じての労働能力としての生産力の破壊、労働主体の生産物・獲得物破壊としての生産力破壊を検討した。すでに経済学の古典は、資本主義のもとにおける人間自然力破壊と土地自然破壊の同時進行、ならびに相互関係、とくに人間自然力破壊の基礎としての土地自然破壊という問題を提起していた。センの「潜在能力アプローチ」との関連でいえば、環境破壊によって人間の「潜在能力」がいかに被害を受け、その発達が阻害され、逆に「潜在能力」を守りそれを発達させるには、何が必要であるかが示されなければならない。この他また、自動車の多用による歩行能力の衰退、テレビ・コンピュータ等の画面使用による視力の低下など現代文明にあり方に関わる潜在能力の低下も深刻である。

センは、また潜在能力に関連し、「自由としての開発」という視点から、開発における自由と民主主義の意義を強調している。日本における戦後

の開発政策がしばしば当事者の住民の意向を無視して、国会での審議も十分ないまま立案され、戦後の各種巨大開発・リゾート開発を主導し、様々な環境破壊とバブル発生の原因となったことを記憶しておくべきであろう。「開発における自由と民主主義」は開発途上国固有の問題では決してないものである。

第二の格差構造の問題は、地球温暖化問題等にもよく現れており、例えば海面上昇等では、原因となる温室効果ガスの排出では圧倒的にアメリカを先頭とする先進国に責任があるにもかかわらず、結果としての被害は、ほとんど排出責任のない、小島諸国やバングラデイシュ・インドネシアなどが被る。いわば原因と被害の非対称が鮮明である。こうした問題に対して、ロールズの「格差原理」（最も不遇な立場におかれた人々を最大限望ましいものに改善する）を適用すれば、先進国側の義務は明らかであろう。その場合、センが区別している共感とコミットメントを想記しよう。共感は、それによって援助者側が効用を増加する場合であり、コミットメントは効用の増加がない、あるいは低下するかもしれない場合である。地球温暖化の場合には、先進国側に温暖化防止の便益があるので、コミットメントよりも、共感に相当する論理が必要である。

センは、人間の福祉側面と行為主体側面と絶えず関連づけながら区別している。商品の二重性分析とのアナロジーを使えば、使用価値に当たるもののが人間の福祉側面で、行為主体側面に当たるのが、関係規定にあたる価値側面である。人間は、社会のなかで行為するにあたり、絶えず自分の判断で選択し、責任を果たしている。それが行為主体側面である。それはしかし、「陸の孤島」のような個人ではない。人間は心底から社会的存在であるとセンは強調する。この側面にインセンティヴと社会的規範の問題が関わってくる。環境政策における経済的手段を評価する場合（例えば、環境税やゴミ有料化）、人間の行動をインセンティヴのみで動く行為主体としてみるか、あるいは社会的規範や習慣をも背景にもつ行為主体としてみるかで、経済的手段の評価は異なってくる。例えば、ゴミを捨てるたびに罰金を取られる社会よりも、社会的習慣としてゴミを捨てない社会のほう

が、進んだ社会であろう。こうした点まで視野を広げなければ、センがいうところの新古典派の「合理的な愚か者」像（自己利益の最大化などの単一の万能の選好順序を目指すという新古典派人間像）を批判的に乗り越えることはできない。全ての個人が高い志をもって行動するという「志の高いセンチメンタリズム」と同時に「志の低いセンチメンタリズム」を共に排除したりアリズムが必要なのである。

センは、市場経済の評価に関連して、市場と取引を禁止するのは、人々の会話を禁止するほど愚かなことであるといい、市場経済の役割を評価しつつ、いまでも世界で拘禁労働等が残っている社会があり、労働力の自由な取引という初步的な交換と市場の意義を強調している。しかし、他方でセンは、市場経済が評価される程度ではなく理由こそが問題であるといい、市場経済がもたらす投機や環境破壊などの「外部不経済」の問題に目をつぶってはならないと同時に強調している。市場経済に対するバランスのとれた評価こそが、いま必要なのである。

第三の世代間責任と公正の問題では、結局、将来の世代は、現在の諸取引には参加できないので、新古典派の補償テスト等の手法は適用できない。従って、個人を前提にした補償と責任のルールを作りにくい状況となる。こうした問題状況では、自然史における種としての人類の集団的行動、その進化論的考察が必要になってくる。センがダーウィンの進化論に関連した考察を行っているのもこうした理由がある。環境倫理学と経済学の懸架には、まだ距離がある。

マルクスの流れに立ち環境経済学に携わるもののが、センから学ぶべき視点は、社会的弱者と現実の多様性を常に念頭におきながら、アリストテレス・スミス・マルクスなど経済学の精髄を受け継ぎ、主流派経済学との緊張関係のなかで政治経済学を再生・発展させようというその柔軟な姿勢である。

1) 鈴村興太郎「厚生経済学から福祉の経済学へ」『経済セミナー』1999年3月号。

2) Arrow Lecture, "Processes and Rights" p.17.

- 3) NHK教育テレビ『未来潮流 経済は人を幸福にできるのか——ノーベル賞学者 セン教授が語る——』1999年3月。
- 4) *On Economic Inequality*, 1973, p.7 杉山武彦訳『不平等の経済理論』日本経済新聞社、1977年、15～16頁。
- 5) "Rationality and Social Choice", *American Economic Review*, Vol.85, 1995. p.3
- 6) "Well-being, Agency, and Freedom", *Journal of Philosophy*, 1985, p.206, 208
- 7) "Individual Freedom as a Social Commitment", *The New York Review*, June 14, 1990.
- 8) "Justice: Means versus Freedoms", *Philosophy and Public Affairs*, 1990, p.116
- 9) *Inequality Reexamined*, 1992, 池本・野上・佐藤訳『不平等の再検討』岩波書店、1999年、10頁。
- 10) 第2章は、すでに学会展望「環境問題と政治経済学の課題」(経済理論学会2000年度年報、青木書店)の「展望」部分として公表している。
- 11) Sen, A, "Capability and Well-being", in M.Nussbaum and A.Sen eds., *The Quality of Life*, Oxford: Clarendon Press, 1993.

そのほかの参考文献として以下のものがある。

- Sen, A, *Collective Choice and Social Welfare*, 1970, 志田基与師監訳『集合的選択と社会的厚生』勁草書房、2000年。
- Sen, A, *Poverty and Famine*, 1982, 山崎・黒崎訳『貧困と飢餓』岩波書店、2000年。
- Sen, A, *Commodities and Capabilities*, 1985, 鈴村興太郎訳『福祉の経済学』岩波書店、1988年。
- Sen, A, "On the Darwinian View of Progress", *Population and Development Review*, Vol.19, No.1, 1993.
- Sen, A, "Environmental Evaluation and Social Choice: Contingent Valuation and the Market Analogy", *The Japanese Economic Review*, Vol.46, No.1, 1995.
- Sen, A, *Development as Freedom*, 1999, 石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社、2000年。
- 鈴村興太郎・後藤玲子『アマルティア・セン』実教出版、2001年。

(よしだ ふみかず 北海道大学)

アマルティア・センにおける環境と価値

この小論では、まず環境問題に关心を持つ人々がアマルティア・センに惹かれる理由をたずねる。つぎに、セン自身が環境問題をどのように研究してきたのか調べてみる。さらに、彼のケイパビリティという概念のポテンシャルについて考察し、若干の批判的なコメントを加える。

YOSHIKAWA Eiji
吉川 英治

はじめに

この小論は、基礎研の第24回研究大会での報告をまとめたものです。この小論のタイトルに関連する報告は、当初、北海道大学の吉田文和先生が行う予定でした。そのシンポジウム全体の論題——「21世紀の課題にこたえる価値論の創造」からしても、それは最適な人選であったと思います。実際、多くの方が先生の報告に大きな期待を寄せておられたと思います。しかし、大会の直前になって、先生の出席が見込めない状況となりました。そこで、緊急避難の策として、大会の会場である滋賀大学に所属し、少しばかりアマルティア・センの経済学を勉強したことのある私が、この報告を代行することになりました。

しかし、環境と価値という視点でアマルティア・センの著作を読み込んだ経験は、私には皆無でした。さらに、もちろんのことですが、吉田先生のような経験と学識を、私が代行できるはずはありません。そこで、この小論では、先生自身の論文、「『潜在能力アプローチ』と環境問題」(『経

済学研究』北海道大学、1997年9月号)を手がかりに、次の論点について考えてみました。

第一に、環境問題に关心のある人々が、アマルティア・センに惹かれる理由はなにかということ。第二に、研究活動のレベルでみたときに、アマルティア・セン自身が環境問題をどのように扱ってきたのかということ。第三に、いわゆる「潜在能力アプローチ」が、環境問題への分析的アプローチとして、どのような潜在的 possibilityを持っていますかということです。

なぜいまアマルティア・センなのか

アマルティア・センは、1998年に、厚生経済学での功績を認められてノーベル賞を受賞しました。彼の重要な貢献のひとつが、いわゆる「潜在能力アプローチ」です。これは、わかりやすくいえば、「人の暮らしのまともさ」であるとか、「生き方の良さ」というものを、従来の経済学とは異なる方法で捉えようとしたものです。

功利主義思想に立脚して発展してきた経済学では、従来、利己的な欲求の充足とそれにともなう

幸福があからさまに承認され、人々の幸福の総和を効率的に最大化することが、社会正義にかなうと考えられてきました。貨幣経済という前提にたてば、このことは、所得水準の高さで暮らし向きが評価されることを意味してきます。センは、こうした経済学の発想に本格的なメスを入れ、従来の公共政策のあり方や開発のあり方を批判してきました。

したがって、「豊かさ」を再検討しようとする場合に、「潜在能力アプローチ」に興味を惹きつけられるというのは、ある意味で自然なことなのです。環境問題を突き詰めていければ、「持続的発展」ということを念頭において、人間の暮らしのあり方を再検討し、新たな豊かさのモデルを構築せざるをえなくなるということがありますから、アマルティア・センに対する期待がとくに膨らむのかもしれません。

ところで、「持続的発展」という観点から暮らしのあり方とか豊かさを再検討していくとなると、経済活動や開発を何らかの理由で制約せざるをえないということになるでしょう。たとえば将来世代の可能性とか生態系自体の価値が、問題にされるかもしれません。こうした議論は、いわゆる環境倫理の問題です。

厚生経済学や社会選択論の研究は、本質的に、哲学や倫理学の研究と重なってくるところがあります。とくにアマルティア・センは、学者や倫理学者との共同セミナーを主催したりして、この境界領域での研究を積極的に推進してきました。川本隆史氏の言葉を借りれば、まさに経済（学）と倫理（学）との「つなぎ目」が、センのなかでは強く意識されてきたわけです。ですから、哲学や倫理学とのコミュニケーションという点でも、センは魅力的なのです。

最後に、漠然としていますが、これまでの経済学への閉塞観みたいなものがかなり強かったのではないかと思います。つまり、経済学というものは、本来的に私たちの「暮らしのまともさ」とか「生き方」と関係しているはずなのに、なぜか疎遠なものという実感が強かった。しかし、アマルティア・センの貢献というのは、飢餓や貧困の分析をはじめ、経済学のあらゆる分野に渡り、しかも自由とか平等とか正義という問題が、自然に取

り上げられてくる。このことが、彼への期待感をさらに強める役割を果たしてきたのは間違いないでしょう。とくに日本では、ノーベル賞の受賞を契機に、アマルティア・センという名が広く浸透してきています。

センと環境問題

研究活動のレベルで見れば、アマルティア・セン自身は、環境問題を直接的に取り上げてはいませんが、環境問題に対するアプローチには多少とも関心があるようです。

たとえば、彼の論文集のひとつ、*Resources, Values and Development* (1984年) に収められた論文、“Approaches to the choice of discount rates for social benefit-cost analysis” では、費用便益分析の社会的割引率の決定が詳細に分析されています。費用便益分析とは、ある開発行為を承認するかどうかの決定の枠組みであって、その行為に伴う費用と便益の勘案の仕方を教えてくれるもので、このとき、開発行為は将来世代にも影響を与えるのであって、彼らが被る便益や費用も考慮しなければなりません。ここで、将来発生する費用や便益の大きさをどのくらい重視するのかということが問題になります。社会的割引率というのは、将来の費用や便益に対する姿勢を表すもので、大きく割り引けば将来世代への配慮を軽くみることになり、小さく割り引けば将来世代への配慮を重くみることになります。センは、こうした社会的割引率の決定の問題を、社会的意志決定の問題として捉え、社会選択論の研究成果から何がいえるかという姿勢で考察しています。

また、*Japanese Economic Review* の創刊号 (1995年) に寄稿された論文、“Environmental evaluation and social choice” では、いわゆる仮想評価法 (CVM) に基づく環境影響評価の問題点を分析しています。仮想評価法というのは、アンケート調査の結果に基づいて、自然環境の価値を貨幣単位で評価しようという手法です。たとえば、「絶滅寸前のある動物が将来も存続することを保証するために、どれだけのお金を支払ってかまわないと考えますか」とたずねることで、こ

の動物を保護することの価値を評価しようというわけです。センは、この論文でも、あくまでも社会選択論の枠組みを援用して何がいえるのかという点に、関心を合わせています。

さらに、環境問題と密接に関連する人口問題についても、アマルティア・センは積極的な発言を繰り返してきました。彼の人口問題に関する見解は、たとえば『自由と経済開発』(日本経済新聞社、2000年)などに明瞭に表れています。人口問題は、発展途上国の貧困や食糧問題との関連でクローズ・アップされてきます。このとき、途上国の政府の一般的な関心は、産児制限という自由の抑制に向けられがちです。ところが、こうした施策はあまり有効ではありません。センによれば、むしろ、教育を通じて女性の識字能力を向上させるとか、女性の雇用機会を保障するとか、女性自身の財産所有権を承認するというように、女性をエンパワーさせる政策の方が効果があるというのです。つまり、人口問題に対処するためには、自由を制限するよりも、女性にこれまで以上の自由と権利を賦与する方が効果的だというわけです。

潜在能力アプローチと環境

さて、それでは、環境問題への分析的アプローチとして、アマルティア・センの経済学がどのくらいのポテンシャルをもっているのでしょうか。

正直なところ、吉田文和先生の論文を読んでもよくわかりませんでした。センに詳しい倫理学者、東北大学の川本隆史先生は、環境経済・政策学会が編集した『環境倫理と市場経済』(東洋経済新報社、1997年)のなかに、「市場経済と環境倫理の《つなぎ目》」という論文を書いておられます。ここでも、環境問題への分析視角とセンの関係という点では、なにか魅力的なものが隠れているようですが、思考の糸口が大きすぎるのか、理解するのが難しいという印象を持ちました。さらに、日本のなかでセンと最も親しいと思われる、一橋大学の鈴村興太郎先生の場合には、社会選択論の話で閉じてしまうので、やはり環境問題との関連でセンの特徴を明示的には示してもらえません。

というわけで、私にとっても、センのポテンシャルを語るのはすこぶる難しい話なのです。とくに、多くの人々が期待しているのは、「潜在能力アプローチ」で環境問題に鋭く切り込めないかということですから、これは本当に難しいわけです。そこで、ここでは、吉田先生が提起された論点と関連させながら、少し慎重なコメントをしておきたいと思います。

まず「潜在能力アプローチ」というのは、暮らしのまともさとか生きがいをどう捉えるかを表しています。センによれば、暮らし向きというのは、どういう状態が実現できるか、またどのような行為を実現できるかという観点から評価されます。たとえば、コミュニティを自由に移動できるという「人としての機能」は、誰もがその価値を認めるでしょう。こうした機能を充足する場合には、自転車とか公共交通システムなどが必要です。しかし、身体にハンディキャップがあれば、自転車や段差の大きい公共交通は利用できません。さらに、たとえ自転車に乗れても、安全に走行できる道路がなければ自由に移動できません。つまり、「人として価値のある機能を充足できる機会が開かれているかどうか」(ケイバビリティ)という観点から、暮らし向きや生き方をながめると、従来とは違った公共政策の視点が見えてきますし、そこで実現すべき自由や平等や正義の中身が、これまでとは違ってくる可能性があります。センのいうケイバビリティというのは、このような概念装置なのです。

ところで、どのような機能が重視されるかをリストにしてまとめると、それは社会的文脈や時間的文脈などに依存して異なってくるでしょう。また、同じ機能を実現するとしても、それに必要な財・サービスはやはりいろいろです。ところが、センは、このアプローチに基づく貧困の定義を述べるときに、いつも次のような表現をしています。つまり、ほとんどの家庭が自家用車を所有するようになると、代替的な公共交通サービスが衰退し、自家用車をもたない家庭は、もっと貧しい社会ならそうならなかったような仕方で、絶対的な貧困に陥るというのです。このことは、環境問題との関連でいえば、高度な技術進歩とそれに伴う財の革新についての「進歩主義的なイメージ」

が、社会的に共有化されているということをあっさり承認してしまう、ということを意味します。

センのアプローチの真骨頂は、人間にとって本質的な内省的活動を重視することにあるわけですが、そこには市場経済システムや現代の技術文明の在り方に対する批判的評価も入り込んでくるでしょう。実際に、高度に発展した経済では、様々な新しい制約条件に直面して、絶えず現代的な生活様式が問い合わせられます。したがって、ケイパビリティのリストに含まれてきたある機能をえて抹消するとか、ある機能を実現するための財・サービスについても、現代の技術文明に規定されたような手段を利用しないということもあります。たとえば、コミュニティを自由に移動するには自動車が必要だといわれても、地球温暖化に配慮して自動車を一切利用しないこともあります。また、農薬を大量散布して生産された低価格の季節はずれの野菜を購入するのをやめて、農地の質や農業の在り方に配慮し、有機栽培農家と契約を結ぶ人もいるでしょう。

実際のところ、センの「潜在能力アプローチ」の周辺を探ってみると、こういう事例をどのように評価するのかが曖昧で、また彼の思考の枠組みを無理に適用しようとすると、ちょっとおかしな結論がでてこないかという不安を感じてしまいます。吉田先生は、機能を充足するための財には、本来、消費手段としての財と労働手段としての財があり、これを区別しないとケイパビリティを論じきれないのに、センはこの点を曖昧にしていると指摘されています。この論点は、ここで私が焦点を合わせた問題と密接に関連してくるでしょう

し、価値論の見直し作業にも重要な意味を持ってくるでしょう。

なお、こうした問題意識でセンのアプローチと環境問題との関連を探ってくると、1970年代のラディカルリストの考え方を、再び検討しなければならないのではないかという気がしてきます。ここでは、詳細は省きますが、たとえば、『ラディカル・エコノミクス』（中央公論社、1973年）に収められた、青木昌彦先生の「福祉の政治経済学：試論」には、いま議論してきた論点が含まれています。

おわりに

最後になりましたが、価値論の見直しとセンの貢献ということについては、断定的なコメントをすることができません。Cambridge Journal of Economics (1978) には、センの価値論についての論文が掲載されていますが、これは彼の師匠であるモーリス・ドップの価値論についての考え方を継承して、ジョン・ロビンソンの批判に応えようとしたものです。私はこの論文を深く読み込むことができませんでした。また、ケイパビリティという概念が、どのような価値論の見直しを迫るのかということは、宿題とさせてください。

全体としては、簡略な文献解題になってしましましたが、興味のある方は是非オリジナルの文献に挑戦してください。

（よしかわ えいじ 滋賀大学）

環境の倫理について

人間－自然の対立から環境の社会的倫理へ

環境倫理学でこれまで論じられてきた「人間中心主義」から「自然中心主義」へという議論は、理論的にだけでなく実践的にも問題点を含んでいる。環境問題に有効に取り組むためにも「環境の社会的倫理」が必要である。



MAKINO Hiroyoshi

牧野 広義

はじめに

環境に対する人間の行動の原理を論じる学問として、「環境倫理学」が1970年代からアメリカを中心に展開されてきた。この学問を展開した人々は、環境問題は従来の「人間中心主義」では解決できないとして、これを「生命中心主義」に転換することを提起した。これが日本には1990年代にまとまった形で紹介され、議論が交わされてきた¹⁾。しかしながら、歐米では、「環境倫理学」という名称ではないが、「ディープ・エコロジー」「ポリティカル・エコロジー」「ソーシャル・エコロジー」「エコ・フェミニズム」「エコ・フェミ・社会主義」「エコ・マルクス主義」などのエコロジー思想（環境保護思想）も展開されてきた²⁾。それらもまた、広い意味では「環境の倫理」を問題とする思想である。「環境思想」ないし「環境哲学」の論文選集には、これらが広く収録されている。そして日本でも「自然中心主義」と「人間中心主義」との対立を克服しようとする議論も展開されている³⁾。

私は、「環境の倫理」をとらえる場合、それは倫理についての哲学的考察であるとともに、そこでは環境問題を社会問題としてとらえる視点が不可欠であると考える。そこで、従来から論じられてきた「生命中心主義」や「自然中心主義」の主張の問題点と、それを克服する「環境の社会的倫理」の方向を論じたいと思う。

I 「自然中心主義」の主張とその問題点

(1) 「自然中心主義」の主張

「環境倫理学」では次のような議論がされてきた。近代の倫理学は、人間の尊厳や人間の権利を中心とする「人間中心主義」であった。しかし、人間の幸福や利益を求めて自然を支配する中で、自然破壊や環境破壊を引き起こした。そこで、「人間中心主義」の倫理では、環境を保護することはできず、これを「生命中心主義」の倫理に転換しなければならない、というわけである。ここで「生命中心主義」という言葉が使われるよう

に、保護すべき自然や環境は、あくまでも生命をもった自然である。しかもそれは、人間の権利以外に、生きた自然に「自然の権利」を認めるべきであるという主張であり、また人間にとての価値ではなく、生きた自然の「内在的な価値」を認めるべきであるという議論である。そのため、これらの議論は「非一人間中心主義」とか「自然中心主義」と呼ばれるのである。そこで小論でも「生命中心主義」と「自然中心主義」を同じ意味で使用する。

ところで、「自然中心主義」にも二つの立場の対立がある。それは、一方では、P.シンガーのように「動物の解放」を主張し、苦痛を感じることができるという基準において、動物の個体にも人間と同じ権利を認め、その殺戮（肉食など）・虐待（動物実験など）に反対する議論である（そして苦痛を感じる点では、植物状態の人間や重度脳障害者らよりも動物の方が「生命の価値」があるとされる）。この議論では保護すべき対象として動物個体が問題となる。

他方で、「土地倫理」を主張したA.レオポルドや「生態系中心主義」を主張するJ.B.キャリコットらの議論では、保護されるべきは動物の個体ではなく、生態系である。この立場では、レオポルドが言うように、「生物共同体の統合、安定、美を保つ傾向にあるならば、正しい。反対の傾向にあれば間違っている」⁴⁾ということになる。ここからキャリコットは、生態系や生物種を保存するためには、人間個体は犠牲になってしまふをえないと考える（そのため、この主張は、「動物の権利」を主張するT.レーガンらからは「環境ファシズム」という批判を受けた）。また、H.ロルストン三世は、自然の「道具的価値」に反対して、自然の「内在的価値」を主張するが、ここでも生態系の全体がその基準となるとされる。

このような主張に対して、すでにさまざまな批判が行われ、その問題点が明らかになっている。ここでは、その理論的問題点と実践的問題点とに分けて論じたい。

(2) 「自然中心主義」の理論的問題点

その理論的問題点として、次の点があげられる。第一に、「自然中心主義」は「自然の権利」を

主張するが、しかしそれは生命のある自然のすべてに権利を認めているわけではない。「動物解放論」が認めるのは、あくまでも苦痛を感じることができる高等動物の権利である。しかも、植物状態の人間や重度脳障害者らからは生きる権利が剥奪される。「動物解放論」の主張は、快を与えるものは善であり、苦痛を与えるものは悪であるというベンサムらの功利主義の延長にすぎず、明らかにその中心に人間が、しかも健常な人間が置かれている。そこには、「人間中心主義」が根深く潜んでいる。

「生態系中心主義」においても、保全すべきはどのような生態系なのかが問題である。地球上ではかつて恐竜が支配した生態系もあれば、核戦争で人類が絶滅した後にゴキブリらが生き残るとされる生態系もある。「生態系中心主義」が主張する「生態系」とは、明らかに人類が生存できる現在の地球の生態系である。レオポルドのいう「生物共同体」の「統合」や「安定」とは明らかに人間を含んだものであり、「美」とはまさに人間にとての美にほかならない。つまりここでも、生態系に有害と考えられる人間を排除した上での「人間中心主義」が根深く潜んでいるのである。

しかも「自然中心主義」が認める「権利」は実際に曖昧なものである。人間には個人に権利があり、相互にそれを尊重する義務がある。これは、人間が歴史的にたたかいとってきた社会的制度である。しかし「動物解放論」は、動物個体の権利を言いながら、自然界の食物連鎖は認めるのであるから、動物個体に人間と同じ権利を認めるわけではない。「生態系中心主義」ではそもそも個別的な権利の主体は存在しない。こうして「自然の権利」とは、自然にはあたかも人間と同じ権利があるかのように尊重せよ、という擬人的な観念にすぎない。以上のいずれの点においても、「自然中心主義」は、一部の人間は排除するが、しかし「人間中心主義」から少しも脱却していないのである。その対立は眞の対立ではない。

第二に、「自然中心主義」が反対する「人間中心主義」とは何か。それは、典型的な功利主義的人間観である。人間にとて、快が善であり、苦痛が悪であり、そのような善の総和が社会の幸福を増進するというものである。そしてここでの人

間は、利己的な利益を合理的に追求し、経済的な利益と効率を何よりも尊重するというものである。このような人間観では、自然環境を保護できないのは当然であるが、同時にそれは人間を本当に尊重する人間観でもないのである。経済的効率のために、しばしば自然も人間もともに犠牲にされてきたのである。「自然中心主義」の主張は、このような特定の人間観を前提にして、「人間中心主義」と「自然中心主義」との対立を作り上げたのである。

第三に、ロルストンが言うように、確かに「自然の価値」は人間による主観的な「価値付け」によって決まるものでない。もしも価値が主観によって決まるものならば、人間がその存在も知らないうちに消滅していく生物種には価値はないということになってしまふ。自然の価値は客観的なものである。しかしながら、自然の価値を人間存在との関わりを抜きにしては言えない。ロルストンは、自然の「内在的な価値」は生態系が基準となると言うが、しかしその生態系の価値の基準には人間の生存が含まれる。人間の生存を前提にせずに、「自然の価値」を論じることはできない。しかも、ここで問題となる環境の価値は、決して単なる道具的価値ではない。それは人間の生存の根源的条件としての価値なのである。ここでも、「人間的価値」と自然の「内在的な価値」とを対立させる価値論は克服しなければならない。

(3) 「自然中心主義」の実践的問題点

「自然中心主義」は、理論的には上記のような問題点をかかえながらも、実践的には、アメリカの原生自然の保護や世界の野生生物保護の運動などと結びつき、また環境問題をアピールする上で一定の役割を果たしてきた⁵⁾。しかしながら、大気汚染や土壌汚染・海洋汚染などによる地域の環境破壊から、地球温暖化やオゾン層破壊、森林破壊をはじめとする地球環境問題、さらに環境ホルモンの問題などに取り組む上では重大な弱点を含んでいる。

第一に、「自然中心主義」は、環境問題の原因を「人間中心主義」に見てしまい、真の社会的原因を不明確にしてしまう。環境破壊の主要な原因是、資本主義的社會における企業の利潤追求第一

主義や、旧社会主义国における官僚主義的な経済運営など、「経済開発中心主義」にある。特に、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済・社会システムを作り上げている先進国や、発展途上国にも進出している多国籍企業の責任は重大である。「人間中心主義」が環境破壊の原因だという議論では、このような原因や責任の所在が曖昧にされて、環境問題を具体的に解決する方向は出てこないのである。

第二に、「自然中心主義」の議論では、環境破壊によって人間の生存・健康・生活がいかに破壊されているかという現実が論じられない。地球温暖化の問題も生物多様性の危機としてしか論じられない。しかし、公害問題以来の地域の環境破壊による被害だけでなく、森林破壊や気候変動によって激しい洪水の被害を受ける人々、海面膨張のために国土が沈みつつある島嶼国の人々、永久凍土の溶解のために土地を失う人々、森林破壊と砂漠化によって「環境難民」となる人々など、世界中すでに多くの被害が発生している。これがさらに進めば、生態系に激変が起り、人類に壊滅的な被害が生じる恐れがある。「自然中心主義」に含まれる「人間嫌い」の傾向は、このような人間の被害を見させないかのようである。

第三に、環境問題を社会問題としてとらえる視点がなく、環境破壊によって被害を受けている人間を救済しようとする視点がなければ、いくら環境保護を訴えても、具体的な社会的実践の提起にはならず、多くの人々が参加する運動にはならない。そのため、地球温暖化対策に真っ向から反対する石油産業や、火力発電・原子力発電を続ける電力産業、有害な排ガス・二酸化炭素を削減しない自動車産業・運輸産業、リサイクルのための「生産者責任」を回避しようとする財界などの力の前に、特にアメリカや日本では、政府の環境政策が実質的な前進ができない状態にあるのである。

近年、アメリカで「環境プラグマティズム」を主張する哲学者は、従来の「環境倫理学」は学問的な議論をしているだけで、現実の環境政策の形成に実践的な効果を發揮していない、と批判している⁶⁾。環境倫理学も、その実践的な有効性が問い合わせられているのである。

Ⅱ 環境の社会的倫理に向けて

「自然中心主義」を提唱してきた従来の「環境倫理学」には以上のような問題点がある。しかし、私は、環境倫理学そのものを不十分なものと見て、別の名称の学問を提唱すべきだとは思わない。環境に対する人間の倫理的な関係を確立することは、現代社会の不可欠な課題である。「環境倫理学」は特定の学派の名称としてではなく、あくまでも学問分野の一つ、ないし学問的課題の一つとして発展させなければならない。そこで、私は、環境倫理学を「環境の社会的倫理」を解明するものとして発展させることが必要であると思う。

「倫理学」とは、そもそも人間の社会的関係における道理を明らかにする学問である。古代ギリシアのアリストテレスにおいて、「倫理学」は「ポリスの学」の一部であり、「政治学」と結びつくるものであった。近代ヨーロッパにおいても、カントのように人間の内面的な主体性を中心とした倫理学（道徳哲学）が論じられただけではある。カント倫理学の主觀性や抽象性を批判して、家族・市民社会・国家を形成する倫理（人倫）を論じたヘーゲルの倫理学も存在する。それは、倫理を社会的倫理として構成する立場である。

今日では、人間社会と自然環境との関係、人間のライフスタイルと環境との関係、政治・経済制度と環境との関係、国際社会と環境との関係などを踏まえて、社会的倫理として環境倫理学を展開することが求められている。そのような議論を行う上で、「ポリティカル・エコロジー」「ソーシャル・エコロジー」「エコ・フェミ社会主义」などの議論は大変参考になる。小論では、環境の社会的倫理のためのいくつかの視点を論じたい。

(1) 功利主義的人間観から現実的人間観へ

まず、人間観の転換が必要である。功利主義では、「他人に危害を加えなければ何をしても自由である」という「他者危害原則」が基本とされる。しかし他人に危害を加えない行為として拡大されてきた経済活動が、環境を破壊してきたのである。「環境倫理学」でしばしば論じられてきた、

ギャレット・ハーディンの言う「共有地の悲劇」も、あくまでも功利主義的な人間観を前提にした議論である。

ハーディンによれば、共有地は、各人が利用することによって、一方で各人の利益を増大させることができるが、他方でそこから生じる共有地への負担の責任は各人に分散されてしまう。そこで自分の利益を求めて合理的に行動する人間は、利益の大きさと共有地への負担の大きさを比較するが、ここでは明らかに利益の方が大であるから、共有地の利用を拡大し続け、その結果、共有地を荒廃させてしまう、とされる⁷⁾。

しかし、ここでは各人の個人的な利益と、共有地への個人的な負担の責任、およびその量的比較しか問題にされていない。しかし、人間は本来的にそのような利己主義的な合理主義者であるわけではない。人間の本質を改めて問い合わせることが必要である。

人間は、第一に、地球の誕生と生物の進化の中から生まれ、自然に働きかける中で発達をとげてきた。また人間は、生産・消費・廃棄によって「自然と人間の物質代謝」を行っている。その物質代謝を目的意識的に規制する活動が労働である。人間はこのような意味で自然的存在である。第二に、人間は社会的存在である。人間は他人との関係なしには生きられず、社会生活を作り上げる存在であり、また他人との社会的交流をとおして成長し、活動する存在である。しかもいったん作り上げた社会制度も、それが人間の社会生活にふさわしくなくなれば、これを変革して新しい社会制度を作り出す主体でもある。第三に、人間は意識的な存在である。人間は意識の力によって、「自然と人間の物質代謝」のあり方を認識し、また人間と社会との関係を認識し、そこにある矛盾を解決する方向を見いだし、社会的な共同をつくり出し、意識的に行動しうる存在なのである。

人間は、このような自然的・社会的・意識的な存在であるからこそ、共有地（地域環境や地球環境）を単に功利主義的に利用するだけでなく、その荒廃を予測し、それをくいとめる可能性をもった存在である。そして、現実に地域から行動し、自治体や政府の政策を変え、国際関係を動かす運動が進みつつある。

(2) 環境民主主義の倫理

アメリカの環境保護運動においても、原生自然の保護を中心的課題とし、経済的に豊かな白人を中心とした巨大団体による環境保護運動から、さらに有色人種マイノリティも参加する環境保護運動や、「環境的正義」の実現をめざす運動も展開されている。「環境的正義」とは、豊かな者が環境を破壊し、貧しい者がその被害を受けるという不公正なあり方を批判し、これを変革しようとする主張である⁸⁾。

また環境先進国と言われる北欧の国々やドイツでは、住民の参加によって、化石燃料や原子力発電から、風力・太陽光・バイオマスなどの自然エネルギーによる発電へとエネルギー政策を転換させ、二酸化炭素排出量を大幅に削減する取り組みなどが着実に前進している⁹⁾。これらの取り組みは、「エネルギー・デモクラシー」と呼ばれるように、ここには環境にかかる民主主義の前進がある。その力は気候変動枠組み条約締約国会議などの国際的な合意形成の場でも發揮されている。

今日、環境の社会的倫理として必要とされるのは、「環境的正義」や「エネルギー・デモクラシー」に示されるような、環境の民主主義であろう。民主主義とは、決して単なる多数決原理ではない。それは人権を実現する制度であり、また社会の決定に多様な仕方での住民参加を保障する制度である。以下では環境民主主義の倫理についていくつかの論点を検討したいと思う。

第一に、環境民主主義の実現のためには、情報公開と住民による知識の共有が不可欠である。ヨーロッパでは、酸性雨による森林の枯渴、ゴミ問題、産業廃棄物による汚染、 Chernobyl 原発事故などが、多くの人に環境問題への関心を高め、環境政策への取り組みを促したと言われる。しかし、地球温暖化やオゾン層破壊などは、その原因物質を排出している先進国の人々に直接に感じられるものではない。その深刻な影響は次世代以降に現れる。地球環境問題への取り組みのためには、科学的知識の共有と未来への想像力、現在世代の未来世代への責任の自覚などが不可欠である。その点で各国民や人類の知的水準が問われる。今日の情報化は、単に情報の洪水をつくり出

したり、情報の経済効果だけを追求するのではなく、人類の未来にとって真に必要な情報を伝える責任があると言える。

第二に、地域や自治体、国家の環境政策に住民の参加を実現することである。今日、日本でも原子力発電所や産業廃棄物処理施設の建設など、環境に重大な影響を与える可能性のある事業について、住民投票を実施する運動が拡大している。住民が政策決定に参加することによって、住民自身が学び、環境問題に主体的に取り組む契機となる。また、環境NGOや住民のボランティア活動も重要な役割を果たしている。住民は決して与えられた商品を選択するだけの単なる「消費者」でも無力な「大衆」でもない。住民は社会の将来も考えながら生活し政治に参加する「市民」であり、国家の「主権者」なのである。

なお、住民自治を主張するエコロジーの議論の中には、住民の自治共同体とその連合を目指すべきであって、中央集権国家や官僚制は否定すべきであるという「ソーシャル・エコロジー」(エコ・アナキズム)などの議論もある。しかし、例えばドイツのリサイクル政策や風力発電を中心としたエネルギー政策を見ても、国家の政策決定が不可欠である。ドイツ連邦議会は、国民の支持と環境保全派の政党の力で、産業界の反対を押し切って、次々に法律を制定し、環境政策を前進させたのである。中央集権国家の肥大化には反対しなければならないが、国家の政策や国家権力の変革を抜きにして、環境保全は前進しないのである。

第三に、先進国における大量生産・大量消費・大量廃棄の経済・社会システムを環境保全型のシステムに転換させるには、企業の活動や自治体や政府の政策だけでなく、住民のライフスタイルの改変も不可欠である。しかしそれは生活の豊かさを犠牲にして、清貧の生活を送らなければならないということではない。むしろ、生活の豊かさとは何かを問い直し、生活の豊かさを追求しながら、新しい生活スタイルをつくり出すことである。例えば、すでに開発されている新しい技術や環境政策の普及によって、資源生産性を4倍化して、豊かさを2倍に、資源消費を半分にしようという「ファクター4」¹⁰⁾の提起もある。そして私たちの生活に則して言えば、仕事をとおして、あ

るいは労働組合をとおして企業の社会的責任を果たすこと、安全で健康的で環境破壊的でない衣・食・住の生活をつくり出すこと、地域でさまざまなボランティア活動に参加することなど、各人が共同の力で生き甲斐のある人生を創造することは環境の倫理の重要な要素である。

- 1) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー、1991年（本書およびここで紹介された環境倫理学の問題点については、牧野広義「環境倫理学と民主主義」鰐坂真編著『史的唯物論の現代的課題』学習の友社、2001年、参照）、K. S. シュレーダーフレッヒト『環境の倫理』上下、京都生命倫理研究会訳、晃洋書房、1993年、参照。
- 2) M. E. Zimmerman et al.(eds.), *Environmental Philosophy*, Prentice Hall, 2nd. edition, 1998. 小原秀雄監修『環境思想の系譜』全3巻、東海大学出版会、1995年、参照。以下では以上の文献を随時利用する。
- 3) 鬼頭秀一『自然保護を問い合わせ直す』ちくま新書、1996年、河野勝彦『環境と生命の倫理』文理閣、2000年、尾閥周二編『エコフィロソフィの現在』大月書店、

- 2001年、参照。
- 4) A. レオポルド『野性のうたが聞こえる』新島義昭訳、講談社学術文庫、1997年、349ページ。
 - 5) アメリカの環境保護運動については、諏訪雄三『アメリカは環境に優しいか』新評論、1996年、参照。
 - 6) 河野勝彦「環境哲学の構築に向けて」尾閥周二編、前掲書、参照。
 - 7) G. ハーディン「共有地の悲劇」シュレーダーフレッヒト、前掲書、参照。
 - 8) 環境的正義については、戸田清『環境的公正を求めて』新曜社、1994年、参照。
 - 9) 和田武「温暖化防止をめざすデンマークとドイツのエネルギー対策」林智ほか『地球温暖化を防止するエネルギー戦略』実教出版、1997年、飯田哲也『北欧のエネルギーデモクラシー』新評論、2000年、今泉みね子『フライブルク環境レポート』中央法規、2001年、参照。
 - 10) E. U. v. ワイツゼッカー、A. B. ロビンス、L. H. ロビンス『ファクター4』佐々木建訳、財団法人省エネルギーセンター、1998年。

(まきの ひろよし 阪南大学)

基礎経済科学研究所編

新世紀市民社会論

—ポスト福祉国家政治への課題—

大月書店 本体価格2600円 [46判]

I 新世紀市民社会への日本の課題

- 第1章 「資本主義の自由主義的再編」の時代の市民社会 ◇21世紀市民社会の可能性（神谷章生）
- 第2章 ポスト福祉国家政治と市民的自立（山口定）
- [コラム] 大蔵省・日銀接待の経済学的意味（鶴田廣巳）

II 企業活動の市民的監視

- 第3章 企業活動の市民的監視 ◇株主オンブズマンの経験から（森岡孝二）
- 第4章 政治資金に対する市民的監視（醍醐聰）
- 第5章 従業員=市民による企業自治とその条件 ◇ダールの経済民主主義論を題材として（上田道明）

III 新世紀市民社会への世界的課題

- 第6章 英国における政府の「説明責任」と特殊法人（小堀眞裕）
- 第7章 ロシア・「民主主義」的な社会への挑戦（新美治一）
- 第8章 「開発独裁」の終焉と市民社会形成への条件 ◇試行のつづく東南アジア諸国（和田幸子）
- 第9章 民族を超える「市民」の可能性（大西広）

ご注文は基礎経済科学研究所まで

TEL&FAX : 075-255-2450 e-mail : kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp

地域からサステナビリティ社会を創る



FUJII Ayako
藤井 純子

滋賀県環境生協は、循環型地域システムのモデルを地域から発信するため、県内の愛東町で、国・自治体や研究者の協力を得て、てんぷら油の廃油を燃料として再利用する「菜の花プロジェクト」をスタートさせた。

琵琶湖と向き合う

琵琶湖には四百数十本の河川が流れ込む。1970年代後半、大量消費・大量廃棄のもとで生活排水や工場排水がこれらの河川から流れ込み、琵琶湖に赤潮が発生した。これを契機に始まった市民の提案、行動による「石けん使用運動」は、有リン合成洗剤の販売・使用を禁止する「琵琶湖富栄養化防止条例（びわこ条例）」（1980年）を生んだ。

日本で初めての環境生協の誕生

「石けん使用運動」で発揮される住民のエネルギーを継続させ、環境保全の活動を息長く展開していくためには、法人格と経済構造をもった運動の母体組織が不可欠なことが、運動を推進してきた人たち皆の想いであった。当時はNPO（非営利組織）という言葉もなく、ましてNPO法人化の制度も無いなかで、私たちが選んだのが「生活協同組合方式」による法人化であった。1985年か

ら環境をテーマとした専門生協づくりの可能性を探るため何度も準備会を開き、事業の柱として考えていた「環境にやさしい商品」、「小型合併浄化槽」などの試し供給を重ねながら、90年に滋賀県環境生協は設立総会を迎えた。

『菜の花プロジェクト』 がスタート

循環型社会づくりに向けての環境生協の取り組んだ一つの活動に「廃食油の回収・リサイクル」がある。当初、家庭から出る廃食油を回収してリサイクルして石けんづくりを進めて、地域内に資源の循環を創りだそうという活動である。石けん製造のためのミニ・プラント（製品名「ザイフェ」）も開発し、全国に400台あまり普及した。

しかし、上記のびわこ条例は皮肉にも、洗剤メーカーの無リン合成洗剤の開発・販売を促進させ、あるいは無リン合成洗剤にお墨付きを与えたことにもなり、石けん利用者を減少させてきた。

環境生協をたちあげて3年目になっていたが、油を回収するシステムは動いていて、どんどん回

収されドラム缶が山積になるが、出口の石けんは使われない。この時、この大きな難問を救ってくれたのは、ドイツで行われていた「菜種油燃料化プログラム」であった。ドイツでは1970年代に世界を襲った石油危機を契機として、資源枯渇も考えられる化石燃料に頼らず、しかも温室効果で問題の二酸化炭素を抑える化石代替エネルギーとして、菜種油の燃料化計画を進めていた。ドイツのリーダーはオイル・ショックのただなかで、いずれ化石燃料は枯渇するときがくる、それに対応するには畑に菜種を植え菜種油でディーゼルエンジンをうごかそうじゃないかというBio dieselという思想の誕生である。農業を agricultural as energy supplier と位置付ける画期的な思想の誕生である。私たちは窮地に追い込まれていた。それまでの苦労がすべて水の泡となってしまう。その時ドイツ情報に接してこれだと思ったわけである。石けんではなく、燃料として使えるのか？

早くからこのプロジェクトに取り組んできた愛東町は人口5700人の農業で生きる小さな町である。コンビニエンス・ストアが一軒も無く、過去に一度できたことはあったが、むしろ無いことを町のシンボルにしようと思っているような町である。農業立町ではうまくいかないので、農業環境立町をめざしたが具体的にすすめる方策についてプランがたてられない悩みをかかえていた。

ちょうど環境自治体会議や自治労の環境自治体政策プログラムなどで、全国の中でいくつか環境パイロット自治体というものを募集した。それに応募することによって、自分たちの町をどうするのか議論をしてはどうかともちかけた。NGOのなかでは師匠と呼んでいる、須田春海という方を招いて相談したところ、この町では資源の分別収集や住民参加もよくできっていて申し分ないが、環境パイロット自治体としてなにか目玉になるものはないかということであった。

その前にすでに、てんぶら油の廃油を燃料としてなんとか車を走らせるることはできないものかと考えていたので、これを愛東町で、未来世代としてぜひやってほしいと若い町長を説得した。また、バイオディーゼルとして滋賀県工業技術センターの研究者の力を借りて、環境庁から予算をもらい、愛東町にテスト・プラントを設置した。

1994年3月から試行錯誤のくりかえしあつたが、やがて公用車や漁船、トラクター、コンバインがその燃料で動き始めた。



バイオ・フェノール（軽油代替燃料）で走る公用車

石けんという第一の出口に替わる第二の出口を見つけたわけである。てんぶら廃油が廃棄物ではなく、資源となったことで地平が明るくなってきた。リンをつかわない石けんというオルタナティブの提示は非常に重要なことであった。しかしそれを人々に強制することはできない。石けん使用運動におわってはならないと考えている。

しかし第二の出口であるテストプラントも素直に走ってくれない。NGOの一員として参加してくれた町工場で作っていたが、いろんなことが起きた。走らなくなつて修理に夜も眠れないという状態がしばしばあったが、それでもこれを出口としていけるという自信のようなものを感じた。

愛東町にはすでにゴミを資源として集めるというシステムができていたので、廃食油も地域のステーションに月一回（第4日曜日）持ち込み回収することがあたりまえのこととなっていた。愛東町の廃油はゴミとしてほとんど出されていないと思う。しかし、地域の油田がそこにあるということはなかなか意識されない。「固めてポイ」が減って、てんぶら油で車が走る、そのことが意識されるということが大事なのである。

農地をエネルギーの供給源とするドイツのアイデアであるが、1998年秋にはなんとか実現にこぎつけたいと考えていた。1997年秋に京都でCOP3が開催され、エネルギー政策の変更を求める

たが、何も変わらず、私達と業界と業界につながる研究者たちとが審議会という場面で闘うことが増えてきた。國の方針転換を待っていたのでは何もすすまないということがはっきりしてきた。

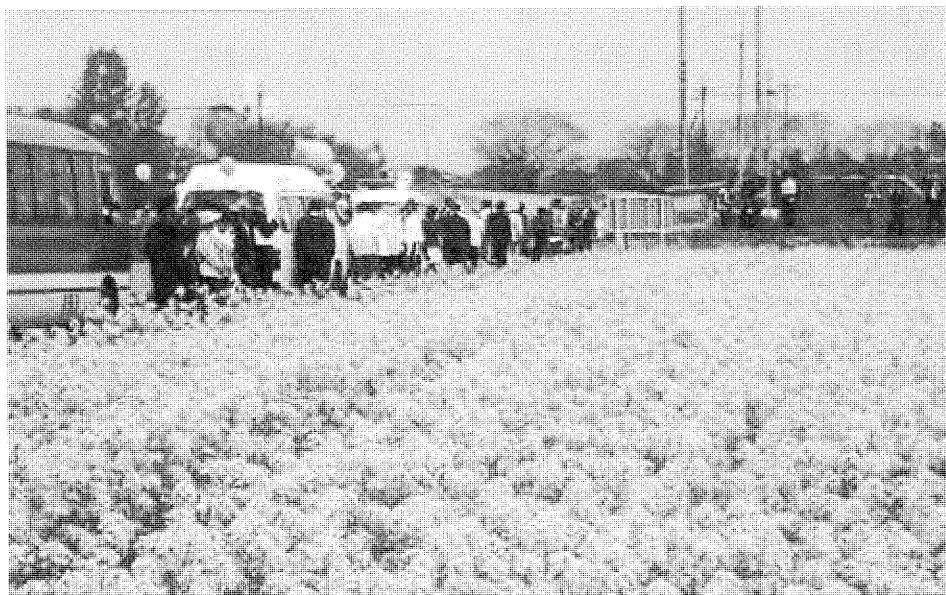
地域でははっきりしたかたちを創ってみせよう。愛東町で「菜の花プロジェクト」を始動させなければならない。面積は小さくとも、きっちりしたシナリオでシステムを創りだそうと取り組んだ。うちの田んぼを使ってくれてもいいという人がたくさん居たが、種子がない。青森県横浜町から種子の提供をうけた。菜種は九月に播種しなくてはならないが、十月にずれこんでしまった。その年の冬は寒く、苗が伸びない。1999年の4月の「田んぼを生かす、森を生かす」アースデイに満開になってくれないと困ると気をもむ冬であった。土地の人々が苗を何万鉢ものポットに植え替え、ハウスに運び込んだ。しかしハウスにいれると一月というのにもう花が咲き始めてしまった。仕方がないのでつぼみを探って、もう一度外へ戻した。このような苦労の後、4月26日のアース・デイに満開になった。

滋賀県は環境先進県を呼称しているが、国にうって出られる政策というものが全然なかった。キャッチコピーだけでは駄目で、そこで国松知事

をお招きしフロアで話を聴いてもらい、ドイツの試みなどを話した。その後半月もしないうちに県庁の内部に横断的な組織「湖国菜の花エコプロジェクト」がつくられた。県の環境、農政、商工、教育、調整など9部局からなるプロジェクト・チームができた。民間で取り組むことが困難な品種実験——どんな品種に有効成分が多く、搾油量が多いか——、もうひとつは機械化実験などに取り組んでいる。菜種油の採取は大変な労働を必要として、手播き、定植、刈り取り、すべて手作業となるので、とても過重労働になり、機械化、直播はどうしても実現しなければならないことである。

循環型地域モデルで国を動かす

県は愛東町という小さな地域の民間が始めたことは決していわない。腹立たしい思いはあるが、町から県へ、県から国へと運動をひろげていく、国を縦型から横型へとかえていかなくてはならない。ようやく国も地域循環型システムの検討会をひらくところまできた。循環型地域システムのモデルを国の省・機関でバックアップしようと部局



2001年4月の菜の花サミット（新旭町風車村にて）

が結集して募集したところ、19件の応募があり、愛東町がトップになった。豊中の町づくり、神戸のリニューアル・エナジーをつかった町づくり計画をしのいだのである。

愛東町には小さな町の収支に匹敵する国の予算が注ぎ込まれようとしている。環境基本条例がしきれ、Sustainabilityというものは、孫子が安心して暮らせるということだろうということで孫子安心（まごこあんしん）条例として実現しようとしている。具体的には、おおあざ（大字）という在所の単位が基本になり、地域のエネルギー、地域の中で技となるものは何か、地域の中で種子（seeds）となるものは何か、ハイテクではなくローテクは何かを見出だすことである。

この町には昔の土地管理台帳と言うべき「大絵図」というものが残っている。かつての川の流れ、涌き水、環境のベースのベースのそのまたベースとなるような資料がたいして評価されないまま残っているのである。「風土」というが、「土」の人はじつに細かく土地のことは知っている。記録もしている。しかし外からきた「風」の人が現れて意味をみいだし光をあてないと輝くことができないのでないだろうか。

国の環境基本法や計画を策定したとしても、地域の当事者が関わらない限り、なにも変わらない。地域つまりフィールドが動いていること、動きやすい条件を創りだしていくかないと空念仏におわるであろう。

企業との連携

環境生協はお金との戦いであったし、これからも続くだろう。行政システムには新産業ビジネスに予算をまわす仕組みがなく、民間企業にはたちまちの収益確保ばかりしか視野がない。たとえば湖北地域には27の企業からなる新事業創造推進協議会があるが、大企業の下請けとしてぶらさがるばかりが中小企業の未来なのか。環境問題を考



菜の花色の、軽油代替燃料精製ミニプラントA-3型

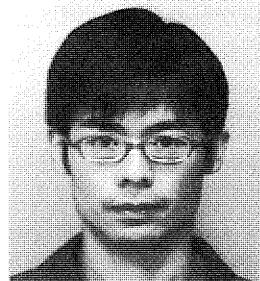
えるなかで、地域のサイズにあったバイオマス・プラントとか地域循環型システムとか、地域のなかで回していく効率よくほどよいサイズの経済システムを創造していくというフィロソフィーを共有できる企業との連携の必要がある。

近江商人の「あきない道」には「売り手よし、買い手よし、世間よし」つまり「三方よし」の教えがある。これに未来世代への責任を意識した「孫子（まごこ）よし」を加え「三方よしプラス1」を企業との連携のベースにおきたい。さらに、優先順位を「世間よし」「孫子よし」「買い手よし」「売り手よし」としたとき、Sustainable societyへの道が拓かれるのではないだろうか。※文中の写真はいずれも滋賀県環境生協のホームページ（www.biwa.ne.jp/~econavi/）より。

（ふじい あやこ 滋賀県環境生協理事長）

ボン合意と資金供与 メカニズム

COP6再開会合において京都議定書をめぐる国際交渉の主要論点について、政治合意が取り交わされた。このうち、本稿では、決定草案にまで取りまとめられた資金供与メカニズムに関する事項を分析・評価する。



OSHIMA Ken-ichi

大島 堅一

I COP6再開会合の位置づけ

気候変動問題に国際的に協調して取り組むために1997年に取り決められた京都議定書は、2008-12年（第1約束期間）における附属書B国（先進国+旧ソ連・東欧諸国）の排出削減目標が定められているだけで、目標を達成するにあたっての様々な運用ルールの詳細についてはほとんど何も決められていなかった。そのため第3回締約国会議（COP3）以降の国際交渉は、京都議定書に示された様々な枠組みについて具体的な取り決めを決定することが焦点となった。COP4（1998年）で定められたブエノスアイレス行動計画では、COP6までにその具体的な詳細運営ルールが設定されることとされていた。具体的には、①資金供与メカニズム（決定2/CP.4及び3/CP.4）、②技術開発と技術移転（決定4/CP.4）、③条約第4条8項、9項の実施（決定5/CP.4）、④試験段階の共同実施活動（決定7/CP.4）、⑤メカニズムに関する作業計画（決定7/CP.4）、⑥遵守に関する事項および政策と措置に関する作業を含

むCOP/MOP¹⁾の準備（決定8/CP.4）についての事項を定めることとされた。

オランダ・ハーグで2000年11月13～25日に開催されたCOP6では、温暖化対策を実効性のあるものとするよう主張するEUと、アメリカ・日本・カナダなど、基本的に温暖化対策に消極的なアンブレラグループが、とりわけシンクを巡る論点で激しく対立し、交渉は決裂した²⁾。未解決の課題については、COP6を2001年に再開して交渉の妥結を図ることになった。2001年にドイツ・ボンで開催されたCOP6再開会合は、これまでの気候変動を巡る国際交渉の中で最も重要な会議となった。2001年3月28日にアメリカ・ブッシュ政権が京都議定書の枠組みから離脱することを表明したため、京都議定書が発効せず死文化する危機が高まったからである。京都議定書第25条によれば、京都議定書の発効要件は、55ヶ国以上の国が批准し、批准した附属書I締約国の1990年の二酸化炭素排出量総計が全附属書I締約国の排出量の55%以上であることである。アメリカの1990年の排出量は附属書I締約国の36.1%にのぼる。他方、アメリカ抜きでも批准をめざす意思を表明しているEUは、加盟国すべて合計しても

24.2%にすぎない。そのため、アメリカが批准する見込みがない状況下では、COP6再開会合で合意し日本を議定書批准に導くことが京都議定書発効の条件となったのである。加えて、アメリカは2001年10月29日～11月9日にモロッコ・マラケシュで開催されるCOP7前後に、京都議定書にかわる新たな枠組みを提示することを既に発表していたため、COP6再開会合は、日本を京都議定書の枠組みにとどまらせるための最後の機会でもあった。

これらの理由により、COP6再開会合会期中(2001年7月16～27日)、EU、途上国は日本に最大限譲歩することとなった。逆に言えば、日本はアメリカの議定書離脱の動きを利用するかたちで、当初の交渉ポジションを殆ど変更することなく、自国の要求を実現することができたといえる。以下、ポン合意の概要を説明し、次に気候変動をめぐる経済的メカニズムの中でCOP6再開会合において決定草案としてとりまとめられた資金供与メカニズムについて詳述した上で、最後に今後の国際交渉の課題と展望について述べることとする。

Ⅱ ポン合意と経済的 メカニズム

ポン合意(Bonn Agreement, FCCC/CP/2001/L.7)は、COP6再開会合会期中の2001年7月23日に、途上国問題、吸収源、京都メカニズム、遵守問題など、これまで京都議定書をめぐる国際交渉で最も困難とされてきた論点についての包括的合意文書である。このポン合意は、アメリカが京都議定書からの離脱表明を行い、京都議定書が死文化する危機が訪れた中で、国際社会が瀬戸際で交わした合意文書であり、気候変動問題に対処する上で極めて大きなステップとなるものと評価することができる。

他方で、会期第1週目に政治的に合意が結ばれた後、第2週目にはこの合意を法的文書とし締約国会議の決定案とする作業がなされる予定であったにもかかわらず、途上国をめぐる論点以外決定案が作成できず、作業がCOP7に持ち越されるこ

ととなった。また遵守手続き・メカニズムについては、日本を含むアンブレラグループが反対したため、交渉が継続されることとなつたことも大きな問題として残った。加えて、これまで最も合意が困難であった吸収源の扱いで、日本、ロシア等に最大限譲歩したため、いわゆる京都議定書の「抜け穴」が大きくなつたこともポン合意の問題点としてあげることができる。ポン合意は、具体的には次の7項目からなるものである。I) 気候変動枠組み条約下の資金供与、II) 京都議定書下の資金供与、III) 技術開発及び技術移転、IV) 条約第4条8項、9項の実施(決定3/CP.3および京都議定書第2条3項、3条14項の実施)、V) 京都議定書3条14項に関する事項、VI) 京都議定書第6、12、17条によるメカニズム、VII) 土地利用、土地利用変化および林業、VIII) 京都議定書下の遵守に関する手続き及びメカニズム。このうち、I～Vは途上国に関する事項、VIは、クリーン開発メカニズム、排出量取引、共同実施からなるいわゆる京都メカニズムに関する事項、VIIは吸収源、VIIIは遵守に関する事項である。うち、I、IIにより気候変動問題に関連して3つの基金が設立され、VIにより京都メカニズムをめぐる重要論点に決着がつけられた。これにより、気候変動問題は3つの基金、3つのメカニズムからなる経済的メカニズムを通じて国際的な措置がとられることとなったのである。

Ⅲ 気候変動問題に関する 資金供与メカニズム

1 3つの基金

ポン合意附属書I、IIにより、気候変動問題に関して3つの国際的基金が設立されることとなつた。附属書Iでは、気候変動枠組み条約の関連規定、第4条1項、第4条3～11項、決定11/CP1、決定15/CP5.5に関連して、新規かつ追加的な資金供与メカニズムとして気候変動特別基金(Special climate change fund)と後発展途上国基金(a least developed countries fund)の設立

が合意されている。附属書Ⅱでは、京都議定書第10、11条、第12条8項、決定11/CP.1、決定15/CP.1に関連して京都議定書適応基金(The Kyoto Protocol adaptation fund)の設立が定められている。

のことにより、先進国から途上国への資金移転は、気候変動枠組み条約に基づく2つの基金と京都議定書に基づく1つの基金を通して行われることとなった。従来、途上国への資金移転の問題は、気候変動枠組み条約と京都議定書上の規定で混同して論じられることが多かったが、アメリカが京都議定書から離脱したことにより、かえって条約下での基金と議定書下の基金の役割分担が明確になったものといえる。ただし、基金以外の資金供与、つまり二国間および多国間の資金供与は排除されるものではなく、むしろ先進国に対しては基金以外の資金移転についても求められている(表参照)。

(1) 条約に基づく気候変動基金と後発発展途上国基金

気候変動基金は、(a) 適応、(b) 技術移転、(c) エネルギー・運輸・農業・林業・廃棄物管理、(d) 第4条8項(h)のもとで定められる発展途上国の経済の多様化のための支援事業に主に資金供与するためのメカニズムである。このうち「適応」とは、気候変動によって起こる気象災害やその他の悪影響に発展途上国が適応していくための諸活動のことを意味する。また「経済の多様化」とは、主に産油国の要求を一定程度含んだもので、気候変動問題に対応することで石油などの化石燃料消費が減少し、そのことによって生じる経済的負担を軽減するために、石油に過度に依存した経済をより複雑な経済に移行させることを意味するものである。この気候変動基金の資金源は、附属書Ⅱ締約国及びその他の附属書Ⅰ締約国による貢献とされている。

基金の運営は、条約の資金メカニズムを運営す

表 ボン合意による資金供与メカニズム

1. 基金

	基金の名称	資金源	基金の運営	資金供与の対象
条約にもとづく基金	気候変動特別基金	附属書Ⅰ 国の貢献 その他の附属書Ⅱ 国の貢献	締約国会議の指導の下、条約の資金供与メカニズムを運営する主体(GEF)が運営	適応、技術移転、エネルギー・運輸・鉱業・農業・林業・廃棄物管理、経済多様化、気候変動の悪影響
	後発発展途上国基金	記述無し	締約国会議の指導の下、条約の資金供与メカニズムを運営する主体(GEF)が運営	作業計画 国家適応行動計画
基づく 定く 書基 金に	京都議定書適応基金	CDMの収益分担金(認証排出削減量の2%) 京都議定書を批准する意志のある附屬書。締約国の追加的拠出(毎年報告)	COP/MOPの指導の下、条約の資金供与メカニズムを運営する主体(GEF)が運営	議定書の発展途上締約国における適応事業と適応計画

2. その他

	資金移転手段	対象事業	備考
条約にもとづく手段	GEF増資	対応措置の実施の影響	
	二国間および多国間の資金源	気候変動の悪影響 対応措置の実施の影響	
議定書に基づく手段	クリーン開発メカニズム	ホスト国との持続可能な発展に寄与する事業(小規模事業活動について簡素化した方法と手続きをとる。 (第1約束期間については植林・再植林・林業については適格。 (原子力施設は除外))	公的資金の供与についてはODAの流用としてはならない。 (将来のLULUCFの取扱は第2約束期間に関する交渉で決定)
	保険関連措置	気候変動の悪影響 対応装置の実施の影響	保険関連措置についてはワーカシヨップとCOP8において検討。

る主体によって行われ、この運営は締約国会議の指導下で行われるものとされている。現在、条約の資金メカニズムを運営しているのはGEF（地球環境ファシリティー）であるので、この主体はGEFのことである。次に、後発途上国基金は、後発途上国の作業計画を支援する活動のための資金供与メカニズムである。この作業計画には、特に国家適応行動計画が含まれるものとされている。基金の運営は、気候変動基金同様、締約国会議の指導下で条約の資金メカニズムを運営する主体、つまりGEFによって行われるものとされている。基金の資金源については、ボン合意には記述されていないが、決定草案-/CP.6 (FCCC/CP/2001/L.14) にはカナダがこの基金を早急に設立するために、1000万カナダドルを提供する意志があることが記述されている。

(2) 京都議定書に基づく適応基金

京都議定書にもとづく基金として設立される適応基金は、議定書締約国となった発展途上締約国の適応事業および計画に資金供与することを目的としている。資金源は、クリーン開発メカニズムの事業活動に課せられる収益分担金(the share of proceeds) である。また、京都議定書に批准する意志を持つ附属書I 締約国による資金拠出も要請されている。この資金拠出は、収益分担金に対して追加的とされ、毎年基金への拠出状況を報告することになっている。

適応基金の運営と管理は、議定書の締約国会合(COP/MOP) の指導の下、条約の資金供与メカニズムを運営する主体、つまりGEFによってなされることとなっている。京都議定書発行前はCOPの指導に基づく。

なお、3つの基金の資金源について、ボン合意を法的文書にした決定草案-/CP.6 (FCCC/CP/2001/L.14) では、EU、カナダ、アイスランド、ノルウェー、スイスが2005年までに毎年合計4億5000万ユーロ / 4億1000万米ドルの貢献をする用意があるという共同政治宣言が盛り込まれている。COP6で提示されたプロンク議長ノートでは、基金に加えて、2005年までに追加的資金源を附属書I 締約国全体で年間10億米ドル用意すること、2005年までにその額に達しない場合は共

同実施・排出量取引に課徴金を課すこと等が示されていたことからすれば、基金の目的や対象事業にてらして、この額が十分かどうか、また不足した場合にどのような措置がとられるのかについては議論の余地がある。

2 その他の資金供与メカニズム

ボン合意およびボン合意に基づく決定案(FCCC/CP/2001/L.12, L.14, L.15) では、3.1で述べた3つの基金とは別に先進国から途上国への資金供与についていくつかの手段について規定されている。それは、GEF増資の増加分、二国間および多国間支援、保険関連措置、クリーン開発メカニズムである。

GEF増資の増加分と二国間および多国間の資金源については、条約の下での資金供与(FCCC/CP/2001/L.14 para.1) に位置づけられている。また、GEFの対象事業は、条約第4条8項、9項における対応措置の実施の影響に関する項目の中で指定されている (FCCC/CP/2001/L.12 para.23, 26-33)。二国間及び多国間支援の対象事業は条約第4条8項、9項における気候変動の悪影響に関する資金供与 (FCCC/CP/2001/L.12 para.8) および対応措置の実施の影響に関する資金供与として位置づけられている (FCCC/CP/2001/L.12 para.23, 26-33)。保険関連措置は、従来の国際交渉では論点となっていたが、今回はじめて取り扱われることとなった。これは、対応措置の実施の影響に対応するものとして位置づけられているが、他方で気候変動の悪影響から生ずる特有のニーズと関連事項をみたすものともされている (FCCC/CP/2001/L.12 para. 34)。なお保険関連措置については、COP8前に開かれるワークショップで検討され、ワークショップの結果がCOP8で報告されることとなっている (FCCC/CP/2001/L.12 para.38)。またこのワークショップの前に、気候変動及び大規模気象現象に関連した保険およびリスク評価についてのワークショップが開催されることとされている (FCCC /CP/2001/L.12 para.39)。気候変動問題に関連するリスク評価及びそのリスクを分散させるための保険システムが具体的に検討の遡上に上ったことは注目に値する

といえるだろう。

クリーン開発メカニズム（CDM）は、京都議定書第12条で規定された非附属書I締約国の持続可能な発展を助けるために、附属書I締約国と非附属書I締約国との間で行う事業のことで、これによって認証排出削減量（CERs）が得られる。このクリーン開発メカニズムを巡っては、特に事業の適格性が大きな対立点であった³⁾。「適格性」とは、吸収源や原子力をCDMの対象事業とするかどうかという論点である。ボン合意では、吸収源については、第1約束期間については、植林・再植林・林業について適格とし、第2約束期間以降の吸収源の取扱いについては第2約束期間に関する交渉事項とするとされた。原子力については、「原子力施設により発生したCERsを使用することを差し控えるべきであることを承認する」と規定し、事実上、原子力の利用は排除されることになった。

IV まとめ

COP6再開会合で、これまで合意に至らなかった重要論点で一定の合意を得たことは気候変動問題に対処していく上で前向きに評価できる。これによって京都議定書策定以降約4年にわたって続いてきた国際交渉に大きな区切りがついたと判断してよい。とりわけ1992年の気候変動枠組み条約策定以降、約10年間にわたって途上国が要求してきた資金供与メカニズムに関する決定案が策定されたことは、気候変動問題に国際的に対処していくにあたって大きな前進となる。COP7でこれらの決定案が採択されれば、3つの基金が設立され、条約と議定書の基金が独自にでき、先進国が途上国向けに資金供与を実施していくメカニズムがまず設立されることとなる。議定書からの離脱を表明したアメリカも、気候変動枠組み条約からの離脱の意志は表明しておらず、少なくとも気候変動特別基金と後発発展途上国基金に対しては資金拠出をせざるをえなくなる。

他方で、ボン合意を結んだとはいえ、途上国関

連以外はCOP6決定案が策定されなかつたこと、議定書の遵守に関する論点で合意に至らず先送りされたことは、今後の国際交渉に大きな問題を残すこととなつた。特に遵守に関する論点は、議定書に規定された削減目標の法的拘束力を規定するものであるため極めて重要である。

加えて、今回合意されたボン合意においても、曖昧な点が数多く残されている。資金供与メカニズムに関連して言えば、例えば、京都議定書適応基金の資金源となるとされている収益分担金のカウントの仕方については全く定められていない。これについては、CDMから生ずるCERs算定にあたってのペースラインの設定や、CERsを資金に換える方法なども含めて議論をつめていく必要がある。また、資金拠出が「新規かつ追加的」であるための条件や判断基準についても示されていないし、資金拠出にあたっての意志決定においてどのように透明性を確保するのかについても決められていない。また基金の具体的な資金源をどのように確保するのかも明確ではない。

COP7以降2002年にかけては、いよいよ京都議定書発効にむけ、国際交渉とともに国内的な政策と措置の確立が求められる。地球環境保全のための経済的システムを確立するための取り組みは、21世紀初頭のここ数年に集中的に行われることとなる。

- 1) 気候変動枠組み条約の締約国が意志決定する会議をConference of the Parties (COPと略称される)、締約国会議という。京都議定書の締約国が意志決定する会議をmeeting of the Parties (mopもしくはMOPと略称される)、締約国会合という。MOPとして開かれるCOPのことをCOP/MOPという。
- 2) COP6での決裂とCOP6再開会合までの国際交渉の経緯と評価については拙著「京都議定書をめぐる交渉と日本の課題」『経済』2001年6月号を参照。
- 3) このほかに、京都メカニズム（クリーン開発メカニズム、排出量取引、共同実施）全体の論点として、補完性、クレジットの交換可能性などの論点があるが、これについては本稿では扱わない。

（おおしま けんいち 立命館大学）

『近代知の地平の超克』論 の批判のために

わたしは、『経済科学通信』(No.95, 2001. 4)において、マルクス学派の再生のための一つの課題が『近代知の地平の超克』論の批判的な検討にある、と指摘した。この「超克」論はソシュール「言語」論を基礎としているのだから、「超克」論の批判のためにはその「言語」論を検討しなければならない。ここでは紙幅の制限により充分に展開する余裕はないが、わたしは「言語」論の基礎をなす意識論について述べ、これを踏まえて「超克」論の批判のための予備的作業をおこなおう。

MIYATA Kazuyasu

宮田 和保

I 自己意識と言語

「言語」について検討するためには、「言語」の直接的な基礎である人間の意識とりわけ自己意識について考察しなければならない。

(1) 意識の一般的規定

マルクスは、ヘーゲル哲学の実践の観念論的性格およびフォイエルバッハの観照的唯物論に対置した実践的唯物論的性格にもとづいて、『経済学=哲学草稿』のなかで、人間の生活活動の独自性についてつぎのように述べる。

「生活活動の様式のなかにこそ、ひとつの種の全性格が、その類の性格が横たわっており、自由で意識的な活動というものが人間という類の性格である。……人間は自己の生活活動そのものを、自己の意欲や意識の対象とする。かれは意識している生活活動である。それは人間が無媒介に融けあうような規定ではない。意識している生活活動は、動物的な生活活動から直接的に人間を区別する。」

人間は、生活活動に「無媒介に融けあっている」「動物」とは異なり、生活活動の無媒介性(直接性)を止揚し、自己自身の生活活動を意識・意欲の対象とする対的な存在者である。言い換えれば、人間は対的な存在者において生活活動——それゆえ活動主体としての自己——およびそのエレメントである「対象」を実践的に理論的に自己の対象とする。
(直接性の止揚=媒介性)(否定的弁証法)が、それである。マルクスはこのことを「人間は、意識のなかで知的に自分を二重化する」とも言う。人間は、このように「自己の生活活動を自己から区別」し、自己の「生活活動それ自身」を——それゆえ活動主体としての自己を——したがってまた生活活動のための対象をも意識の「対象」としつつ、生活活動を営むのであるから、人間の意識の特徴は何よりも、
(客体化された自己)と(主体としての自己)とに自己が二重化することにある。このことは、三浦つとむの表現を用いれば、「現実的な自己」と「観念的な自己」という「観念的な自己分裂」による「自己の二重化」といえる。人間の意識的な活動とは、他の人間および諸対象と関係行為している「現実的な自己」を「観念的な自己」が「対象」(意

識・意欲・判断)しつつ、現実的にそれらに関係行為するということである。

以上の意識についての規定は、『ドイツ・イデオロギー』さらには『資本論』においても継承された。ここでは『資本論』を引用しておこう。

「人間の関係は実践的に存在している。しかし、第二に、彼らは人間であるがゆえに、彼らの〔この実践的〕関係は、彼らにとっての関係〔対的関係、つまり意識されている関係〕として存在している。その〔実践的〕関係が人間にとて存在している仕方〔=意識している仕方〕、つまり頭脳のなかに反射している仕方は、その〔実践的〕関係の性質そのものから生まれる」(『資本論』初版)。

人間は、相互におよび諸対象に実践的な関係をもつだけではなく、この実践的な関係にたいして反省的な関係をもつ。このように実践的な関係が人間にとての関係としてあることが、人間の意識である。人間の意識とは人間が実践的関係にたいする関係であるから、それは、実践的関係のモメンツをなす自己の活動の——それゆえ活動主体としての自己の——意識(=自己意識)さらにはその確証のための対象の意識(対象意識)からなる。

さらに、実践的関係は、それが意識する主体自身を内包していることにより、実践的関係にたいする意識主体の関係=意識のあり方をも規定する。意識の仕方は、このようにして特定の実践的関係によって規定されるのである。そして、この「実践的関係」とは、本源的にいえば、「人間がそのうちで生産し交換する経済的関係」である。このことが、「意識が生活を規定するのではなくて、生活が意識を規定する」(『ドイツ・イデオロギー』)、「社会的存在が意識を規定する」(『経済学批判 序言』)と定式化された。

(2)自己意識の形成

われわれは、人間の自己意識とは何であるかについて概観したが、つぎにこの意識が——いいかえれば「観念的な自己分裂」が——どのようにして、なぜ形成されるのか、ということを考察しなければならない。

「人間は、鏡をもってこの世に生まれて来たの

でもなければ、私は私である、というフィッヒテ流の哲学者として生まれて來るのでないから、はじめはまず他の人間に自分自身を映してみる。人間ペーターは、彼と等しいものとして人間パウロとの連関を通してはじめて人間としての自分自身に連関する」(『資本論』)。

「はじめはまず他の人間」という「鏡」に自分自身を「映して見」、この「鏡」としての「他の人間」から現実の自分を反省し「自分自身に連関する」、つまり自分自身の存在を意識するのだ、とマルクスは言う。他者を媒介とした自己内反省が、それである。こうした「他の人間」との媒介(=反省規定)による自己意識論は、マルクスに特有なものではなく、ヘーゲルの「自我とは、他者にたいする自分の関係から自己内反省することによって、自己意識となる」(ヘーゲル『精神哲学』)という叙述に、また「鏡」論の明確な原型をフォイエルバッハの叙述のなかに発見できる。

われわれは、自己意識とは、諸個人の労働・活動が社会的性格を獲得するための契機である、と把握する。そこで、「幾人かの諸個人の協働〔Zusammenwirken〕」の特定の歴史的形態である「協業」を表象に浮かべつつ、これをみてみよう。

この「協業」では、「計画的にいっしょに協働して労働」する諸個人は、自己の生活活動を全「過程の連関と統一」において制御、調整しつつ、発現させなければならない。或る対象(事柄)との関連で他者と協業関係にある個人Aの活動は、協業という社会的労働総体における有機的な一分肢でなければならない、そうでなければ事柄の成就是不可能となる。このためには個人Aは、自己の活動を他者の活動総体との関連で制御・調整しなければならない、したがってまた、そのためには、個人Aは自己の対象(事柄)にたいする実践的な関係を他者の視点から把握しなければならない。それゆえ個人Aは、他者を「鏡」として、対象に実践的な関係行為している自己自身を反省することになる。そしてこの他者が自己(A)のなかに内化するならば、この内化した他者を鏡とし、ここに「他人にたいする自分の関係から自己内反省することによって【個人Aの】自己意識」(ヘーゲル)が確立する。

このように人々の協働の「過程の連関と統一」

を実現し、発展させるためには、協働の構成員である〈われわれ〉を媒介（＝鏡）にして、対象（または事柄）と実践的に関係している〈我〉を反省（＝自己内反省）しつつ、自己の活動を制御、調整することが求められる。そこで、「人間は自己の生命活動そのものを、自己の意欲や意識の対象とする。かれ自身の生活がかれにとって対象となる」。協働関係において不可避的に発生する「自己の二重化」による〈自己の客觀化〉が可能となる。この自己意識を媒介にして個々人の労働が社会的な性格を受けとるのである。

以上見たように、諸個人の活動が真に協働的な関係となるには、諸個人の意識において「他者にたいする自分の関係から自己内反省する」という「主体の客觀化」を内在的な契機とする。そして他者（＝鏡）が自己のなかに内化することを通して、「觀念的な自己」と「現実的な自己」とに「自己が二重化」する。これが「觀念的な自己分裂」である。他者（＝鏡）が自己のなかに内化すれば、自己意識とは、他者関係とは無関係な人間固有の属性だ、と思われるもしよう。しかし、自己意識とは個人の活動・労働が社会的なそれに生成するための一契機であった。このように人間の協働関係の進展は、一方では自己を意識する主体を形成することによって「人間の個別化」を生み出す。「人間はもっとも文字どおりにゾオン・ポリティコン（社会的動物）である。たんに社会的な動物であるだけでなく、ただ社会のなかでだけ個別化されることのできる動物である」（マルクス『経済学批判要綱』）。人間の協働関係は、他方では人間が個別化（個人化）され、この個別化を通じてはじめて実現される。人間は、このように協働にたんに埋没するのではなく、また個別性に拡散するのでもなく、協働（＝類的存在）のなかで個別化しながら、同時に協働という自己の本質を実現していくのであり、これこそが人類の発展のひとつの道筋である。

この個別化と協働性は、しかしブルジョア社会ではつぎのように現われた。協働は「物象的な共同性」として現われ、個別化は「アトム化」として現われ、「個と類とが対立」（『経済学＝哲学草稿』）した。ここでは、一方ではこの「アトム化」を絶対化する主張が生まれ、他方ではこれへの反

発として〈共同性〉が強調される。しかし、人間は、個別化を通して、個別化のなかで協働性を実現していくのである。この「対立」が止揚したものがアソシエイトした〔associated〕諸個人の連合である。

（3）時制の意識

われわれは、さきの自己意識の形成を前提にして、協働における個人の対象化活動に着目し、時制〔Tense〕の意識がどのようにして形成されるのか、について考察しよう。

『資本論』における労働過程の三つの契機全体を時間的過程においてとらえ返すならば、つぎのような結論をえよう。労働過程とは、過去の生産物である労働手段を媒介にし、悠久の時間において形成された（されつつある）「自然」（現存する過去・未来する現在）を「労働対象」として、「觀念的に現存する」「目的」＝未来〔Zukunft　来るべきもの〕を先取りしつつ、かつこれを現実化する過程的行為だ、と。つまり「自然」を基礎かつ対象にし、〈現在〉（労働）において〈過去〉（労働手段）を媒介にして〈未来〉の先取り（＝觀念的生産）とそれの現実化（＝現実的生産）である、と。ここに自然の時間を基礎としつつも、これは区別された・これに埋没した直接的な現在を止揚した人間固有の時間の意識が、すなわち「未来」「現在」「過去」という意識が形成される。

だが、時間意識——より正確には時制〔Tense〕の意識——についての考察が、以上をもって完了したわけではない。現実の世界に直接に向かい合っているのは「現実的な自己」であるが、しかし〈未来の想像〉〈過去の回顧〉に向かい合っているのは「觀念的な自己」ではなく、それとは区別された「もう一人の自分」、つまり、「觀念的な自己分裂」によって生成した「觀念的な自己」である。人間は、過去から現在、また現在から未来への対象・事柄の現実的な動き（時間の流れ）を直接に再現ないし招来させることはけっしてできないし、また、現実の自分が過去や未来に往来することもできない。そこで、話し手自身の觀念的な動きによってその時間的な流れをつくり出し、これを時制として表現する。それだから時制の表現においては、意識の構造として、この觀念的な

動きのための「観念的な自己分裂」＝自己意識が必須の契機となる。

したがって、労働過程における〈世界の二重化〉(現実の世界と未来(=目的)の世界)は、「未来の世界」(また空想の世界)に——さらには「過去の世界」に——「観念的な自己」が浸透することを前提にしている。この「観念的な自己分裂」を無視しては〈世界の二重化〉は説明できないのだ。また、「観念的な自己分裂」は——したがって自己意識の形成は——〈世界の二重化〉においてはじめて現実的であり、それを自己の不可欠な契機としている。このように〈自己意識〉は、他者関係を含んだ協働的活動のみならず、それと対象的活動——対象の実践的変革——との統一において形成されるのである。

われわれは以上の叙述を踏まえて、話し手の「私は明日映画を見に行くでしょう」という発話を取り上げてみよう。

ここでの“私”とは、観念的な自己分裂によって発生した観念的な自己が取り上げた「私」である。“明日”と発話することによって、「現実的な自己」にとっての“明日”と呼ばれる未来の時点に、「観念的な自己」が移動し、想像の世界のなかで「彼女と映画を見に行く」という情景を設定する。この情景は、現実の現在と呼ばれる関係と同じく、「観念的な自己」にとっては「現在」の時点である。だから「時制」とは、対象それ自体の時間的性質ではなく、時間的存在である「二者の間の客観的関係」(三浦)である。「観念的な自己」がこれを「彼女と映画を見に行く」として取り上げ、つぎに判断の助動詞「です」を付加する。最後に、現実的な自己に復帰して、「映画を見るです」ということが、「推量」であったことを“う”(推量の助動詞)で示す。「です・う」が「でしょう」と変化する。そのさいに例えば「私」という概念(シニフィエ)は、「彼」「彼女」ではなく、「わたし」という記号(シニフィアン)に結びつけるという言語規範が媒介する。したがって、話し手は、「主体を客観化」した「私」という概念的認識とその表現のための「わたし」という言語規範の認識をもつ。両者の認識の担い手は同一の人格であるが、前者は表現主体としての認識であり、後者は言語規範の習得主体としての認識だか

ら、両者は概念的には区別すべきものでありながら、同時に前者の表現される認識は後者の言語規範を媒介にして言語表現されるのである。

これにたいして聞き手(読み手)は、自分が直面している現実の世界から離れ、「観念的な自己分裂」による「観念的な自己」が、言語表現における「言語規範」を手掛かりにして、話し手(書き手)の世界(=表現の内容)にはいり、その体験・認識を「観念的に追体験」する。この「観念的な追体験」は、観念的であるとはいえ、現実の世界と同様に知的な認識も感情も「観念的な自己」の内に生まれる。このようにして他者と共に感・了解できる意味的世界を獲得し、広めつつ、相互に了解する。

II 「近代知の地平の超克」論 への批判

「近代知の地平の超克」が叫ばれて久しいが、わたしは、今までの叙述を踏まえて、この「超克」論の発生根拠を明らかにし、この「超克」論にたいする批判的見解を提示することにしよう。そのためになれば自身が依拠しているソシュール「言語」論を一瞥することは有益である。

前章での「言語」について簡単に反省すれば、〈対象〉にたいする実践的関係にたいする〈関係〉が〈意識〉であり、そのなかの概念的な〈意識〉の〈表現〉が「言語」表現であり、その言語表現を媒介するのが「言語規範」であった。

ところがソシュール「言語」論の特徴は、潜在的な「ラング」が「パロール」(言語発話)として顕在化するということにある。この「ラング」とはさきの「言語規範」である。したがって、かれの「言語」論は、「ラング」(=言語規範)を潜在的な「言語」とし——したがって「言語」と「言語規範」(=ラング)とを事実上の同一視し——、この潜在的な「言語」(=ラング=言語規範)が「パロール」として顕在化する、とするのだから、ここでは表現されるべき〈意識〉およびそれに照応する〈対象〉が欠落せざるをえない。それゆえまたこの意識の主体でありかつそれを言語表現する主体(=表現主体)が、欠落する。かれはそこ

からつぎのことを論理的に強制される。

①排除された「対象」(世界)の存在を一切否定するわけにはいかず、この「対象」(世界)それ自体は不可知であり、かつ自己の規定性をもたず(「カオス」)、ただ『言語』(=言語規範・ラング)によって分節・秩序化される、という言語による「対象構成」説に陥るのである。

「言語以前の現実は混沌とした連続体であって、私たちは自国語の意味体系 [=言語規範・ラング]のおかげで、この連続体の適当な箇所箇所に境界線を画することができる」(丸山圭三郎)。「したがって言葉に先立つ概念ではなく、言葉が現われる以前は、なにひとつ明瞭に意識されない」(ソシュール)。

かれらはここから「言語」とは対象の命名とする〈言語命名説(ノマンクラチュール)〉を批判する。

②つぎに「認識」は、『言語』によってはじめて可能だとする「思考言語」説が登場する。ただし紙幅の制限によって「思考言語」説の批判的な検討はここでは割愛する。

「言語事実をもつ以前に一般的観念について語ることは、牛の前に鋤をつける如き転倒である。言語を捨象してわれわれが得られる観念とは、多分存在しないであろう。あるいは存在していても、無定形と呼べるものでしかない」(ソシュール)。

③上述の『言語』による対象(世界)の分節・秩序化の——および意識の分節・秩序化の——基準を設定するために「言語の恣意性」が、つまり言語規範体系内部における言語記号の守備範囲の恣意性が、主張される。

『言語』による「分節の尺度は、その基盤を言語外現実のなかには(たとえ潜在的にも)一切有していない」(ソシュール)。「この恣意性は、一言語体系のシニユ(言語記号)どおしの横の関係にみいだされるもので、個々の語の価値[守備範囲]が、その体系内部に共存する他の語との対立関係から決定されるという恣意性のことである」(丸山)。

この「言語の恣意性」説によれば、カオスである対象を分節するのは、「言語外事実のなかにはなく」、体系内部における他の語との対立関係だ

から、この説は、「実体」「実在」論を批判し、〈関係主義〉という新たなパラダイム(「近代知の地平の超克」)を導き入れた、とかれらは主張する。

以上のソシュール「言語」論——これはまぎれもなくカント主義の復興であるが——に孕まれている問題点のこれ以上の詳細な検討は、近刊『意識・言語・規範——ポスト・モダニズム批判』(大月書店)に譲ることにし、ここでは、ソシュール「言語」論を適用した社会科学の理論がどのような誤謬をもたらしたのかを指摘しておこう。

〈ラング→パロール〉という見解が社会科学に一般化されれば、ア・プリオリに前提された〈規範〉から、それが現実化されることによって、世界が形成されるとする発想に陥る。ここで「個人」はこの〈規範〉によって一面的に規定・制約されたものにすぎなくなる。われわれは、このような見解を丸山圭三郎・廣松涉・アルチュセールの叙述のなかに見い出すことができる。

①言語の理解過程は、「観念的な自己分裂」による「観念的な自己」が習得した言語規範を媒介にして、言語で表現されている内容を「観念的に追体験」することにあった。ところが、「言語」と「言語規範」(ラング)と同一視するソシュールの見解では、話し手(書き手)における特定の認識を〈言語表現する主体〉と「ラング主体」(表現のさいに言語規範に従う主体)とが同一視されるように、聞き手(読み手)による言語理解過程における「観念的な自己分裂」(=自己意識)と言語規範を習得した〈ラング主体〉とが同一視され、さらには前者が後者に還元されることになる。言語表現主体および言語を理解する主体は抹殺され、すべてが〈ラング主体〉に還元される。廣松はこのことを理論的に一貫させたのである。廣松は規範を〈共同主觀性〉と表わし、ここから「意識作用の発現する仕方が共同主觀化」されていることをもって——規範が個々人を拘束するということをもって——、「私が考える[Ich denke]」という「意識の各私性」(=人称性)を否定し、「われわれが考える[cogitamus](=前人称性・非人称性)を権利づけ、『言語』こそは「近代的世界了解の枠を即目的に越えている」と結論づけた。

②ソシュールの考えた「体系〔ラング〕」とは、

個々の要素が相互に関わりあっている総体ではあっても、個は自存的実体ではなくて他の個との共存と全体との関連によってはじめて存在する関係態なのである。私という個人も、社会・歴史的な関係の網の目の産物としての間我にほかならない。しかし、現実にはその関係が物象化された形で現れ、私たちはこれを自存的実体と錯覚してしまうのである（丸山）。しかし、この「間我」とは「ラング主体」であって、〈自己意識としての主体〉=表現主体ではなかった。ここにも、ラング→パロールという「言語」論にもとづいて表現主体を抹殺し、人間をすべて〈ラング主体〉に収斂させる理論が表明されている。さらにここには、「自我」の現存を承認する「近代知の地平」は関係態の実体化的錯認=物象化的錯認だ、とする認識主義に歪曲された物象化論がある（『経済科学通信』No.95参照）。

③ところで社会的規範の本質は、現実の矛盾が意識の矛盾として現われ、その矛盾を解決する——解消ではない——ために、矛盾する意志の一方を観念的に対象化（客觀化）したものであり、したがって観念的な存在であり、その機能は、一方の意志を抑圧し、他方の意志を促進するものであり、その現象形態は外的相貌で現われる。ところが、廣松は観念的存在である「規範」概念を「精神か物質かの二分法〔主觀－客觀図式〕で収まりきれない」「一種独自な存在」だ、として、ここからく唯物論－觀念論という対立も「近代知の地平」にすぎない、と結論づけた（同上参照）。

④またアルチュセールは、かれの「イデオロギー」論のなかで、この規範を〈大文字の主体〉として表わし、それを受容した人間を——「ラング主体」に照応する人間を——〈小文字の主体〉

とする。ここに規範に規定された人間を一面的に全体化し、〈主体なき過程〉、構造（=規範）に包摶された人間論——ラング主体に照応する人間論——において「反ヒューマニズム」を叫ぶ。

アルチュセールは、対象および表現主体が消去されたくラング→パロール論というものに準拠し、規範概念をア・ブリオリに前提にした「イデオロギー的方法」（エンゲルス）——観念体系から現実を導出するという方法——のもとで、社会的規範が「他人の意志を取得し」、この他人の行為を支配するということを、「イデオロギー [=規範] の物質化」だとし、ヘーゲル哲学との決別の旗を振りながらも、皮肉にもイデーの物質化を説くヘーゲル主義の亜流に陥ったのである。

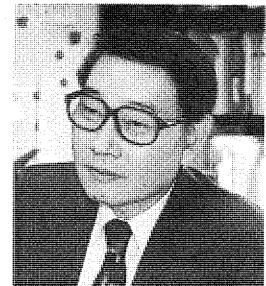
さらにアルチュセールは、社会的存在の矛盾および意識の矛盾から規範の本質を展開できなかつたために、規範がそれらの矛盾に規定されて不斷に自己を否定する契機を内包し、それゆえ規範は破られ、「規範」即「行為」ではない（同上参照），ということを理解できず、規範のこの自己否定的な契機を看過し、個人は規範の実現としての「構造」（「大文字の主体」）に全く呑み込まれてしまうにすぎない（「小文字の主体」），というような全体主義的・機能主義的な発想に陥った。

かれらの個人概念は「関係の束」ではあっても、自己の生活活動——したがって生活活動の主体である自己——および自己が関係する諸対象さらにはその関係総体を対象にしつつ（意識しつつ）、これを実践的に変革する主体ではなかった。そして「近代知の地平の超克」とは、以上の簡単な検討からも分かるように、「規範」概念を科学的レベルにおいて理解できなかつたことから発生した『理論』にすぎないのである。

（みやた かずやす 所員 北海道教育大学）

企業別労組と企業内専制の 現代的日本の特質

日本の「企業別労組」の「弱点・欠陥」については従来から論じられてきたが、「恐ろしさ」まではあまり論じられていない。空前のリストラ禍にある現在、戦後労働史と欧米の歴史的経験をふまえ、改めて問い合わせることが必要である。



SUZUKI Tomihisa
鈴木 富久

はじめに

大企業を中心とする空前のリストラ下、失業者が増大し続けているが、労働者の反撃はきわめて低調である。大企業の場合に限らず、多くの労働組合が雇用削減に協力さえしているのが現実である。個々の労働者がもっぱら個人的自己防衛に向かう背景に、この現実がある。だが、失業の増大は不況をさらに深めるし、個人的防衛の限界は狭隘である。自殺者の急増はじめ、今後いっそう悲惨な諸事態が拡がるのは避けがたい。

今日、改めて考えなければならないのは、日本の労組の変質の問題である。これは、従来からの「企業別組合」論の問題に帰着する。かつて日本の労組＝企業別労組は、特に人員整理には死力を傾けて闘うほど戦闘的であった。この労組の変質を、歴史的経験から一つの必然的帰結として再把握することは、現代日本社会の構造的特質把握に通ずる根幹的な意義をもつであろう。

I 生産管理闘争から「企業別脱皮」の模索とその挫折

戦後日本の労組が企業別組合として発足したことについては、様々な角度から多様な事情、要因があげられてきた。第1に、戦前から企業一家主義（経営家族主義）的風土が色濃かったこと、第2に、戦前の労働組合は企業横断的な職業別組合であったが、その発展が微弱にとどまったこと（最大時の組織率4%）、第3には、労組が解散され、国策「戦時総動員体制」の一環として「産報」（産業報国会、1940年11月発足）が組織されたが、それが企業を単位にして組織されたこと（この単位産報が戦後衣替えして企業別労組になったという側面）、第4に、敗戦による特殊な情勢、すなわち体制的危機と、GHQ（連合国軍総司令部）による民主改革、労組奨励のもとで、労組の組織化が、労働者が集結している職場において容易であったこと（先ず企業毎に独立組合が結成され、その連合体として地域労組、産業別労組、全国的総連合体〔ナショナルセンター〕の結成へと進み、1949年、推定組織率は56%に達す）、第5に、これらの他に、ここで重視したいのは、最初期の労組は、大幅賃上げのほか、戦犯経営者追放、工員と職員との身分差別撤廃、職場自主管理、生産・人事にわたる経営権に対等の資格で介入する「経営協議会」設置等のラディカルな「経営民主化」を達成していただけでなく、むしろ戦後最初の闘争が1945年11月読売新聞社に現れた「生

産管理」（経営権の掌握）であったことである。

この生産管理は、非現業部門では「業務管理」とも呼ばれたが、いすれにせよ革命的な労働者自主管理であり、これが政府による否認声明（46年6月）まで次々と拡がり、労働者－人民政府の樹立をめざす政治闘争と結合した当時の代表的闘争形態となった。その否認声明以降も、この闘争を通じて高揚、普及した生産の集団的主体としての労働者の自己意識は継続し、生産復興闘争として展開された。この自己意識が戦後労働運動の内的モチーフとして生き続けていった。

このような生産課題から見れば、生産・分業体制に即応し当該企業内労働者総体を一集団として組織することが必要である。ここに、戦後労組が、個人加入でなく全員加盟制の企業別労組として発足したことの積極的理由があり、また当時としては、職員層をも含む工職混合組織として構成されたことにも適合性があったのである。しかし問題は、これは、生産の観点からは必然的であり適合的であるが、本来の労働組合ではないことである。労組は、分配にかかわる賃金を含む労働諸条件の交渉を恒常的基本課題とする限り企業枠を越えて労働市場に横断的に組織されねばならないからである。むしろそれは、第1次大戦末に爆発するヨーロッパの革命的危機の渦中に現れた企業内労働者組織、すなわち、ドイツにおける社会民主党政権の成立と連動した「レーテ（経営協議会）」運動や、イタリア・トリノのフィアット自動車工場を中心として労働者国家の樹立をめざした「工場評議会」運動等の場合と同型の労働者組織、つまり生産に基づく工場評議会型の組織という性格をもつ。これが戦後日本では同時に労組機能を担い、労働組合と意識されて生まれたのである。

こうして敗戦直後の独得の情勢のなかで、評議会型組織の性格をそなえた独得の労働者組織として企業別労組が発足したのであるが、このことはきわめて重要な意味をもつ。戦後3年間は、職場秩序の自主管理と労使対等関係を創出、維持し、労働者の意識に根本的な転換をもたらした。しかし、まもなくして意識されるように、労組としてはまったく不適合である。周知の占領政策の転換と1949年夏の謀略事件（下山・三鷹・松川事件）、

レッドページ、さらに朝鮮戦争勃発－特需景気にによる資本主義再建の軌道現実化等々と事態が進行するにつれ、国家と経営の労組に対する攻撃が激化していく、激甚な労資攻防戦が展開される時代に入る。これが高度経済成長が本格化する1960年代に移るまで続くが、このような労働情勢の転換後、労組指導者のなかに「企業別脱皮」の必要性が死命を制する緊急課題として意識されるにいたり、その模索が始まるのである。

この模索のもっとも先鋭な表現は、日産、トヨタ、いすゞを主力組合とする当時最強の産別労組、全自（全日本自動車産業労働組合。1952年、総評加入）の1952～53年の闘争であった。朝鮮特需が下火になると、特需で膨大な蓄積を果たした大企業と、倒産の淵に立たされた中小企業との間に拡大した格差（二重構造）が顕在化し、統一闘争に足並みの乱れが現れた。全自は、各企業別組織を「分会」とする産業別組織形式をとっていたが、他の産別労組と同じく労資交渉の単位は企業次元にあり、委結権は各分会に委ねられていたため、実質的にはやはり企業別労組の連合体に過ぎなかった。この労働諸条件の企業内専決体制が続く限り、一般的には労働諸条件の企業間格差を限定できず、これが労働者を企業間競争に巻き込む企業主義意識を不斷に自然発生させ、特殊的には労働諸条件の大企業と中小企業との格差とその拡大を阻止しえず、これが大企業の労働者吸引力したがって企業内封鎖・支配力を増大させ、大企業労働者の特權的閉鎖的企業意識培養の格好の物質的基盤となる。そこで全自指導部は、前述の生産主体としての労働者意識に立脚して生産の再掌握を志向しながら、同時に労働組合として企業内専決の打破、「企業別脱皮」に着手すべく「産業別統一労働協約の締結」を提示、当面の要求として「賃金3原則」（最低生活保障、同一労働・同一賃金、統一）に基づく経験年数ごとの「企業枠を越える」横断的賃金基準「6本柱の統一賃金要求」を掲げ、その貫徹にむけて激越な闘争に突入していった。

だがこの闘争が、このように、企業内労働者組織を保持しながら、しかも産業別労組としての実質化をはかるべく産業次元で強力な交渉権、協約締結権を確立し、生産と分配の両次元にまたがる

最強の労働者組織を創出しようとする画期的な試みであったがゆえに、経営権の全面的奪還をめざす資本とその国家はもはや容認しえず激しい攻撃を集中させた。敗戦直後の特殊な情勢はすぐになく、階級間の力関係は転換をとげていた。その結果、3ヶ月におよぶ壮絶な「日産争議」を通じて日産分会は分裂、会社派幹部の掌握下に入ったトヨタ分会の主導のもとに全自組織は解体された。資本側は、労働諸条件の企業内専決体制を固定化し、「企業別脱皮」への模索を封殺した。

II 「企業内専決」体制と企業別労組の変質

全自の瓦解以降も、労働側の「企業別脱皮」の必要性に関する認識は拡がったが、結局、このための闘争はなしえないままに推移した。いわゆる「55年体制」成立の年、1955年に春闘が開始され、それを主導した総評は、平和と民主主義擁護のための時々の政治闘争をも果敢に闘い続けたが、こうした類の「経済闘争と政治闘争の結合」によつては、「企業内専決」には手つかずであるゆえ、春闘を通じた賃金引き上げと引き替えに技術革新・「合理化」の必要性に即した企業内専制の回復、強化をめざす企業側の諸施策を阻止しうるはずもなく、民間労組は大企業部門から次第に企業主義的労使協調路線へと逆行していかざるをえなかつた。やがて、「企業別組合の限界」という語句が、闘争指導の責任を回避する言い逃れの常套句になつていく。

しかしそれでも、毎年の春闘は、職場に強まる労務管理圧力と合理化に対する労働者の不満、鬱憤を晴らす機会でもあって、経済成長に伴つた労働者総数と労組員総数の増大を背景として年々拡大し、賃上げ額獲得も次第に大幅になっていき、労働組合の威勢と組合員の意気は高かつた。「昔陸軍、今総評」と言われた時期もある。特に、人員整理撤回闘争は、企業側の強硬姿勢に対して「血も涙もない」仕打ちに対する闘争として激しく闘われ、しばしば、襲いかかる国家権力および暴力団との文字通り「血みどろ」の長期大抗争となつた。戦後労働史は、解雇阻止闘争の頻発を記

しており、戦後もっとも激しく大規模であった争議がこの闘争であったことを教えている。「総資本対総労働」と言われた空前の大争議、三井三池争議（1959～60年）がその頂点である。

しかしながら、こうした争議はほとんど敗北し、積極的活動家は解雇者名簿に載せられるのが通例であり、解雇されれば組合員資格を失うのが企業別労組であるから、その分、労組の力が削がれただけでない。争議そのものが、大争議であればあるほど、出現する会社派指導者による組合分裂と路線転換の契機となつた。争議の激化と膠着状況のなかで労働者のあいだに企業の先行き不安が拡がり、企業業績の回復と向上こそが労働者人生の大前提をなすという言説が説得力を高めるのであるが、企業内専決と企業別組合という制度的枠組み内でこの言説は観念的には否定できないリアリティをもつ。労組分裂後の労働者の第2組合への移籍は急速だった。こうした経験を経ながら、また横目にしながら、階級的自立化路線から企業主義に基づく労使協調路線への転換が労組全般にひろがつた。

企業側も、人員整理には慎重になり、「解雇は最後の手段」と位置づけ、時あたかも高度成長期に際会し、正規従業員の雇用を維持、拡大することができ（「終身雇用制」の成立）、景気変動には新規採用数と臨時労働力雇用の調節で間に合つた。こうして、企業間格差だけでなく、企業内でも正規従業員と臨時雇用者の差別が拡大していくば、企業内での個人別差別管理が容易になる。事実、春闘を通じた賃上げ総額の、企業側に委ねられた配分を通じて個人別差別が職場末端にまで漸次拡大され、それが、戦後労組の闘争成果でもあった年功的賃金編成のなかで、年功制への若年層の不満を吸収しつつその比重を高めていった。そのようにして労働者の個別化・競争化の助長を通じて無力化が図られる一方、併行して1960年代後半以降、作業班を単位とする職場小集団活動の導入があらゆる産業、企業に広げられ、企業目標達成の運動を組織して労働者の総体を集団として動員しつづける動員型管理ないし動態的管理の現出をみる。企業内専制の現代的完成である。動員型管理を通じて戦後労働者意識は根底的な変容をこうむつていく。

こうした経過と結果のうえで1973年10月の石油危機の突発は、新たな画期をもたらした。高度成長の途絶と世界長期不況の到来のもと、労組は、企業の総力を挙げた「減量経営」化を支え、賃上げ要求の撤回・自肅、雇用削減への協力等を通じて、労使協調から労使一体化へと突き進むだけない。政治的には、民間大企業労組と異なって戦後労組の戦闘的伝統を把持していた公務員労組の共闘による史上最大のスト権奪還（1975年、国鉄8日間全線運休）ストが敗北を喫し、力量を減退させるという状況のもとで、60年代後半以降大都市部の住民運動の高揚をバックにして拡がった「革新自治体」が相次いで倒壊するが、民間大企業労組は、その倒壊に最前線で立ち働くのであった。他方、大企業は、徹底した「減量経営」を通じて輸出競争力を強化し得て日本経済を浮上させ、60年代末以来「横暴な大企業批判」の世論を圧倒、社会的威信の回復を影響力の飛躍的拡大につなぎ得一般社会との緊張を拡散、逆に圧迫させた。スト権ストの中心に立った国鉄労組は国鉄分割・民営化による攻撃にさらされ、やがて総評も解散（1989年）に追い込まれていった。こうして日本社会は「企業社会」へと変貌を遂げ、労働者は「会社人間」に自らを仕立て上げずには職場に居られない状況が一般化する。労組は、この「会社人間」によって運営される組織となり、ここに企業別労組の必然的変質が完結するのであった。

III 日本型企業内専制の特質と企業別労組退行の必然性

この変質の必然性は、「企業内専決」と結びついており、革命的大動乱の到来を予期しないかぎり、産別労組－産別交渉－産別協約の構築によつてしか解消しない。この構築の戦略と独立に企業別労組の戦闘的労組への再生が可能と考えるのは幻想であろう。

前述のヨーロッパにおける企業内評議会型組織には、労働市場における強力な産業別労組の存在という前提が歴史的に構築されていた。この前提を欠けば、企業内労働者組織は、革命的政治情勢

が退潮すれば、たちまち存亡の危機に立たされ、資本の企業内支配に組み込まれるか、あるいは解体されざるをえない。トリノとドイツの労働者階級による上記の企ては、ブルジョア自由主義国家の危機の革命的解決の試みであったが、その挫折後に生じたのがファシズムであり、ナチズムであった。ナチズムは、労働者の余暇の組織化にとどまつたファシズムの試行錯誤の経験を踏まえ、それを越えるべくまず産業別労組を解体、これを「ドイツ労働戦線」に置き換える、その単位を企業次元にすえて「指導者原理」にもとづく「経営共同体」を組織し資本の専制的生産支配権を確立、「強制的同質化」を図つていった。日本の「産報」は、これをモデルにしたものである。

アメリカ合衆国では、第1次大戦勃発の1914年、フォード主義的生産体制（大量生産体制）が出現、企業は、旧型熟練労働者の職場支配を解体し、この新生産体制に即した労働者を選別し、教育訓練するため相対的高賃金と企業内福利厚生で企業内に封鎖、私生活におよぶ体系的労務管理を創出する一方、労組（当時は職業別労組）をむき出しの暴力で排除あるいは「会社組合」に置き換える、企業内専制を構築していく。年功制と終身雇用制は労働者の企業内封鎖を意味するが、それは、日本でなく、まさしくここでまず生まれたのである。ところが、これらが29年恐慌で崩壊、ニューディール下、法的承認を得て労組が再生するが、それは強力な産業別組合であった。これにより企業内専制復活の途は閉ざされ、資本の職場支配は大幅に限定された。交渉単位は企業次元にとどまつて今日に到るが、産別労組の力は、権限、財政面からして、企業別労組の連合体にすぎない日本の形式的産別労組の比ではない。

これらとの対比において現代日本の企業内専制の特質にふれるなら、基本的にニューディール以前の原型フォード主義の延長上にあると見なされるが、連合組織に加わる労組を備えている点で現代的な独自性をもつ。さらに、従業員の不断の集団的動員という点でも原型フォード主義と異なり、むしろ「経営共同体」や「産報」と共通である。異なるのは、戦時・ファシズム体制でなく、平時でしかも政治的民主主義形式が維持されており、やはり労組が存在しているということであ

る。ここに現象の新奇さが存在するが、この労組は企業別労組でなければならない。

企業別労組は、①労働諸条件の企業間格差の縮小も拡大の阻止もなしえず(ついでに、同一労働であっても小企業であるゆえの低賃金が当然視されれば、女であるゆえの処遇の差別が当然視されてもおかしくないことにも注意)、②臨時雇用の不安定就業者を組合員に含まないゆえに、正規従業員との格差も阻止しえず、③そもそも従業員として多少とも企業に従属した後にしか組合員としての権利行使ができない、入職直前で労働契約を規制しえない。それは職種によらない無限定な「丸がかえ雇用」となるが、すでにそこに全人格の従属の危険が胚胎していることを見てとるべきである。さらに④不安定就業者のみならず失業者をも組合員に含まないため、失業者の生活保障や最低賃金制をはじめ社会保障全般の拡充に熱心にはなりえない。実際に努めるのは、企業内福利厚生の拡充である。この結果、公的・社会的生活無保障状態を底辺とする果てしない従属と、生活格差の連鎖諸構造が放置され、社会に拡大再生産される。かつて労組が人員整理反対闘争に死力を傾けた事実の裏面には、実はこの事情があった。日本では、失業は「転落」を意味し、奈落の底が口を開けている。この事情と企業内専決とは連動し、歯止めなき労組退行の悪循環、個々の労働者をとめどなく企業内専制下に陥れる底抜けの「労資不對等拡大の社会的メカニズム」(竹村英輔)を構成しているのである。最後に⑤こうして労組の退行がひとたび始まるや、工職混合の全員加盟制という企業別労組の組織構成は、生産管理時代の適合性が反転し、企業職制組織の序列構造と癒着、一体化して、もはや引き返すことが不可能になる。労組は、労務管理の柱脚として労務政策の微調整機能を担い、企業内専制の完成に独自の寄与をなす獨得の存在と化す。これは、「恐るべき」ことではあっても驚くべきことではない。企業別組合が辿る必然的な運命にほかならない。

むすびにかえて

資本主義に失業は付き物である。それゆえヨー

ロッパの労働運動は、解雇阻止に死力を傾けるのではなく、それを規制する一方で、体制を搖るがす闘争を積み重ねて社会保障全般の水準を引き上げ、福祉国家を創出し高度化してきたのであり、産業別の労組一交渉一協約という労資関係制度の確立ゆえにそれが可能でもあった。そして1970年代、この力で企業内でも生産過程を規制する労働者機構の確立、職場における「市民的自由」の確保・拡大を進展させた。

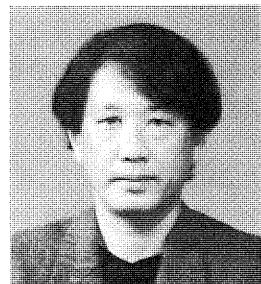
こうして彼の地で福祉国家が新段階に押し上げられる時期、日本では、「過剰福祉による先進国病」論が席巻し、そこから「会社人間」、「企業社会」が生まれたのであった。企業内専決のもとで企業内専制が完成したうえで、企業別労組が労使一体化したからである。学校教育の場では、この「一体化」に功を奏した企業内管理・教育思考がモデルとみなされ、もとより「丸抱え雇用」が学校に直結し学(校)歴・学力を選別の第1次規準にするため、企業間格差構造のもとで進学競争が激化して教育の歪みがひどいところに導入されて、教育問題は異常に深刻化した。こうした結果、日本の「市民社会」はいまだに幼弱である。労働者が圧倒的多数を占める現代の市民社会は、自由な市民的活動の基礎舞台をなす市場、特に労働市場における労働者諸個人の自由かつ対等の、企業枠を越えた交渉権の集団的行使が確保されてはじめて十全に成立しうるのである。

それゆえ労組の「企業別脱皮」は、今日、社会的連帯精神の回復、「企業社会」からの「脱皮」を意味し、「福祉」と「市民社会」の発展、「職場における自由」の再建を内包し、「学校の再生」にもかかわる課題となった。それゆえにまたこの課題は、労働者のみならず、あらゆる市民男女、青年学生が参画しなければ達成できない社会構造の改革の課題として長期的政治的戦略を必要とする。この根幹問題にふれずに「ネットワーク」や「公共性」等々を語る類の流行の「市民社会」論が説くのとは異なって、日本において新しい市民社会は、この社会構造改革の運動のなかから生まれることになるのであろう。

(すずき とみひさ 桃山学院大学)

「新しい政治」と エコロジスト政党

1980年代のヨーロッパでは、経済成長優先主義と物質主義に立脚した既成政治に対する挑戦が、政治的エコロジーの台頭として始まっている。本稿では、そのような「新しい政治」についての基本的な知識と情報を提供する。



HATAYAMA Toshio
畠山 敏夫

1 はじめに

世紀末から世紀はじめにかけての約20年間は、戦後政治を支配した安定した政治秩序がゆらぎ、新しい政治的枠組みが模索された時代であった。そのような行き詰った「旧い政治」への対抗プロジェクトとして、新保守主義や新しい社会民主主義、新しい極右、政治的エコロジーなどが政治的アリーナへと次々と登場している。本稿では、先進社会の価値変容を背景に、新しい価値観、争点、担い手に立脚して、新しい組織原理と教義、政治戦略を展開している「新しい政治」の政党について概観する。本稿の政治学入門という性格上、そして紙数の関係上、本格的に「新しい政治」について詳説することはできない。興味のある方は、巻末の参考文献を利用されたい。

2 「旧い政治」と「新しい政治」

1970年代に入って、西欧の政治では、石油危機を契機として戦後政治を支配してきた「旧い政治」である福祉国家的政治戦略が行き詰まりを見せ、新しい方向性が模索されることとなった。戦

後の福祉国家的な大衆統合様式は、簡潔に言えば、国家を媒介として、階級中心的な構図の中で経済的再配分を施すことによって大衆的支持を調達するという戦略的メカニズムによって可能となった。すなわち、ケインズ主義的な経済・財政政策によって経済成長を実現し、完全雇用と社会福祉の国家的供給による再分配政策を通じて労働者層を中心に国民大衆の統合を図られたのだった。だが、経済成長の時代が終焉して不況の局面に突入することで、再配分のパイも完全雇用の維持も不可能になり、そのプロジェクトは急速に大衆統合力を喪失し、福祉国家へのコンセンサスは揺らいでいく。

そのような状況のなか、国家機能を縮小し（「小さな政府」）、市場や市民社会の伝統的規律を重視するサッチャリズムに代表される新保守主義のプロジェクトが台頭する。それは、福祉国家的な「大きな政府」という「旧い政治」への対抗プロジェクトであり、全面的な民営化、規制緩和などを通じて市場を全面化し、国家機能を縮小することで経済の再生を図る政治戦略であった。だが、そのようなプロジェクトは、経済的パフォーマンスの改善は達成したものの、他方で、社会的格差の増大、失業の増加、社会的弱者への打撃、犯罪の増加などの経済社会的悪影響をもたらした。そのような新保守主義の陥穽について、1990

年代後半には、イギリスのブレア政権に代表される新しい社会民主主義のプロジェクトが国民の支持を獲得し、西欧各国で社会民主主義の主導する政権が登場していった。

新しい社会民主主義は、新保守主義から国家機能の縮小と市場原理の尊重を継承しつつも、教育や職業訓練の充実を通じた機会の平等と、コミュニティの再生や分権化による市民社会の再構築を基本的戦略としている。新保守主義と国家機能の縮小、すなわち、「小さな政府」指向では共通しつつも、市民社会の再強調によるその政治化という点において、市場と権威主義国家に対する市民社会の受動性を前提とした新保守主義の戦略と根本的な違いを孕んでいる¹⁾。

「旧い政治」である福祉国家的戦略に抗して、2つの新しい政治戦略が政治的座標軸の左右から次々と登場したが、1980年代に入って、政治的アリーナには、もう一つの新しい政治勢力の挑戦が始まっている。それは、政治的エコロジーのプロジェクトであった。政治的エコロジーは、「旧い政治」を批判する点では、新保守主義や新しい社会民主主義と共通している。すなわち、福祉国家の中央集権的な肥大化した国家やヒエラルキー的・官僚制的組織を批判し、国家機能の縮小＝「小さな政府」を指向している。そして、市民社会からの変革を重視する点においては（「市民社会の政治化」）、新しい社会民主主義とも共通した指向性を示している。だが、彼らの戦略のもう一つの柱である、脱物質主義に立脚したポスト産業社会的要求、すなわち、経済成長とその果実の再配分に立脚した政治を批判する脱物質主義的要求を優先する点において、彼らは他の既成政治勢力と根本的に異なっている。

考えて見れば、新保守主義も新しい社会民主主義も、物質主義的・経済優先主義的価値を否定しているわけではない。市場を通じてか（新保守主義）、それとも、市場と市民社会の政治化を通じてか（新しい社会民主主義）はともかく、両者とも社会を経済成長の軌道へと戻すことを中心的な目的として追求している。その点で、環境と資源における制約が明らかになった時代において、経済成長の政治を否定し、脱物質主義的要求を優先する政治的エコロジーだけが、真の意味で「新し

い政治」の担い手であり、その価値観とプログラムと同様に政治スタイルにおいても、「旧い政治」に対するラディカルな挑戦者であった²⁾。1980年代の先進社会では、「新しい政治」である政治的エコロジーの表現者として、脱産業社会的な新しい争点をめぐって「新しい社会運動」が生起し、それを政治制度の場で代表する「新しい政治」の政党としてエコロジスト政党が登場する。

3 「新しい政治」の政党としてのエコロジー政党

政治的エコロジーの出現は、すぐれて現代の社会変容に根ざしている現象である。もちろん、その現象は、複合的な要因によって解釈されるものである。まず、新しい政治の基本的性格について確認しておこう。新しい政治は、理念的モデルとして、次の3つの特徴によって定義される³⁾。

① 環境、平等な権利（特にマイノリティの）、政治参加、エコロジカルな思考、第三世界との連帯、軍縮の要求、物質的豊かさへの欲求の低さ、コントロールされない経済成長への異議、強い個人主義、自己実現・自己決定の指向といった価値観レベルでの特徴である。そのような指向性は、経済成長や物質的豊かさ、安全保障や秩序維持といった、従来の物質主義的な争点とは異質な脱物質主義的紛争の新しい軸を結晶化した点において、左右両翼の既成政党とは明確に区別される。

② ポイコット、デモ、建物占拠などの草の根からの通例でない自発的な動員に基づく政治参加と、形式化と官僚制化の拒絶と直接民主主義的要素を特徴とする組織化の嗜好を有していること。

③ 脱物質主義的価値観をもち、新中間層に属する若くて高学歴で相対的に生産過程から離れている社会層を担い手としていることである。

当然のこととして、「新しい政治」を体現する政党であるエコロジスト政党は、プログラム、組織・政治スタイル、支持者構造において「新しい政治」の特徴を具体的に表現している⁴⁾。

① 彼らは新しい価値観に立脚したプロテストを左右両翼の既成政党に向けており、本来の左右の対抗軸に新しい紛争の次元を加えることで政党

システムの布置状況に挑戦している。すなわち、一般的な左翼平等主義的立場をとりつつも、伝統的な左翼－右翼次元とは異なったプログラムとイデオロギー的思考に立脚し、一連のオルタナティヴな価値を唱えている。

②既成の諸政党を集権主義的でエリート主義的な硬直した官僚制的組織として批判し、新しいタイプの党組織、行動スタイルを指向している。すなわち、彼らは、既成政党に比べて参加、分権、開放、草の根民主主義、反寡頭制を特徴とする政党組織を嗜好している⁵⁾。党员や支持者への広範な参加のチャンネルと政策決定における地方組織の自立性が付与されており、既成政党とは対照的に、グラス・ルーツに最大限の利益表出の機会を保障した分権的組織モデルを採用している。

③有権者、支持者レベルにおいて、既成政党と明らかに異なる傾向がみられる。選挙におけるエコロジスト政党への投票者像は、一般的には、都市在住の、若く、高学歴のホワイトカラーもしくは公務員である。結局、実態として、エコロジスト政党投票者の核は、新しい社会運動の支持者であり、エコロジスト政党は、1960～70年代にエコロジー、平和、女性の権利、反原発などの争点をめぐって形成される新しい社会運動の要求を政治の場において表出する役割を果たしている。

以上のような特徴は、エコロジスト政党に広く共有されているが、ドイツ緑の党的有名な4つの基本理念である「エコロジー的、社会的、底辺民主主義的、非暴力的」は、前の2つが新しい政治の理念を、後の2つが政治的組織原理とスタイルを象徴的に表現したものである。フランスの緑の党に見られる、地域圏単位の組織による党運営のコントロールや4人のスポーツ・パーソンの設置にみられる分権的で反寡頭制的工夫にも、「新しい政治」の政党としての特徴が反映されている。

さて、「旧い政治」に対抗して登場する「新しい政治」の政党を、H・キッチャルトは「左翼リバータリアン」と規定しているが、エコロジスト政党が政党システムに登場するとき、左翼・右翼の対抗軸上では左翼の位置を占める傾向がある。彼らは、実態として新しい争点だけではなく、市

場への不信と経済的再配分という従来から左翼によって重視されてきたイデオロギーを継承しているからである。だが、彼らは旧来の左翼とは異質な「リバータリアン」的性格も帶びている。彼らが、個人の自由、参加、分権、自治といった市民の自立性の増大を要求し、伝統的左翼の強大な官僚制や央集権的計画装置とともに「大きな政府」を否定しているからである⁶⁾。

以上のように、新しい争点に依拠し、新しい組織と行動スタイルを指向し、新しい社会運動を政治的に代表する「新しい政治」の勢力として、エコロジスト政党は政党システムに登場することになった。

4 エコロジー政党の可能性

T・ポグントケの指摘によれば、「新しい政治」の紛争の出現からは5つの可能性が想定される⁷⁾。①「新しい政治」の諸要求に関心をもつ多様な新しい社会運動の形成。②「新しい政治」の支持者による小規模政党の乗っ取りと「新しい政治」の政党への転換。③より大規模な左翼政党の伝統的左翼政党と脱物質主義的集団への分裂。④新しい社会運動の失敗や政治権力による抑圧による、「新しい政治」の勢力の疎外と政治システムからの撤退。⑤社会運動において活動してきた勢力を中心とした新しい政党の結成。

政党システムにおいて、既成左翼政党による代行的代表機能に期待した時期もあったが、結局は、ポグントケの⑤のシナリオが現実のものとなり、既成左翼に見切りをつけて独自の政党を結成することになる。

ヨーロッパ諸国では、15カ国で緑の政党が存在している。1991～97年にかけて、そのうちオーストリア、ベルギー、フィンランドなど8カ国で得票を伸ばし、デンマーク、イギリス、ギリシアなど7カ国で得票を減らしている⁸⁾。エコロジスト政党の政治的成果は、ヨーロッパ諸国を見ても国によって大きく異なっている⁹⁾。

「新しい政治」の政治勢力が形成され、政治システムに参入する可能性に関しては、次のような要因が考えられる。それは、①既成の政治プロ

ジェクトの安定度, ②文化的要因, ③政治システムに内在する要因, ④制度的要因, ⑤経済的環境, ⑥新しい社会運動, 特に, 反原発運動の役割, ⑦「新しい政治」側の主体的条件である。

①に関しては前述したが, 特に, エコロジスト政党の登場にとって, 既成の政治プロジェクトの支配力がゆらぎ, 「新しい政治」のプロジェクトと競合する環境が前提となる。「大きな政府」の国家中心主義的発想の否定, 市民社会の政治化, 脱物質主義的な新しいクリーヴィッジの形成といった, 体制の編成原理に対抗する新しい対抗原理の形成が重要である。

②の政治文化に関しては, 「新しい政治」の政党の出現において, 多くの研究者は脱物質主義的な価値選好が支持者の投票意図において優越的因素であることを指摘している。政治的エコロジーの登場には, 高度経済成長の時代に進行した価値観の変容が指摘されているがそのテーゼはR・イングルハートによって『静かなる革命』のなかで展開された価値の変容論であった¹⁰⁾。

そのような価値変容を背景として登場する「新しい政治」の脱物質主義的争点と新しい政治スタイルの要求を既成政党, 特に, 社会民主主義政党が取り込めない時, 新しい政治の政党が出現し, 支持を拡大していく¹¹⁾。

③の政党システムのレベルでは, 政党システムのタイプと左翼一右翼の既成の対抗軸の支配, 既成政党の対応がエコロジスト政党の参入と定着を左右する。

政党システムのタイプに関しては, 主要政党間の距離が相対的に近く, 求心的競合が働き, 異なった見解をもつ政党間の連合がつくられる傾向がある「稳健な多党制」の方が, 有意味な反体制政党が存在し, イデオロギーの役割が大きく, 相互に排他的な2つの対立する政党(ブロック)が対峙する「両極的システム」よりも, エコロジスト政党の進出に有利である。

既成の左翼一右翼の対抗軸に関しては, それが重要性を失い, 有権者レベルで既成政党への忠誠が低下した時, エコロジスト政党の進出に有利になる。1980年代以降に台頭する新しい極右政党にも言えることであるが, 伝統的な左右の政治的分極化が持続し, 既成政党(ブロック)が対抗す

る構図が持続するとき, 新興政党が参入する機会は厳しく制限される。安定的な二極構造が揺らぐとき, 彼らにチャンスが訪れる。

また, 既成左翼が新しい政治の要求を代行している限り, 「新しい政治」の政党の登場は抑制される。故に, 既成左翼政党が政権に参加することで現実主義化することで, 「新しい政治」の要求を代行することが困難になった場合, エコロジスト政党に有利な環境がもたらされ, 新しい社会運動は政権の政策に失望し, 独自の政治勢力の結成へと舵をきることになる¹²⁾。それはドイツの社民党やフランスの社会党が政権を指向し, 実際に政権に参加する中で, 「新しい政治」のラディカルな要求を吸収できないことが, 緑の党の結成を促したことなどが物語っている。

④の制度的要因に関しては, 選挙制度と連邦制か中央集権的政治制度かの問題が重要である。選挙制度は, 新興政党が政党システムに参入する場合, 重要な阻止一促進要因として作用する。結論的に言えば, 比例代表制は絶対多数投票制に比べて, 新興政党の参入に有利であることは明らかである。このことは, フランスの事例から最も明瞭に確認できる。

連邦制一中央集権制についても, 連邦制が新興政党の参入には有利だと言える。ドイツ, ベルギー, オーストリアのような連邦制国家で, 緑の政党が地方政治での成果をもとに, 国政にチャレンジして成功を収めていることからも, それは確認できる。

⑤の経済環境であるが, その2つの指標として失業率と国民総生産(GNP)をとると, エコロジスト政党は, 失業率が低く, GNPの高い国で伸張している。緑の政党が選挙で成功している国は, そうでない国より経済的パフォーマンスは良好であることが確認できる¹³⁾。1970年代に経済成長の大きなスローダウンと失業の増大を経験した国では, エコロジスト政党は1980年代の選挙で有意味な成果はあげていない。

⑥の反原発運動であるが, 1970~80年代の原発論争が, 既成左翼と「新しい政治」の勢力間の緊張を高め, 前者への後者の不満を強化した。フランスでもドイツでも, 平和運動やフェミニズムの運動とともに, 反原発運動はエコロジスト政党

の生成と発展にとって大きな役割を果たしている。

⑦の「新しい政治」の側の主体的条件であるが、新しい社会運動からエコロジスト政党の結成へ、そして成功への過程の中で、いくつもの主体的な障害が克服されなければならなかった。既成政党への不信と嫌悪は、政党結成にとって大きな壁となった。激しい議論と政党結成からの脱落を伴いながらエコロジスト政党が結成されるが、政党システムへの適応や既成政党との関係をめぐって、党の内外で深刻な対立はつづいていく。エコロジスト政党において恒常に見られる対立と分裂の風景は、有権者を遠ざけ、選挙での成功を限られたものにしてしまう¹⁴⁾。

以上のように、「新しい政治」の成功は、多くの歴史的・構造的・状況的な条件によって左右される。日本の場合を含めて、「新しい政治」の政党の個別の事例を検証するという課題は緒についたばかりである。

5 おわりに

「新しい政治」の政党の未来は、彼らの登場と政党システムへの参入を可能にした社会経済的環境と競合する既成政党の動向に依存するだけではなく、彼ら自身の戦略的能力にかかっている。というのは、一方で、草の根民主主義的な組織形態と運動スタイルを維持し、経済成長優先的な政治に挑戦することで「新しい政治」の中核的支持者の忠誠を確保しつつ、他方で、政党システムで競合する政治的アクターとして、多くの有権者にアピールし動員するという観点からは、規律と効率性を備えた政治組織と政治的妥協を必要とするという相容れないロジックに直面しているからである。つまり、強い目的意識や政治的アジェンダの設定能力をもったリーダーシップの確保や他の政治勢力との区別化を維持しながら政党システムに適応する戦略の行使が要求されているわけである。経済主義的・物質主義的価値観の支配的な社会で、脱成長的・脱物質主義的社会変革を掲げる「新しい政治」の政党は、高いこころざしと同時に、したたかな戦略的観察と忍耐が求められてい

る。

- 1) 戦後政治を支配した福祉国家のプロジェクトと、その行き詰まりの処方箋として登場する新保守主義と新しい社会民主主義のプロジェクトの内容やその変遷について理解するためには、近藤康史『左派の挑戦——理論的刷新からニュー・レイバーへ——』木鐸社、2000年が参考になる。福祉国家、新保守主義、新しい社会民主主義についての本稿の記述も近藤の研究に多くを負っている。
- 2) F. Müller-Rommel, "The New Challengers: Greens and Right-wing Populist Parties in Western Europe", *European Review*, Vol.6, no.2, 1998, p.191.
- 3) Müller-Rommel, ibid., p.192, T.Poguntke, "New Politics and Party Systems: The Emergence of a New Type of Party?", *West European Politics*, Vol.10, No.1, 1987, p.81.
- 4) Müller-Rommel, "Green Parties and Alternative Lists under Cross-National Perspective" in Müller-Rommel (ed.), *New Politics in Western Europe. The Rise and Success of Green Parties and Alternative Lists* (以下 *New Politics in Western Europe* と略す), Westview Press, 1989, pp.178-88, H. Kitschelt, "Left-libertarian Parties: Explaining Innovation in Competitive Party Systems (以下 "Left-libertarian Parties" と略す)", *World Politics*, Vol.40, no.2, 1988, pp.197-8.
- 5) 丸山仁「『新しい政治』の挑戦」、丸山仁・賀来健輔編著『ニュー・ポリティクスの政治学』ミネルヴァ書房、2000年、35ページ。
- 6) H. Kitschelt, Left-libertarian Parties., p.197.
- 7) Poguntke, op. cit., p.79.
- 8) 2000年7月現在、アイルランド(2)、イタリア(17)、ウクライナ(17)、オーストリア(14)、オランダ(11)、キプロス(1)、イスイス(9)、スウェーデン(16)、スペイン(2)、スロバキア(2)、ドイツ(46)、フィンランド(11)、フランス(7)、ブルガリア(2)、ベルギー(12)、ポルトガル(2)、ルクセンブルク(5)で、単独もしくは他党との協力のもとに国会に進出している(カッコの中は議員数)。また、イタリア、ウクライナ、グルジア、スロバキア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギーにおいて政権に参加している[真下俊樹「フランス緑の党的成立過程——『緑の

政策』の誕生まで——』『社会運動』256号、2001年7月、67ページ]。

- 9) キッチェルトは左翼リバータリアンの選挙での成功の条件として、①経済的豊かさ、②高度な福祉国家、③労使間のコーポラティスト型の利益媒介、④政府への社会主義政党の長期的参加、⑤原発をめぐる高度に動員された紛争をあげている [Kitschelt, "The Life Expectancy of left-libertarian Parties". (以下 "The Life Expectancy"と略す, *European Socio-logical Review*, Vol.4, No.2, 1988, p.155)。エコロジスト政党の政党システムへの参入と定着は、各国における価値変動の深さと広さ、短期的な時代状況・争点状況、制度的機会構造といった諸条件によって異なる [丸山、前掲論文、36～37ページ]。
- 10) R・イングルハート (三宅一郎・金丸輝雄・富沢克訳)『静かなる革命』東洋経済新報社、1978年参照。
- 11) R. Ladrech "Social Movement and Party System: The French Socialist Party and New Social Movements", *West European Politics*, Vol.12, No.1, 1989, p.265.
- 12) 左翼政党が政権に参加している場合、新しい争点を嗜好する有権者との距離は拡大する。もちろん、彼らの側でも、プログラムや政策の変更に乗り出すことで、エコロジスト政党に流れた支持者の回収を試みる。だが、既成左翼は危機の克服という課題を優先することで従来のクライエントである労働組合や利益団体と緊密に協働することを優先したこと、彼らのヒエラルキー的で官僚制的な組織構造と「包括政党的」性格から、簡単には新しい政治の諸要求には適応できなかつた [Müller-Rommel, *New Politics in Western Europe*, p.7.]。
- 13) Kitschelt, "The Life Expectancy", p.155.
- 14) 西欧のエコロジスト政党には、プログラムと戦略に関して、環境の争点に自己限定し、他の左翼勢力との協力を否定して自立戦略をとる「純粹緑派」と、

環境問題だけでなく社会的争点も重視し、他の左翼勢力との協力を指向する「赤緑派」の2つの潮流が存在する。第1の潮流が支配的な場合、「純粹緑の改良主義 (pure green reformist)」のタイプで、福祉国家や外交について既成政党との政治的紛争に深くコミットしない純粹にエコロジカルな争点を強調する政党になる。1990年代に赤緑連合を指向する以前のフランス緑の党がその典型である。第2の潮流が支配的な場合、「オルタナティヴな緑のラディカル(alternative green radical)」のタイプで、社会・政治諸制度の根本的変革を追求し、社会的にラディカルで民主主義的パラダイムを支持する政党になる。ドイツ緑の党を典型とするタイプである [Ladrech, op.cit., p.288.]。そのような根本的なプログラムと路線をめぐる対立が執拗につづき、それに人的確執やエスニックな対立などの要素が加わって、多くのヨーロッパのエコロジスト政党はメンバーの離反や組織の分裂を経験している。例えば、フランスのエコロジストは、1995年3月現在で、フランス緑の党を含めて大小11の組織に分かれている [D. Boy,V. J. le Seigneur et A. Roche, *L'écologie au pouvoir*, Presses de la Fondation nationale des sciences politiques, 1995, pp.17-9.]。

「新しい政治」を学ぶための日本語文献

- [1] 小野耕二『転換期の政治変容』日本評論社、2000年
- [2] 近藤康史『左派の挑戦——理論的刷新からニュー・レイバーへ——』木鐸社、2000年
- [3] 平井一臣・畠山敏夫編著『実践の政治学』法律文化社、2001年
- [4] 丸山仁・賀来健輔編著『環境政治への視点』信山社、1997年
- [5] 丸山仁・賀来健輔編著『ニュー・ポリティクスの政治学』ミネルヴァ書房、2000年
(はたやま としお 佐賀大学)

中村哲編著

『経済学批判要綱』における歴史と論理

青木書店 2001年1月 本体価格 2800円

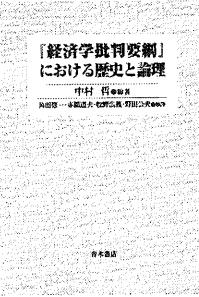
『経済学批判要綱』は『資本論 第1巻』に先行するマルクスの本格的な資本主義分析の書である。生前には出版されず、マルクスの覚え書き、或いは下書きのままで残されたものであるが、その深い分析の故に今もなお、みずみずしい印象を与えている。マルクス自身はまだ完成に至らないものとして、単なる個人的な下書きとしていたことは、教訓的である。努力すること自体が一つの才能であることを示している。河上肇の「学に志す者は知られざるを恨むなれ 知らざるを憂えよ」という言葉につながってくる世界である。「序説」における、生産と消費の相互関係、生産は消費であり、消費は生産であるという論定、貨幣論におけるダリモン、グレー批判を通じる、市場経済における「商品＝非直接的交換可能性」と「貨幣＝直接的交換可能性」という商品・貨幣関係の限界性の発見など、現代経済を深く見ていく指針を提供している。

本書は、この『要綱』を共同で研究（1996年3月から）したその成果であり、一つの研究報告書である。筆者は、中村哲（敬称を略していることは研究者として高く評価しているが故である）、角田修一、赤間道夫、牧野広義、野田公夫である。第1章 マルクスの歴史分析の方法（中村哲）では、マルクスにおいては「現状分析としての資本主義研究」が始めであり、終わりである、とする。つまり、資本主義以前および以後への言及は資本主義分析という主課題に「従属」しその「一環」であり、「それ自体として」研究されたのではない。他の経済システムは資本主義との「対比・比較」の対象である。従ってまた、『要綱』の「諸形態」は歴史 자체を対象としたものではなく、「資本蓄積論の一部」である。序説の「定式」は史的唯物論の定式ではなく、「資本主義にだけ妥当する」分析である。人類史の3段階把握は資本主義との「異質性」で資本主義以前と未来の共同社会を把握したものであり、「移行・転換もまったく分析されていない。」未来社会へ移行する条件は「事実の分析」によるのである。中村は、歴史分析にマルクス理論を置くことの限界を説いている。「諸形態」や

「序説」の定式は資本主義分析の枠内で位置づけられるべきという主張は新しい論点示呈であり、今後の研究課題として充分魅力的である。明治維新研究、アジア資本主義研究で著名な中村による、現段階における問題提起として注目したい。しかし、経済法則は循環法則と移行法則と二つであるという見方に従えば、やや移行法則を軽視しているという印象をうける。あるいは、それこそ、マルクスを虚心坦懐に見直した結果なのであろうか。

第2章 ヘーゲル論理学「現象」「現実性」と「資本」の方法——『経済学批判要綱』の方法——（角田修一）は、『要綱』につき、ヘーゲル論理学の深い理解の上で読み解かれるべきとする。ヘーゲルは「客観的觀念論」つまり觀念論者と言われる場合、ヘーゲルにおける深く、鋭いリアリズム、つまり科学性を看過する危険性がある。角田は、ヘーゲル論理学をマルクスと同様高く評価し、『要綱』作成過程におけるマルクスの心中にあったヘーゲル論理学へのこだわりに光を当てようとしている。マルクスの内的世界におけるヘーゲルへの傾注の跡を追跡する試みである。そこには、対象把握における、分析的方法と弁証法的方法との区別、始めにおいてすでに全体があり、終わりにはその全体が何重にも内容づけられ、分析された形で眞の全体としてあることの確認を行なっている。まず『要綱』や『論理学』という原典そのものを読むことの大切な意味を教えている。ところで、論理学の検出をテーマに据えたところにおいてなお、経済事象のイメージを保持し続けること、つまり、経済事象そのものの分析内容、その方法、論理学の何を示すべきかという問題、それらが明確に区別され論じられるというのは困難なことであろうか。

第3章 マルクスとベンサム——「自由、平等、所有そしてベンサム」の解剖を通して——（赤間道夫）は、『資本論 第1巻』貨幣の資本への転化において商品交換社会（資本主義の土台）を特徴づけた「自由、平等、所有そしてベンサム」の象徴的意味を読み解こうとし



たものであり、「再生産表式」研究と並ぶ赤間の重要な研究領域である。「自由」意志による契約、等価物の「平等」な交換、自らの「所有」対象の処分、「ベンサム」的自己利益、これらの文言が、貨幣の資本への転化で置かれたことの意味が問題なのである。表層から深層、明るい流通の世界から暗い生産の世界へ転化する結節点におかれ、ベンサム的自己利益がそれを先取りするイメージである。自由、平等に見えることと、不自由、不平等なシステムであることの確認、それによって、分析には奥行きが与えられる。しかし、マルクスは、商品生産社会そのものにおいて、資本・賃労働を導入しなくとも、すでに歴史的、論理的限界性をもつものであること、つまり、商品関係そのものにおける表層と深部、光と影を見ており、その上で、資本・賃労働関係が運動しているとしている点はどうであろうか。

様々な制限をもつた前近代社会を打破した後に来る社会は当然「自由、平等」であり、事実それらは市民革命のスローガンであった。しかし、実際の資本主義社会は、その深部にまた、不自由、不平等、敵対を内蔵していた。第4章 マルクスにおける自由、平等、協同（牧野広義）はそこからの「変革」を説く。支配階級の自由も「偶然性の享受」である。すべての人は「自分自身の総体性を生産しうる」。商品生産は「他人の為の生産」であり、資本関係は「不平等な関係」である。そこに、資本主義の限界がある。「必然の国」における労働時間の短縮によって「自由な国」での平等と協同が実現される。「権利」は時代の制約を受けるなど、今後の探求のために魅力的な多くの論点が示されている。例えば、人は総体性に至りうるという命題と、今日の個性（資格も個性である）重視が、違う個性の「交流」ではなくて優勝劣敗の梃子となっていることとの懸隔の決定的な大きさについては検討が早急に始めるべきである。

第5章 農業・環境問題とマルクス——農業理論再

構成のために——（野田公夫）は、現代における「小農、小経営、小所有」の普遍的意味を論じたものである。「農業のサステナビリティを保証する極めて有効なシステム」といわれるよう、日本農業を肯定的に受け止める論理を明確に読み取ることができる。小農は、資本から自立している好例としても、資本蓄積の外部的条件としてもそれだけでは十全な対象把握とはいえない。「農業技術の地域的・生態均衡論的」性格、「地域個性」などの主張が、工業生産の画一性、大量性との対比で、また工業生産の限界の中で小農経営が、将来的にも不可欠な生産システムとして評価されている。読後に、現代における協同と、個人の自立・自由とは相互排除的なのか、ありうべき未来社会は協同と自由にそれぞれどのような価値基準を与えることができるのか。「計画」と「自由な個人」とが相互に相手を否定しない論理は何なのか、など種々の論点が浮かび上がってくる。切っ先の鋭い分析であり、刺激的な論文となっている。

以上が、本書の概観および評者のコメントである。新自由主義の再来、情報化、国際化と労働力の「流動化」など、今までの日本とは異なる体制への移行が明確に、具体的に実感されるいま、このような作品が公表された事には重要な意義がある。事態の急激な転換に対して、イエスなのかノーなのか、あるいは、そのような二項対立的の発想だけで、現実への対応は足りているのか、無駄な思考を避けつつ確かなものを獲得することが求められている。

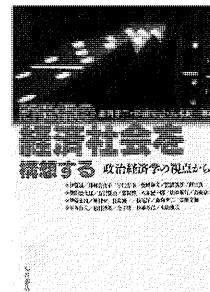
本書には、現実を分析する、多くの清新な論点が呈示されていること、マルクス『要綱（ゲルンドリッセ）』ヘーゲル『大論理学』など古典そのものに回帰する導入部が設定されていることなど、理論的に前進するための指針が鮮明に示されている。本書への多くのコメントを期待したい。

（梅垣 邦胤 所員 名城大学）

森岡孝二・杉浦克己・八木紀一郎編

『21世紀の経済社会を構想する』

桜井書店 2001年5月 本体価格2200円



本書は、「まえがきにかえて」にあるように、経済理論学会に所属する研究者23人が、「経済学は二一世紀をどう構想するか」という問いに、それぞれの関心や観点から応えた論考をまとめた論文集である。それゆえここでは、個々の論文についての紹介は省略し、23編の論文全体を通じての共通する特徴を抽出した上で、それらに対する私の論評を加えるというかたちをとりたい。

I 将来社会論

従来、マルクス学派は社会主义社会への転換という強い規範意識をもちながらも、眼前に存する資本主義社会における運動法則の分析に精力を集中し、将来社会の青写真については極めて寡黙であった。「未来学」はむしろ近代主義者の得意とする領域であった。マルクス学派が将来社会論を敬遠してきた原因の第一は、史的唯物論の法則主義的理解にある。現代資本主義には固有の矛盾と運動法則があり、それは最終的には資本主義の崩壊と社会主义への移行をもたらす。したがって、主観的に将来社会の予想図をあれこれ描いても無駄だというわけである。

しかし後述するように、社会主义社会への単線的な発展という認識図式が崩れ、多様な経路が可能であるという理解が大勢となりつつある現在、われわれ自身一人一人がいかなる価値観をもち、いかなる社会を望むのかによって、将来社会の内実がさまざまに予測されるばかりでなく、現代社会に対する批判の視点も異なってくる。

将来社会論を論じることは学者の知的遊戯に過ぎないという批判も過去にはあったが、むしろ逆で、現代社会になんらかの批判的な言動をとろうとするならば、将来社会を社会主义社会と呼ぶか否かは別として、自分なりのオルタナティブ観をもっていることが研究者の責任であると私は考える。以上の意味で、私は本書の企画の意図に大いに賛成する。

II 多元性

本書に登場する論者たちに共通する特色の一つは多元性の強調である。将来社会の構想についていえば、全体としては社会主义の青写真について寡黙であったものの、独占資本の国有化と計画経済が共通の目標となっていた。

ところが、本書の中で、国有化と計画経済を社会主义社会の核心に位置づける論者は一人もいない。そのかわりに、国有化と計画経済は、市場経済、コミュニティ、非営利組織といった多様な経済制度の一つを構成する位置へと格下げされている。この原因はいうまでもなく、ソ連・東欧に見られた国家による中央統制型の経済システムが破綻した経験に由来しており、少なくとも近未来的には、多様な諸制度の混在した社会が構想されているのは、大いに首肯できるところである。

ただし、社会主义が市場経済に対抗する思想と運動として出発した以上、また、上述のように科学的な理論として何らかの一貫性を具備する必要からして、単に将来社会の多様性を強調するだけでは、将来社会論として魅力に欠けるものとなる。将来社会構想が、単なる「ユートピアの枠としてのユートピア」(ノージック)に終わらないことが今後望まれる。

従来、マルクス経済学の特色と魅力は、一元論的、還元論的な体系構成にあったが、本書の論者たちは概して、今後のマルクス経済学が多元的で開かれた体系となるべきことを主張している。それは現代社会の複雑性と将来社会論の多元性の反映でもあり、大いに理解できる。

しかし科学は科学である以上、何らかの還元論的性格をもたざるをえない。還元論的思考そのものは科学として当然であって、はじめからこれを放棄したのでは、科学としての立場を放棄したことになる。問題は自らの還元論的体系で事足りりとして、他の可能性を

放棄するかどうかであろう。さらに問題となるのは、今後多元的で開かれた体系を目指すとして、何を「批判的経済学」のアイデンティティーとするかである。もはや『資本論』を最終的なよりどころとしないとすれば、われわれ自身がその基本原理を探し出すしかない。今後掘り下げるべき課題である。

III 成長、環境

本書の論調のもう一つの大きな特色は、環境問題の重視と経済成長至上主義の否定である。冷戦時代、西側と東側は体制間競争の関係にあった。宇宙開発や軍事力も競争の一つの指標となったが、何よりも基礎となったのは経済成長であった。特に1960年代に至るまでソ連が計画経済によって西側に勝るとも劣らないほどの着実な経済成長を遂げたことは、「社会主義の勝利」を証明するものと思われていた。日本のマルクス経済学者にとっても資本主義における恐慌の必然性を実証することが基本的な課題であり、そのことは社会主義に移行すればより効率的で安定した経済発展が可能になるという了解を前提としていた。

ところが周知のようにソ連経済はそれ以降低迷の一途を辿り、崩壊へと至る。そして資本主義ではむしろ経済成長の行き過ぎによる弊害が認識されるようになる。そこで本書では、効率性の面では資本主義の方が有効であることが認められ、資本主義と社会主義を比較する際の基準が経済成長からむしろその抑制へと転換される。

しかし、社会主義が資本主義に効率性の面で劣るという判断をそう簡単に下してよいのだろうか。もしそうだとしてもいかなる意味で、そして誰にとっての効率性が劣っているのかを明らかにすべきではないか。また、環境や平等のために社会主義が効率性の面で資本主義に譲歩せねばならないとしても、効率性の基準が不要だというわけではなく、将来の社会主義社会を構想する上でも経済学としては当然のことであるが、効率性は基準の大きな柱であり続けるはずである。この点で、サステナビリティの問題を論じている吉田、効率性と平等性のトレードオフを検討している植村の議論は着目すべきである。

IV 倫理、平等

従来のマルクス学派では土台が上部構造を決定すると捉える唯物論や上述の法則主義的な理解、さらには

マルクス経済学の科学化の指向のゆえに、倫理や価値規範の問題は極めて軽視されてきた。しかし、将来社会を構想するのであれば、しかもそれが多元的な可能性を持ったものならば、われわれがいかなる社会が望ましいと考えるのかという倫理的、規範的な問いは不可避である。また、倫理や価値規範の問題は単なる個人個人の主観的嗜好の問題ではなく、独自の構造をもった体系として十分に科学的な検討の対象となる課題である。

ただし倫理的な観点が重要だからといって、経済厚生の問題が無くなるわけではないし、また倫理と経済というように別物としてとらえるのも誤りである。経済厚生は様々な倫理的価値の一つであって、むしろそれが他の倫理的価値といかなる関係にあるのかという視点が必要である。

平等主義と社会主義の関係は、若干複雑である。一般的なイメージでは、自由主義が自由を、社会主義が平等を尊重する思想であると受け止められている。しかし社会主義者自身は、マルクスが「自由、平等、所有、ベンサム」と揶揄したごとく、平等原理それ自体を究極目標にしてきたわけではなかった。なぜなら、マルクス学派には階級というより根本的なカテゴリーがあったからである。しかし上記のように、経済社会に対する多元的な認識は、階級にとどまらない様々な部面での格差とその是正という課題を提起する。そこで、平等もしくは公平という原理が見直されてきているわけである。

私自身は平等主義を重視しているので、この傾向に異論はないのだが、しかし逆に、階級概念が本書の中で重要な位置をしめていないことに疑問を感じる。近年では日本社会の階級化が、社会学者や近代経済学者によって主張されているというのに、当のマルクス経済学者による階級論の展開はほとんど見あたらない。いうまでもなく今日単純な二大階級論はあてはまらないし、金子がいうように、知識や教育も考慮に入れねば十分な平等論は議論できない。しかし、だからといって階級論を放棄するのではなく、八木も紹介している分析的マルクス学派のように、才能のような内的資産を階級区分の基準に取り込み、階級概念を精緻化していくことによって、平等論との統合を図っていく方向が望ましいと考える。

V 社会民主主義、福祉国家

従来のマルクス学派は全体として、社会民主主義も

しくは福祉国家に対しては、社会主義運動の垂流もしくは修正資本主義という低い評価を下してきた。それはソ連・東欧型社会主义の正統扱いと表裏一体であった。しかしソ連・東欧の社会主义体制が崩壊した一方で、「福祉国家の危機」が共通の現象となりながらも、社会民主主義は西欧では大きな社会勢力となっている。そこで本書でも社会民主主義を正面から非難する議論は見られず、むしろ日本が今後見習うべきモデルの一つとしての位置にまで高められている。政治戦術としても断続的な政治革命より、漸次的な改革による社会変革の方が少なくとも先進国においては現実的であるという認識も手伝っているのかもしれない。

書評

松尾匡著

『はるかさんとラピート君の 入門 今どきの経済 国家から市場へ、そして……』 晃洋書房 2001年5月 本体価格2400円

I はじめに

筆者は「はじめに」において、本書の基本的な視角を「国家から市場へ」あるいは、「身内集団原理から開かれた交換社会の原理へ」という言葉で表している。本書は現代の経済をわかりやすく解説するいわば啓蒙書なのであるが、筆者はこのようにみずからの評価する立場を明確にすることからはじめている。このような態度自体がこのような入門書のなかでは異色であろう。さらに筆者の他の著作を読んでいた読者は意表をつかれるかもしれない。「マルクス主義者である筆者が、市場経済を礼賛している。これは一体どういうことなのか?」というわけである。

しかし、筆者はこのように市場社会化、つまり近代の基本的原理たる普遍化のもつ力に対してそれを評価する姿勢をこれまで堅持してきた。それこそまさに筆者が年来主張してきた「喪失による普遍化と獲得による普遍化」という言葉で要約されてきたものである。そのような意味で本書は啓蒙書という体裁をとってはいるが、と同時に歴史的な流れの中で貫徹される獲得による普遍化の過程を身近な題材を解説しながら実証的に明らかにしていくという、いわば筆者自身の現状分

社会民主主義や福祉国家の評価はたしかに難しい。なぜならこれらが時代の推移とともに変化しているからである。たとえば70年代までの福祉国家は、ケインズ主義による高度成長を土台としていたが、環境による制約が前提となる現在、むしろ低成長経済のもとの存続を図っている。また、福祉国家における国家介入主義がソ連・東欧型社会主义と共通するという議論もあるが、むしろ福祉国家において、自律的な経済システムを作ろうとする運動が進んでいる。福祉国家の動向の現実と社会民主主義の理念との両方を睨んだ研究が今後求められるところである。

(松井 晓 所員 立命館大学)



析の書でもあると解釈することができる。そのように評者は理解した。

しかし、そのようなむずかしい理論的な背景を了解しなくとも、読者は本書を通じて楽しく現代の経済を勉強することができるのである。したがってこの本は、つねに筆者の言動に注目するものにあってはこれまでの筆者の理論的な背景を念頭におきつつ現状分析の書として読むことができるし、またそのような背景の知識がない人（またそのようなことに興味のない人！）は、登場人物たちのベタな？会話から、現代の経済を歴史的な視点より学ぶことができるであろう。

II 本書の構成

それでは、本書の内容を簡単に見ていくことにしよう。「この本の登場人物」や「はじめに」や「この本の読み方」といった項目をのぞくなら、全10講で構成されている。

第1講「あなたは就職できるか——日本型雇用慣行とその崩壊」は、読者とくに学生にとってもっとも切実な問題である就職の問題から説きはじめ、従来型の日本の雇用慣行が崩壊していることの肯定的な側面と否定的な側面をわかりやすく説明している。

第2講「『会社』とは何だったのか—ケイレツと会社本位主義の崩壊—」は、これまで日本を支配してきた会社本位主義や系列制度等が崩壊し、社会の構造転換が進んでいることについて説明している。なおこの二つの講において、筆者はいずれもそれを「内輪社会から開かれた社会へ」という項目で終えることで、このような歴史的過程を単に事実の連鎖として扱うのではなく、あくまで「内輪社会から開かれた社会へ」という日本社会の構造転換の歴史の一側面として理解することをすすめている。

第3講「鉄のトライアングルは崩れるか—規制緩和と価格破壊—」は、現在さかんに議論となっている規制緩和の問題についてそれを歴史的な観点から積極的に評価しつつも、単なる規制緩和賛成論者とは異なりそれが短期的にもたらしうる負の側面についても身近な例をあげて説明している。

第4講「高齢化で低福祉はどう変わる」は、高齢化によって生じる様々な問題（制度的な問題から家族システムの変容といった社会学的な問題まで）について、諸外国との比較も交えながら説明している。

第5講「欧米経済新時代—自由化・国際統合の光と影—」は、アメリカの90年代の好景気を話題の中心として、世界経済の新しい時代を歴史的な流れのなかでいかに位置付ければよいのかについて説明している。

第6講「アジア・中南米経済の発展と動揺」は、さきに5講で述べられた内容を踏まえた上で、こんどはアジアの経済発展の問題について述べている。その際、アジアにおけるいわゆる本源的蓄積がその政治形態と切り離すことができなかったことが指摘されている。

第7講「グローバル化する世界」は、さまざまな領域において生じているグローバル化傾向について説明し、民族主義や民族紛争が激化しつつも基本的にはグローバル化という流れは止めることができず、またそのようなグローバル化時代の中で労働運動がいかなる形を取りうるのかについて説明している。

第8講「IT革命のひらくもの」は、現在進行しつつあるIT革命が、市場や企業、消費者をどのように変容させていくのかについて説明し、その肯定的な側面と否定的な側面を指摘している。

第9講「国家独占資本主義の成立と解体」は、国家独占資本主義の成立とその解体について説明している。なお、ここから登場人物のなかに筆者自身が現れてくることからもわかるように、このあたりに筆者の真骨頂が現れているといえよう。

第10講「国家でもなく市場でもなく、その中間でも

なく」はいわば総括の講であるが、同時に筆者が実際に取り組んでおられるさまざまな市民運動の取り組みを紹介している。

III 本書の特徴

本書は以上のような内容からなるが、特徴としてはつぎのような点を指摘することができるであろう。

まず、第1には先にも述べたように、明確な筆者の歴史を見る視点が全体にわたって貫かれていることである。現代の経済についてわかりやすく解説した書物はさまざまあるが、本書のように筆者の歴史を見る視点が最初に明確に述べられている書物はあまりないようと思われる。本を読むとき気になるのが「この筆者はいかなる立場に立っているのか?」ということであるが、この本の筆者は、みずからの歴史を見る視点を明確にしたうえで議論をすすめている点で評価できる。このように筆者の立場が明確になることで読み手も、そこにあるバランスやアンバランスを客観的に評価することができる。

第2には、参考資料やホームページについての情報が豊富であることである。とくにインターネットについての情報が数多く与えられていることは、書物の紙幅の制約上たいへん意義あることと思われる。このような配慮によって本書は筆者が意図した大学生のみでなく、知的好奇心旺盛な中学生や高校生にも、さらには退職された年配の方々にも、読みとき、インターネットで検索して情報を収集することの重要性やおもしろさを実感してもらえるよう意図されている。さらに個々の事例についていちいち新聞等の出典があげられているのも、資料の信用性を明確にするという点でたいへん重要である。このような点は、これまでの入門書においてはあまり見られなかった（参考文献などは挙げられていても）ので、強調すべき点である。

IV おわりにかえて

最後におわりにかえて、本書について感じたいくつかの問題についてふれておきたい。

まずは評者自身も日々感じている教育上の問題についてである。このような時論的な問題は話題が決まっている通常の科目とは異なり、話題の選択や取り上げ方、興味の喚起の仕方等についていろいろな試行錯誤が必要であろう。筆者はその点に関しても一つの新しい提案をしているのであり、教育という観点からも大

きな問題提起をしているといえよう。評者も教育活動にたずさわる者としてこのような作業の必要性を日々痛感しているのであるが、同時にその困難さを感じてもいた。そのようななかで出版された本書は私にとってたいへん啓発的なものであったし、他の教育にたずさわる人々にも重要な問題提起をするものと思われる。紙幅の関係上その点について詳しく述べることはできないが、そのような意味で教育を majimeに考えようとする人々にとってもまさに必読の書であろう。

ただやはり時論的な性格をもつために、これはいたしかたのないことなのであるが、この本が執筆されてから生じたITバブルの崩壊や、小泉内閣の構造改革路線の問題、そしてアメリカのテロリズムの問題等々いくつかの重要な問題が当然のことながら含まれてい

ない。もちろんこれらはすべて短期的な問題であり、時代の趨勢はかわらないということもできようが、もし可能ならば筆者がこれらの情勢を踏まえた上で将来増補版を出されれば、さらに興味深いものとなろう。

しかし、このような問題は小さいものである。筆者の明確な歴史観に貫かれた、単なる時論の切り貼りではないこの書物は読んでいてたいへんおもしろいし、また主体的に社会を変えていくうとする情熱を持ったひとびとにある指針をあたえるものと思われる（以上のようにえらそうなことをいっている私であるが、実はひそかに授業の準備に参照していたのであった！）。本書を通じて、現代とはいかななる時代なのかを問い合わせ人々がさらに増えていくものと思われる。

（西 淳 三重大学非常勤講師）

書評

佐々木雅幸著

『創造都市への挑戦 産業と文化の息づく街へ』

岩波書店 2001年6月 本体価格2500円



I 本書の概要

本書は、単に創造都市に関する研究書というだけでなく、そこで暮らす人びとの息吹を伝え、20世紀末の都市生活の一断面を私たちに見事に示した読み物、あるいはエッセイとしても高く評価すべきである。特に、筆者が十ヶ月にわたって留学生活を送ったボローニヤと長らく研究と生活の場であった金沢に関する記述は秀逸で、読者は活力あふれる創造都市の魅力に引き込まれていくに違いない。

本書は、佐々木雅幸『創造都市の経済学』(勁草書房、1997年)に新しい知見を付け加え、その普及版という位置にある。ニューヨークと東京に代表される世界都市モデルとボローニヤや金沢に代表される創造都市モデルとの比較という基本的な分析視点を継承しながら、より後者に重点をおいて、いくつかの都市や地域の考察を加え、創造都市論の可能性を拡充した。以下、その概要を紹介したい。

第1章「『都市の世紀』の幕開け」では、国家の世紀から都市の世紀への移行を主張する。まず、はじめに

世界都市としてのニューヨークと東京が1990年代に浮沈を繰り返した様子を描き、その華やかさと危うさを指摘した。「『世界都市』はグローバルバブルの淵に沈みかけようとしており」(本書23ページ)という記述は、ニューヨークのテロ事件を予見していたかのようである。その上で、創造都市の思想的系譜を簡潔に紹介し、「創造都市とは人間の創造活動の自由な発揮に基づいて、文化と産業における創造性に富み、同時に脱大量生産の革新的で柔軟な都市経済システムを備えた都市である」(本書41~42ページ)と定義する。

第2章「創造都市・ボローニヤへの招待」においては、ボローニヤがいかに創造都市として発展してきたか、そしてこれからどこへ向かおうとしているのかを記している。「柔軟な専門特化」「文化協同組合」「社会的協同組合」「広域的環境管理」といった様々な組織や機能をわかりやすく紹介し、読者に創造都市の具体的なイメージを提供することに成功した。また、現地調査の場面や企業や組合を支える人びとの対話が生き生きと描かれていることによって、十ヶ月にわたる筆者のボローニヤ留学がいかに実りの多い経験であったかもうかがえるだろう。

第3章「内発的創造都市をめざす金沢」は、伝統工芸や生活文化の創造の場を失うことなく歩んできた金沢の試みを紹介しながら、文化と経済の緊張関係をまちづくりに活かす姿を高く評価している。伝統産業、都市経済、文化行政といった視点から、この二十年の取り組みを中心に創造都市としての金沢の特性を考察した。歴史と伝統が残る都市の多くは、そこから派生する保守性ゆえに、しばしば停滞や衰退を余儀なくされる。なぜ、金沢はその隘路に陥らなかったのか。本章の記述とあわせて、前掲書、第4章を熟読すれば、内発的創造都市としての金沢の特性をより深く理解できる。

第4章「創造都市への多様なアプローチ」では、重工業都市から文化都市への転換を目指すバーミンガム、環境保護行政の進展から環境創造都市としてのフライブルグ、工業都市としての基盤の上に音楽文化都市を創りあげている浜松、歴史都市である京都という、4つの都市による創造都市に向けての試みを紹介している。また、第5章「産業と文化の『創造の場』をつくる4つの現場から」は、都市よりも行政区画として小規模なまちや地域の現場に注目し、東京各地における試み（IT関連のベンチャー企業集積地である渋谷のビットバレー、三鷹市のSOHOシティ構想、大田区の仮想大工場）と地方圏の取り組み（群馬県桐生市の織維産地再生、秋田県田沢湖町のたざわこ芸術村）が紹介され、産業と文化の創造の場をいかにつくるかという政策課題に取り組んでいる。

II 「創造の場」の形成プロセスと 「創造の場」を支える財源

本書の理解を助けるために、評者なりの2つの視点を示しておきたい。

その一は、第4、5章で展開された創造都市（あるいは地域）における産業と文化の創造の場をいかに形成するかという政策論である。本書の視角は、Braczyk, Hans-Joachin, Fuchs and Hans-Georg Wolf eds. *Multi-media and Regional Economic Restructuring*, Routldg, 1999で指摘されたInstitutional Thickness（制度的厚み）、あるいは池上惇『財政学』（岩波書店、1990年）で主張された「文化インフラストラクチャー」に極めて近い概念と言える。そして、著者はその3つの要素として「芸術家や市民を結びつけるコーディネーターの存在」「人間的信頼関係を基礎にしたネットワーク」「グローバルな異文化との交流や伝統工芸や芸能と

現代のハイテクや芸術との出会いをおしそすめる機能」をあげている（本書第5章215～221ページ）。

現在の長期的不況で苦しむ産業と文化に携わる現場の人々が期待するのは、「どうすれば3要素を有するネットワークを構築できるか」と同時に「なぜ多くの事例は失敗したのか」という創造の場を支える人々の連携・協働プロセスの成否を分ける分岐点に関する検討であろう。たとえば、今井賢一・金子郁容『ネットワーク組織論』（岩波書店、1989年）第4章で述べられている「自己と他者との境界が常に引き直される自己組織的なプロセス」（同、184ページ）というネットワーク概念、あるいはEric S. Raymond, *The Cathedral & The Bazaar: Musing on Linux and Open Source by Accidental Revolutionary*, O'Reilly & Association, 1999（山形浩生訳『伽藍とバザール』光芒社、1999年）で展開されたバザール的な価値創造モデルはこれに何らかの示唆を与えてくれる。

また、地域内の資源配分メカニズムの視点からもこの問題に接近できるかもしれない。ハリウッドの映画産業やイスイスの時計産業などの事例研究をふまえつつ、取引費用の概念を活用して地場産業の生産活動における調整メカニズムを論じたM. J. Enlight, "Organization and Coordination in Geographically Concentrated Industries" in Lamoreaux and Raff eds. *Coordination and Information: Historical Perspectives on the Organization of Enterprise*, The University of Chicago Press, 1995, pp.103-146は注目に値する。彼は、本書の示した創造の場について、複数の企業やNPOをとりまとめるオーガナイザーが存在し、互いに結んだ短期契約をもとにプロジェクトが推進される「短期的提携[short-term coalitions]」と、参加者全員がパートナーシップを有し、相互依存状態にある「長期的関係[long-term relationships]」を分別している。

二つ目の課題は、創造の場を構築するための資金をどのように調達するのかという論点である。創造都市においては、①どのアクターがどのような原則に従って、それぞれ負担をするのか、②それは現行の地方税制にどのような変更を求めるものなのか、③現行の都市、特に世界都市が採用しうる財政制度と比べて、それはどのような特徴を有するのか。すでに、佐々木雅幸「創造都市の経済と財政」（坂本忠次・重森暁・遠藤宏一編『分権化と地域経済』ナカニシヤ出版、1999年）で、自主財源比率の上昇に成功したボローニャの事例にふれており、創造都市への第一歩としての財政の分権化を指摘している。そこから、資金調達方法の変更

がどのように人々の協働と連携を促したのか（しなかったのか）という次の論点が生まれる。すなわち、この資金調達問題は文化政策の地方分権に関する課題でもあって、1960年代後半から70年代前半のアメリカにおける連邦と地方の公的な芸術支援のあり方を論じた D. Netzer, *The Subsidized Muse: Public Support for the Arts in the United States*, Cambridge University Press, 1978 の示唆する視点との対比も興味深い。

21世紀は都市の世紀であろうか。その答えは読者一

人ひとりに委ねられている。しかし、本書を一読されれば、創造都市論が成熟の段階に入ったことを実感できよう。そこには、かつて著者が指摘した、都市における「集積の不利益」と「社会的共同消費の不足」(佐々木雅幸「地域問題と地域政策」、宮本憲一・横田茂・中村剛治郎編『地域経済学』、有斐閣、1990年)の解決の手がかりの一つが読みとれるはずである。

(金武創 京都橘女子大学)

— Information —

Asian Business & Management (ABM) ジャーナルの発刊に寄せて

2002年4月に英国マクミラン社から、Asian Business & Management (ABM) ジャーナルが発刊される。編集責任者（代表）は長谷川治清氏（シェフィールド大学日本研究センター所長・上級講師）である。経済・経営分野では、日本人によるインターナショナル・ジャーナルの発行は、初めての企画といわれる。本紹介は、長谷川氏からのヒアリングをふまえてまとめたものである。

Asian Business & Management (ABM)は、アジアにおける企業経営についての理論的・実務経験的な研究交流を深める専門誌である。ABMでは、特殊ケースおよび一般的傾向の両研究が扱われ、21世紀におけるアジアの企業経営研究における新たなパラダイムが探求される。アジアに関する近年の主要ジャーナルは、外部からのアプローチが主である。ABMは、それとは対照的にアジアとアジア企業に焦点を合わせ、アジアおよび他地域の学会的交流を促進することによって、新たな学界フォーラムを創出する。ABMは、企業経営についてより広い視点からとらえ、政治経済や文化・倫理、環境、法律、性、労働運動、地域社会、平和・民主主義などのグローバルな諸問題と企業経営とのダイナミックな関係・相互作用についての認識を促す。ABMは一国研究のみならずより広角度の比較研究を歓迎する。アジアの企業経営の研究対象は、アジア地域のアジア企業に限定されるわけではなく、アジア地域を越

えて展開するアジア企業やアジア域内における外国企業をも対象にする。

ABMは、インターナショナル・ジャーナルとして、アジアを中心とする企業経営の研究領域で国際的・学際的・世代的な“場”となることをめざしている。本誌の出版にあたっては、アジアとは何処か、経営学どの領域を含めるのか、アジアを外から見るのか内から見るのか等についての真摯な検討がふまえられている。ABMはまた、グローバル化の時代のニーズに応える専門誌をめざしている。グローバル化が進めば進むほど、研究対象領域の共通性とローカル性はより明確になってくる。また、価値規範を有する研究の必要性は、グローバル化の進行に伴ってますます高まる。ABMは、アジアの企業経営研究を舞台にして、グローバル化・リージョナル化・ローカル化のダイナミズムを解明するであろう。

アジアの企業経営についての学際的・民主的な研究フォーラムの構築をめざすABMの理念・趣旨は、基礎経済科学研究所および『経済科学通信』の理念・目的と合い通する側面が少なくないように思われる。両誌の相互交流・発展を祈念したい。なお、ABM ジャーナルの寄稿・購読については、マクミラン社のウェブ・ページ(www.palgrave-journals.com)を参照されたい。

(十名直喜 所員 名古屋学院大学)



特集 ポスト企業社会を探る（96号）

「特集」を構成する7本の論文は、ポスト企業社会を様々な側面から探った力作である。各論文はそれぞれ、労務管理、ジェンダー、労働時間、高齢者福祉、IT革命、コンピュータ・システム、持続可能社会を分析の中心にえているが、前後の論文が分析テーマを共有する形で展開されている。

「労務管理をめぐる動向と21世紀の課題」（黒田兼一）は、エンプロイヤビリティ・モデルやコンピテンシー論にみる財界の新しい雇用・処遇戦略に注目する。いずれもアメリカ仕込みの新しい考え方であるが、日本企業を支えてきた人事労務管理の基本原理にメスを入れ、雇用の流動化と成果主義化を図ろうとするものである。

日経連のエンプロイヤビリティ・モデルは、企業の内部、外部双方で通用するフレキシブルな「変化対応型」の能力形成を図り、雇用の流動化を促進しようとする。コンピテンシー論は、職務給に人事考課を導入した新しい概念で、これまでの潜在能力評価を排除し、成果をもたらした行動に基づく「顕在化された能力」評価へシフトさせようとするものである。雇用の流動化・成果主義化の動向に対して、黒田氏は、正規・非正規雇用の待遇格差の是正がまず図られるべきだと主張し、フルタイマーとパートタイマーのあらゆる差別を禁止したオランダ・モデルに注目する。

「ポスト日本型企業社会とジェンダー——公平性・平等性を前提にした新たな共同の枠組みへ——」（石田好江）は、ジェンダー論の視点から日本型企業社会の構造を総括し、それに代わる新たな枠組み・仕組みを構想する。日本のジェンダー構造は、欧米先進国と比べて特異かつ堅固で、日本の「企業社会」の構造と一体となっているとみる。市場化の進展に伴って、日本型企業社会の中核である日本の雇用制度が変容しつつあるが、これを公平性・平等性を前提にした新たな共同の枠組みのチャンスとして積極的に捉えようとする。

人事制度の個人化や透明性の高まりは、不透明で恣意的な評価によって差別をうけてきた女性にとっては歓迎すべき流れであり、性に中立的な賃金制度への第

一步と評価する。成果・業績主義の流れが強まる中で、格差が合理的であるかどうかを検討する中立・公平な人事制度を企業の枠組みを超えた視点から提起する。

黒田論文と石田論文は、人事制度に分析の力点をおいている点で共通している。しかし、人事制度の個人化や透明性の高まりを「歓迎すべき流れ」「性に中立的な賃金制度への第一歩」とみる石田論文と、格差構造を内包しての雇用の流動化・成果主義化の動向に批判的な黒田論文とは、多くの視点を共有しながらも現状評価に若干のずれがみられる。

「男性中心社会をどう改革するか」（森岡孝二）は、労働時間をめぐる最近の傾向を分析した上で、「時短革命とパート革命」による男性中心社会の改革構想を提示する。市場労働の減少と家事労働の男女シェアリングを組み合わせた改革のシナリオは、オランダ・モデルを参考にしたものである。その点では、石田論文のジェンダー視点からの提言を引き継ぎ、労働時間の視点から新たに展開したものである。「時短革命とパート革命」とは何かについては、より明確な規定が望まれる。

統計上、労働時間が減っている現象の背景には、パート化があるとみる。特に主婦のパート化が、一人当たりの労働時間統計値を大きく下げる要因となっていると分析する。また、他方では、若者と中高年のパート化・アルバイト化、30代・40代男性の労働時間の延長が同時進行している。

日本型企業社会の構造については、「企業社会の内部に関する限り大きく動いていない」とみており、石田論文と微妙な温度差をみせている。なお、男女の収入格差について、男女の有償労働時間比（表3）×男女の賃金格差比（表4）で簡易計算している。むしろ、これは有償労働時間比×男女の労働時間単価（表5）で算出すべきではなかろうか。

「福祉国家の内実：分権・自治・参画そして自己決定」（佐藤卓利）は、デンマーク・ミュン市の高齢者福祉の聞き取り調査をまとめたものである。総収入に対する税率が50%を超えるデンマークは、高い福祉レベルや女性就業率、インフラ整備、そして小さい収入格差と

多岐にわたる公的保障を特徴とする高福祉国家である。長期失業者・就労意欲喪失者問題などのディレンマも抱えている。長期失業の悪循環を断つべく「働くことは大切だ、働くう」のプロジェクトを起こし、仕事をする意識づけを図っている。

在宅ケアサービスのサービスのレベルは、各基礎自治体で決定している。要介護認定の程度は、訪問ヘルパー・看護婦が判定を下すが、本人の意思が最重視され、決定の前に本人との話し合い納得の上で結論を出す。これからの方針として、脱施設化、在宅ケアの方向がある。できるかぎり長く自宅で暮らし、自分の家の中で主人としてサービスを受けることが、価値ある人生に大切なこととみなされている。中央集権の枠組みの下で導入された日本の介護保険とは対照的である。デンマーク・ミュン市にみる高齢者福祉のありかたは、ポスト企業社会論に福祉国家論の成果をどう取り込むかという視点を提起するものである。

「IT革命」と、「企業社会」の解体と再編成」(井上秀次郎)は、企業社会を支える原理として「内部化の経済性」を提示し、企業社会が有する機能がIT革命によってどのような影響をうけるのかを検討している。まず、ITのもつ技術的性格、その革命性について、産業革命、高度成長期の技術革新、80年代のME革命との比較において分析する。

「企業社会」を「資本によって内部化された社会」と規定し、「内部化の経済性」のメリットをフルに享受しようとする主体として、「企業社会」をとらえる。企業社会の考察にあたって、その範囲を内部労働市場、企業集團、企業城下町の3点に絞って進める。ここでは、企業城下町の捉え方が興味深い。都市・行政の内部化による地域資源の独占的占有、関連企業・産業の内部化に集積のメリット、労務管理の対象範囲の地域社会への延長など、都市・地域を内部化することにより生じたのが企業城下町であると規定する。これによって、「家庭の中まで会社になる」のである。市場や労働者を内部化することによって、資本の支配下におき、さらには積極的な協力者へ変身させる。こうして内部化は、直接的な管理・支配から間接的な管理・支配への転換を可能にする。

しかし、グローバル化の進展は、労働市場のフレキシブル化や海外への工場移転などを促すなど、内部化のメリットを急速に減退した。また、IT革命によるオープン化の進行、すなわちクローズド・システムからオープン・システムへの情報システムの転換は、内部化のメリットを減少させ、解体化を促す。しかし、企業社

会は解体されるものではなく、そのメリットの享受において、新たな再編成をもたらすとみる。しかし、その再編成の方向については述べられていない。

「コンピュータシステムの変遷とIT労働者」(高野雅章)は、1980年代から90年代にかけてのコンピュータ・システムの変遷を概観し、オープン・システムへの転換がもたらした現実と今後のあり方について分析する。企業内情報システムは90年代になると、1980年代のホスト中心(中央集権)、各社独自のオペレーティング・システムから、マルチベンダー・オープン化に対応したOSに取って代わった。ソフトウェアは、マイクロソフト社のアプリケーション・ソフトが主流となって日本独自のものは少くなり、顧客からの問い合わせや不具合対応には問題解決できない状況に陥るなど、技術労働者の深刻な問題となっている。

マイクロソフト社はWindowsを毎年のようにバージョンアップし、それに必要なパソコン性能をアップして消費者に高価なパソコンを購入させる。リナックスは、オープンソースOSを世界中の人々に無料で公開、開放することによって、マイクロソフト社のOS独占を打ち破ろうとする。資源浪費型のマイクロソフト社の商法に対し、リナックスに代表される無償OSは廃棄されるパソコンを減らすことを可能にする。自己利益優先、効率一辺倒、資源浪費のグローバリゼーションによる米国型ビジネスモデルに、ヨーロッパ諸国が取り組んでいる持続可能社会に対応したビジネスモデルを対置する。リナックスに代表される無償OSや持続可能社会をめざしたビジネスモデルの中に、日本の技術労働者の進むべき役割を見出そうとする。

井上論文、高野論文は共に、ITがもつオープン・システムの側面に着目しているが、その評価については見解の違いがみられる。企業社会の解体化と再編を促す重要な手段とみる井上論文に対し、高野論文はOS独占化とその打破をめざす動きとの対抗関係として捉え、企業内技術者として、企業社会の解体化論にはより慎重なスタンスが見られる。

「こうすれば持続可能な日本ができる——アジェンダの提案」(藤岡惇)は、21世紀の経済社会のあり方について環境問題と市場原理の統合的な視点から構想した壮大な提案である。21世紀に解決を迫られている4大課題として、環境破壊、マネーの魔力、労働・人権・環境基準の切下げ競争、人間の人格とアイデンティティの危機を挙げる。そして、それらの課題の解決を図るべく、10項目にわたる日本経済の改革を提案する。

「I 経済価値と倫理的価値の接近・融合のために」

「II 税制改革」「III 人間の尊厳をささえ、市民社会を強化するための社会保障制度」「IV 労働時間の短縮による雇用の創出」「V 資源循環型・人間発達支援型の地域づくり・仕事おこしを促進する」「VI 賃金・人権・環境水準の最底辺への競争を抑える国際的仕組みの開拓」「VII 軍事力・経済要素の国際移動にたいするグローバル・ガバナンスの強化」「VIII 企業・株式会社の改革」「IX 貨幣・金融制度の改革」「X 国家の民主化とアジアとの和解」。

これらは、ポスト企業社会のあり方をさし示すものとして、本特集を締めくくるにふさわしい意欲的な提案といえる。また、理念的なものから具体的な提案まで多岐にわたる10項目は、それまでの企業社会に焦点を絞った6論文の諸提案を日本経済改革の中で捉え直す素材ともなっている。しかしながら、それらの諸項目が相互にどのような整合性をもち、体系的に位置づけられるのか、諸項目の優先順位や手順はどうあるべきかなどについては示されていない。

以上、本特集の7論文について各概要、前後の論文との関係や論点などを比較しながらみてきたが、個々には指摘できなかった幾つかの点をあげておきたい。

日本型企業社会の捉え方では、ジェンダー視点から

切り込む石田論文に対し、井上論文は「内部化の経済性」視点から分析し、森岡氏はジェンダーと労働時間の複合視点からその内奥に迫っており、それらをあわせてみると多面的な分析となっている。

黒田論文と共にオランダ・モデルに注目する森岡論文は、有償労働のワークシェアリングと家事労働の男女シェアリングを適切に組み合わせ労働時間の短縮を図るという改革のシナリオを提起したものである。日本人のライフスタイル、とりわけ男性サラリーマンの変革を迫る斬新な提案である。それ故、彼らの合意をどのように取り付けていくかという戦略も不可欠といえよう。

いずれにしても、提示された変革の構想には、それを実現させる政治的・運動的主体およびそのプロセスはほとんど提示されていない。おそらく、理念と構想設計をめぐっての議論が、まず求められているとの判断からであろう。本特集は、各論者とも企業社会の改革の理念やあり方、構想を大胆に提起しており、本テーマをめぐる議論と関心を高める格好の素材として注目される。

(十名直喜 所員 名古屋学院大学)

『経済科学通信』最近のバックナンバーのご案内

—第95号—

特集 20世紀マルクス経済学：回顧と展望

特集によせて	森岡 真史
経済学の方法におけるヘーゲル主義と実証主義	角田 修一
ヒルファディングヒルカーチ	
——20世紀マルクス主義における労働論的認識批判原理の喪失——	有井 行夫
唯物論的歴史観における意識の位置と意義	
——所有と規範概念を中心にして——	宮田 和保
マルクス解説	揚 武雄
20世紀経済学の回顧 一価値論論争史	米田 康彦
数理マルクス経済学の到達点と課題	松尾 匡
20世紀マルクス経済学の軌跡と理論の現実性	関根猪一郎
20世紀のマルクス経済学と新世紀の課題	大西 広
「政治の科学」の軌跡と遺産	
——戦後マルクス主義政治学の一断面——	神谷 章生

ご注文は基礎経済科学研究所 TEL&FAX 075-255-2450 URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/> まで

サステナビリティの経済学 — 第24回研究大会をふりかえって

第24回研究大会は、9月15～16日に、滋賀県彦根市の滋賀大学経済学部を会場に開催され、80名を超える参加をえた。

今回は、基礎研が1999年に学術会議の学術団体登録を承認されたのを受けて、昨年の立命館大学の開催に続いて、運営において学会形式を意識しつつ、大学を研究大会の会場とする2回目の大会である。

研究大会のテーマを「サステナビリティの経済学」とした。その理由は、次の二つである。

第1は、21世紀を迎えて新たな時代の戦略的な目標を考えた場合、「サステナビリティ」(持続可能性、維持可能性、永続可能性)という概念が重要性を持ってくると考えたからである。20世紀が、経済成長や近代化を戦略的な目標としてきたのに対して、20世紀末からそれへの反省として、環境や人権を軸としつつ、サステナブルな社会への関心と政策作りが検討されてきた。今大会では、サステナビリティを戦略目標とすえた場合に、価値論はどのような射程と課題とを持つのか(全体会1)と、サステナブルな社会へ向けた政策提起(全体会2)について深めたいと考えたのである。

第2は、開催地滋賀県がサステナブルな社会を築くための多くの経験を生み出しているとともに、今年の7月に滋賀大学の学長に就任された宮本憲一氏が、日本の経済学者の中ではサステナビリティの重要性を早くから強調し、その政策について提起してきたからである(宮本憲一著『日本社会の可能性—維持可能な社会へ』岩波書店)。

したがって、二つの全体会では、宮本報告を基調にすえ、藤井報告では、菜の花エコプロジェクトという先進的な経験を紹介評価し、藤岡、梅澤、吉川の3報告ではそれらを価値論の次元に位置付けることを狙いとしたのである。

各報告の詳細については、本号に掲載のものをご参

照願いたい。

今大会では、全体会以外では、6つの分科会がもたらされ、19本の報告がなされた。

滋賀大学彦根キャンパスは、琵琶湖に隣接し彦根城の堀端にあり、アメニティ・バリューに富んだ雰囲気に多くの参加者から賞賛の声をいただいた。

全体会及び分科会の詳細については以下に示しておくこととする。

〈全体会1〉「21世紀の課題にこたえる価値論の創造」

(コーディネーター：北村裕明)

「永続可能な社会づくりのための価値論の創造」 藤岡惇

「価値論のポテンシャル」

—ジエンダー・環境問題・地域通貨— 梅澤直樹

「アマルティア・センにおける環境と価値」 吉川英治

〈全体会2〉「サステナブル経済システムをどう創るか」

(コーディネーター：成瀬龍夫)

「サステナビリティの政治経済学」 宮本憲一

「循環型社会の創造と『菜の花エコプロジェクト』」 藤井絢子

(分科会)

「環境とサステナビリティ」 報告者：只友景士

「ソ連の社会主义とはなんであったのか」

報告者：林裕明、小西豊

「企業社会と人間発達」

報告者：十川泰成、桜井義行、十名直樹

「マルクスの近代、私たちの現代」 報告者：松尾匡、宮田保和

「アマルティア・センを読む」

報告者：小野満、阪本将英、飯貝由佳、東愛子

「家族とジエンダーと福祉」 報告者：遠山日出也、山田亮

「ニューパブリック・マネジメント」

報告者：武田公子、柳瀬孝三、柏原誠

「自由論題」 報告者：荒木國臣、大松美樹雄

(第24回研究大会実行委員会事務局長 北村裕明)

編集後記

▼久しぶりに編集局員にカムバックしました。今年4月に、24年間の四国の旅を終えて、京都に帰ってきたところです。その間は四国基礎研の活動（主には年に1回の春合宿）に参加するのが精一杯で、春、夏の全国大会や、シンポジウムなどからはしばらく遠ざかっておりました。半ば「冬眠所員」であったわけです。しかし京都に戻ってきたところ、すぐに、暖かく（と言っておきましょう）編集局員に加えていただくことになりました。何分長い間の不在です。編集局会議では、ノウハウも体力（気力？）も消え去ってしまっているな、と感じる時もあります。これからどれ

だけお役に立てるか、心許ないこと極まりありません。それに新しい職場での仕事や準備もあって、編集局会議にも十分参加できていません。編集後記などおこがましいのですが、最初の仕事として書かせていただくことになりました。これを契機に少しづつでも勘を取り戻して、昔の人脈も掘り起こして、『経済科学通信』の編集作業に取り組んでいきたいと思っています。皆様のご協力とご支援をお願いします。

（中谷 武雄）

投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数	論文、研究ノート：200字詰50枚以内 研究動向、書評：同 20枚以内 いずれも、図表、注などを含む。
原稿	審査の迅速化のため、コピーを1部添えてください。 パソコン、ワープロをご使用の場合には、本文のテキストのみを保存したファイルをお送りください。なお、お送りいただいた書類、フロッピー等は返却いたしませんので、ご了承願います。抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。
掲載料	下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。 論文・研究ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

『経済科学通信』最近のバックナンバーのご案内

—第93号—

特集 環境・市民・公共事業

21世紀の環境問題と社会経済システム	植田 和弘
長良川河口堰による環境破壊と建設省の責任	柏谷 志郎
徳島・吉野川第10堰問題その後	K・U
公害被害者とともに進める環境再生のまちづくり	傘木 宏夫
環境評価の方法	友野 哲彦
グリーン調達の進展とISO14001認証取得の「ドミノ倒し現象」	佐古井一朗
遺伝子組み換え作物と地球環境問題	江尻 彰
環境の世紀における将来社会構想	佐々木 建
エゴからエコへ	藤岡 慎

ご注文は基礎経済科学研究所 TEL&FAX 075-255-2450 URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/> まで

桜井書店

東京都文京区本郷1-5-17三洋ビル <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03)5803-7353 FAX (03)5803-7356 価格税別

エスピングルセン／渡辺雅男・渡辺景子訳 福祉国家の可能性 改革の戦略と理論的基礎

世代、ジエンダー、階級…新たに・そして深刻な社会的亀裂・不平等をどう回避するか。実践的な政策論を中心に編集された最新作。

A5判上製・2500円

エスピングルセン／渡辺雅男・渡辺景子訳

ホスト工業経済の社会的基礎
市場・福祉国家・家族の政治経済学 A5判上製・4000円

長島誠一著

A5判上製・3000円

戦後の日本資本主義

いまだどのような「構造改革」が必要なのか――

恐慌・景気循環研究のエキスパートが、戦後日本の経済・社会を精細に分析して、新たな・独自の社会構想を提示する書き下ろし。

渡辺 治著

A5判上製・3000円

日本の大国化と

天皇制ナショナリズム
の模索と陥路

ネオ・ナショナリズムの形成

改憲の動き、首相の靖国公式参拝、集団的自衛権の容認と自衛隊の海外派遣、そして新手のナショナリズムの台頭：日本はどこへ向かおうとしているのか。

経済科学通信 第97号 2001年12月10日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麿屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/>

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長

森岡 真史

副編集局長

大西 広 神谷 章生

編集局員

岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子 中田 晋自

中谷 武雄 増田 和夫 中村美樹子

印刷所

北斗プリント社

〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町38-2

TEL (075)791-6125

購読料

一部1,300円 定期購読3号分前納3,600円(郵送料を含む)

中村 哲[編著]

『経済学批判要綱』 における歴史と論理

マルクスの透徹した資本主義批判と、それをふまえた未来社会についての「知」のプロセスを、「草稿」における思想形成の過程を探る。角田修一／赤間道夫／牧野広義／野田公夫=執筆

●¥2800

福祉俱楽部・福井典子[編] 渡辺 治・二宮厚美・篠崎次男[著]

どうする日本の福祉

新自由主義に対抗する社会保障運動
介護保険が導入された背景とは? 社会保障改変の構図とは?
さまざまな疑問に答え、いま私たちが考え、歩むべき道を示す。

●¥1200

久保庭真彰・田畠伸一郎[編著]

●¥3000

転換期のロシア経済

市場経済移行と統計システム

山田喜志夫[著]

現代貨幣論

信用創造・ドル体制・為替相場 今日、貨幣をめぐって生起する諸問題と諸議論の核心を、基礎理論をふまえて体系的に解き明かす。

●¥3200

勝田政広[著]

資本論の構造分析

文献データベースによる検討
『資本論』の論理構造・論理体系を《全文・文字型・文献データベース》を活用して、主に価値論・価値形態論に焦点を絞り考察する。

●¥4000

森 宏一[編集]

普及版 哲学辞典

社会科学を学ぶ初学者向けの中辞典として好評のロングセラーが、より使いやすいソフトカバー装で新登場!
マルクス再考の新たな流れの中で、「古典」を読み直す際にも最適。

●¥4500

20世紀《社会学》の軌跡をしるす新しい古典

シリーズ

社会学の思想

[第1期 全12冊]

編集委員◆長谷川公一／藤田弘夫／吉原直樹

[A5判上製／平均500頁／予定価5500円～8000円]

■第1回配本 ¥5800

A・ギデンズ(監訳:藤田弘夫)

社会理論と現代社会学

■第2回配本 ¥5600

M・カステル(訳:大澤善信)

都市・情報・グローバル経済

■第3回配本 ¥6700

D・ハーヴェイ(監訳・解説:吉原直樹)

ポストモダニティの条件

■以下、続刊

H・ルフェーブル(訳:齊藤日出治)

空間の生産

J・コールマン(訳:久慈利武)

社会理論の基礎上・下

A・リビエツ(訳:若森章孝／井上泰夫)

レギュラシオンの社会理論

A・トゥレーヌ(監訳:伊藤るり)

社会の生産

J・アレクサンダー(訳:佐藤成基)

社会学の理論論法

D・マッケンジー(監訳:佐々木力)

核ミサイル誘導の歴史社会学

C・ティリー他(監訳:片桐新自)

反乱の世紀 1830-1930

H・ガーフィンケル(監訳:浜日出夫)

エスノメソドロジー研究

A・ゴフマン(監訳:安川 一)

リレーションズ・イン・パブリック

青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】